

第3編

津波災害対策編

第3章 災害応急対策

第3章 災害応急対策

第1節 情報の収集・伝達

主な実施担当	全部
防災関係機関等	宮城県、仙台地方振興事務所、仙台土木事務所、仙台管区気象台 亘理消防本部、亘理警察署、その他防災関係機関

1 方針

地震や津波の被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民や海水浴客等に伝達することが重要である。また、災害等により通信施設が被災した場合、防災関係機関の災害応急対策や住民の生活情報収集に大きな影響が生じる。

円滑な応急対策活動を実施するため、防災関係機関との緊密な連携のもと、災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。特に、高齢者、障害者等の要配慮者への伝達に万全を期する。

2 緊急地震速報

1 緊急地震速報の発表等

- 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。
- 日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて住民に緊急地震速報を放送する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。
- 仙台管区気象台は、緊急地震速報の利用の心得等の周知・広報に努める。

※緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある

※気象庁はこれまで、地震等により重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていたが、これに加え、今後はこの警報の発表基準を遥かに超える地震等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛ける

第3章 災害応急対策

2 緊急地震速報の伝達

- 気象庁は、緊急地震速報を直ちに日本放送協会(NHK)に伝達するとともに、防災関係機関等への提供に努める。
- 気象庁は、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ(臨時災害FM放送を含む)、携帯電話(緊急速報メール機能含む)等を用いて広く住民等への提供に努める。
- 町は、総務省消防庁の全国瞬時警報システム(J-ALERT)を通じて情報を受理し、伝達を受けた緊急地震速報を防災行政無線等により、住民等への伝達に努める。

3 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動を取る必要がある。

入手場所	取るべき行動の具体例
自宅等、屋内	<ul style="list-style-type: none"> ○頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。 <注意> ・慌てて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
集客施設	<ul style="list-style-type: none"> ○館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段等に殺到しない。 ・吊り下がっている照明等の下からは退避する。
屋外	<ul style="list-style-type: none"> ○ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ○建物からの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、建物のそばから離れる。 ○丈夫な建物のそばであれば建物の中に避難する。
車の運転中	<ul style="list-style-type: none"> ○後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ○ハザードランプを点灯する等して、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 ○大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさける等、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

第3章 災害応急対策

3 大津波警報、津波警報の伝達

- 町、亘理消防本部は、気象台からの情報の内容を鑑みて、防災行政無線、消防無線、携帯電話等を活用して住民に対し、迅速かつ的確な情報の伝達を行う。
- 町及び亘理町消防本部は、大津波警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

4 地震・津波情報

- 仙台管区気象台は、地震、津波の観測結果に基づき津波予報（津波警報・注意報）及び地震情報や津波情報を発表する。

1 情報の種類

(1) 大津波警報(特別警報に位置づける)、津波警報、津波注意報

① 津波警報等の発表等

- 気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらとともに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に津波警報等を発表する。なお、大津波警報については津波特別警報に位置付けられる。

※津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する

※予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

第3章 災害応急対策

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ	
			数値での発表	定性的表現での発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m < 高さ	10m超	巨大
		5m < 高さ ≤ 10m	10m	
		3m < 高さ ≤ 5m	5m	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超えて、3m以下の場合	1m < 高さ ≤ 3m	3m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m ≤ 高さ ≤ 1m	1m	(表記なし)

※「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう

② 津波警報等の留意事項

- ア 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある
- イ 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある
- ウ 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある

第3章 災害応急対策

(2) 津波情報等

① 津波情報の発表等

- 気象庁が津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

第3章 災害応急対策

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ $>1\text{m}$	数値で発表
	観測された津波の高さ $\leq 1\text{m}$	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ $\geq 0.2\text{m}$	数値で発表
	観測された津波の高さ $< 0.2\text{m}$	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推測される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)又は「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができる他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

最大波の観測値及び推定値の発表内容(沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点)

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $>3\text{m}$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 3\text{m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $>1\text{m}$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 1\text{m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

第3章 災害応急対策

沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点

(推定値を発表しない観測点)での最大波の観測値の発表基準

全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で大津波警報又は津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点(沿岸から100km以内にある沖合の観測点)において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表

② 津波情報の留意事項

ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

(ア) 津波到達予想時刻は、津波予報区の中で最も早く津波が到達する時刻である同じ予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも數十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある

(イ) 津波の高さは一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある

イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

(ア) 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある

ウ 津波観測に関する情報

(ア) 津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある

(イ) 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある

エ 沖合の津波観測に関する情報

(ア) 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる

(イ) 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある

第3章 災害応急対策

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

ア 津波予報の発表基準とその内容

	発表基準	内容
津波 予報	津波が予想されないとき(地震情 報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m 未満の海面変動が予想され たとき(津波に関するその他の情 報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動 のため被害の心配はなく、特段の防災 対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動 が継続するとき (津波に関するその他の情報に含 めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されてお り、今後も継続する可能性が高いため、 海に入っての作業や釣り、海水浴等に 際しては十分な留意が要である旨を発 表

5 災害情報の収集・伝達

- 町長は、町内の災害情報及び所管に係る被害状況を住民の協力を得て迅速かつ的確に調査・収集し、県その他関係機関に通報報告する。ただし、被害状況により県へ報告できない場合は、直接国へ報告する。

1 災害情報の収集

(1) 情報調査連絡員

- 町長は、災害が発生した場合、災害情報の収集に万全を期するため、町職員を以って状況把握に当たらせるとともに、各地区ごとに次の情報調査連絡員を置く。
 - ア 各地区情報調査連絡員は、各行政区長の職にある者を以って充てる
 - イ 消防機関の情報調査連絡員は、消防団の分団長、副分団長及び班長の職にある者を以って充てる

(2) 津波発生直後の被害の第一次情報等の収集

- 町は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む)、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。
- 町は、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁の定める火災・災

第3章 災害応急対策

害等報告要領に基づき消防庁へ直接報告を行う。

- 町は、行方不明者の数について、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町内（海上を含む。）で行方不明になった者について、警察等の関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。
- 町は、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者等住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。
- 港湾・漁港施設管理者及び海岸管理者は、津波予報が解除された場合は、速やかに施設の調査を実施し、被害状況を把握するとともに、二次災害の危険性の有無等の検討を行い、応急復旧・本復旧工事等を効率的に行う。また、港湾・漁港施設については、緊急物資輸送拠点としての重要な施設を含むことから、施設の使用可否等の検討を行う。

（3）収集すべき災害情報等の内容

- ア 人的被害（死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数）
- イ 住家被害（全壊、半壊、床上浸水等）
- ウ 土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）
- エ 出火件数又は出火状況
- オ 二次災害危険箇所（土砂災害の危険判断、高圧ガス漏洩事故等）
- カ 輸送関連施設被害（道路、鉄道、漁港）
- キ ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道、下水道施設被害）
- ク 避難状況、救護所開設状況
- ケ 災害の状況及びその及ぼす社会的影響から見て報告する必要があると認められるもの

2 被害状況の調査

（1）被害調査体制

町における被害状況の調査は、次のとおり各課において分担し、関係機関及び関係団体の協力を得て実施する。

被害調査区分	調査担当責任者	協力団体名等
総括	危機管理室長	府内各課
人的、住家等の被害	町民生活課長 税務納税課長	各地区情報調査連絡員
保健衛生・社会福祉関係被害 (病院関係含む)	保健福祉課長 地域包括支援センター所長	各施設の長 民生委員

第3章 災害応急対策

		各地区情報調査連絡員
農林水産業関係被害	産業振興課長 農業委員会事務局長	農業協同組合・農業共済組合 漁業協同組合 各地区情報調査連絡員
商工業関係被害	産業振興課長	亘理山元商工会
道路・河川・排水路・橋梁 ・漁港施設関係被害	まちづくり整備課長 農業基盤整備推進室長	土地改良区 各地区情報調査連絡員 漁業協同組合
都市計画施設関係被害	まちづくり整備課長	各施設の長
下水道施設関係被害	上下水道事業所長	各地区情報調査連絡員
水道施設関係被害	上下水道事業所長	各地区情報調査連絡員
学校教育施設関係被害	学務課長	各施設の長
社会教育施設・文化財関係被害	生涯学習課長	

※その他被災状況により消防長、他課長の協力を求めるものとする。

(2) 調査要領

山元町災害対策本部運営要綱（条例5）等の定めるところによる。なお、被害写真等の撮影については、各調査担当課ごとに速やかに撮影し、被害写真は総務課に提出する。

3 県等への災害情報等の報告

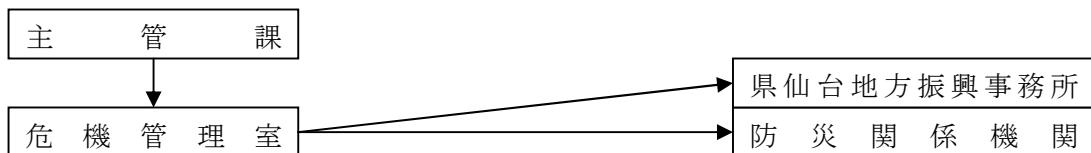
- 町及び亘理消防本部は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。
- 町及び亘理消防本部は、県に情報伝達できない場合は、直接総務省消防庁に対し、被害状況を伝達し、事後速やかにその旨を県に報告する。
- 町と県の間においての情報伝達は、県防災行政無線を活用する。県防災行政無線が使用できない場合は非常通信ルート等を用いて対応する。
- 町は、行方不明者の数について、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であることから、住民登録の有無にかかわらず、町の区域（海上を含む）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の把握に努める。
- 町及び防災関係機関等は、勤務時間外に地震が発生した場合は、非常招集で登庁してくる職員から登庁途中で確認した被災情報も併せて収集する。

第3章 災害応急対策

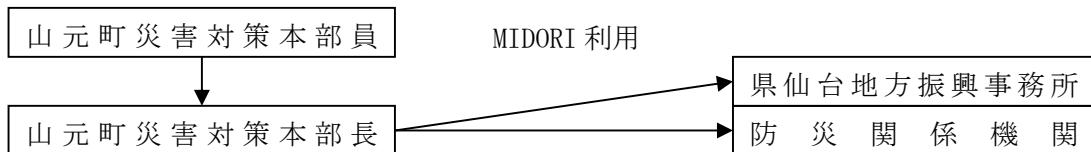
(1) 報告担当及び連絡先

- 町は、災害発生後、直ちに被害調査を行うとともに、その結果を「被害状況報告書」を用い、次の系統により報告する。

① 災害対策本部を設置しないとき



② 災害対策本部を設置したとき



- 各担当課が県の地方機関その他の関係機関に災害情報及び被害状況を通報、報告する場合の各課ごとの責任者及び連絡先は、次のとおりとする。

担当課	連絡責任者		連絡先	
	正	副	機関名	電話番号
危機管理室	室長	危機管理班長	県仙台地方振興事務所 亘理消防署 亘理警察署 宮城海上保安部 東北電力(株)岩沼営業所 東日本電信電話(株)宮城支店	022-275-9111 34-1155 34-2111 022-363-0114 0223-23-5615 022-269-2248
産業振興課	課長	農政班長	県仙台地方振興事務所 県亘理農業改良普及センター 県仙台家畜保健衛生所	022-275-9111 34-1141 022-257-0921
まちづくり整備課	課長	施設整備班長	県仙台土木事務所 仙台河川国道事務所岩沼国道維持出張所	022-297-4111 0223-22-3039
保健福祉課	課長	すこやか福祉班長	県塩釜保健所(岩沼支所) 県仙台保健福祉事務所	22-2188 022-275-9111

第3章 災害応急対策

上下水道事業所	所長	施設班長	県仙南・県塩広域水道事務所	0224-25-8890
学務課	課長	総務班長	県仙台教育事務所	022-275-9260
生涯学習課	課長	生涯学習班長	県仙台教育事務所	022-275-9257

(2) 報告の種類及び報告要領

① 災害状況即報

- 町及び亘理消防本部は、災害の当初の段階で、被害状況が十分に把握できていない場合、又は、災害が発生するおそれのある場合、その状況について自主的に即時報告する。なお、消防機関への通報が殺到した場合については、その状況を町(亘理消防本部)は直ちに消防庁及び県に報告する。この場合は、本様式にかかわらず、無線電話、ファクシミリ等最も迅速な方法により報告する。

② 被害状況報告〔即報〕

- 町は、被害状況が判明次第、その状況を県の指定する期日までに報告するものとし、被害額については省略できるものとする(概ね1日1回程度)。ただし、報告後に大幅な変更等があった場合には、その都度報告するものとする。
- 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。

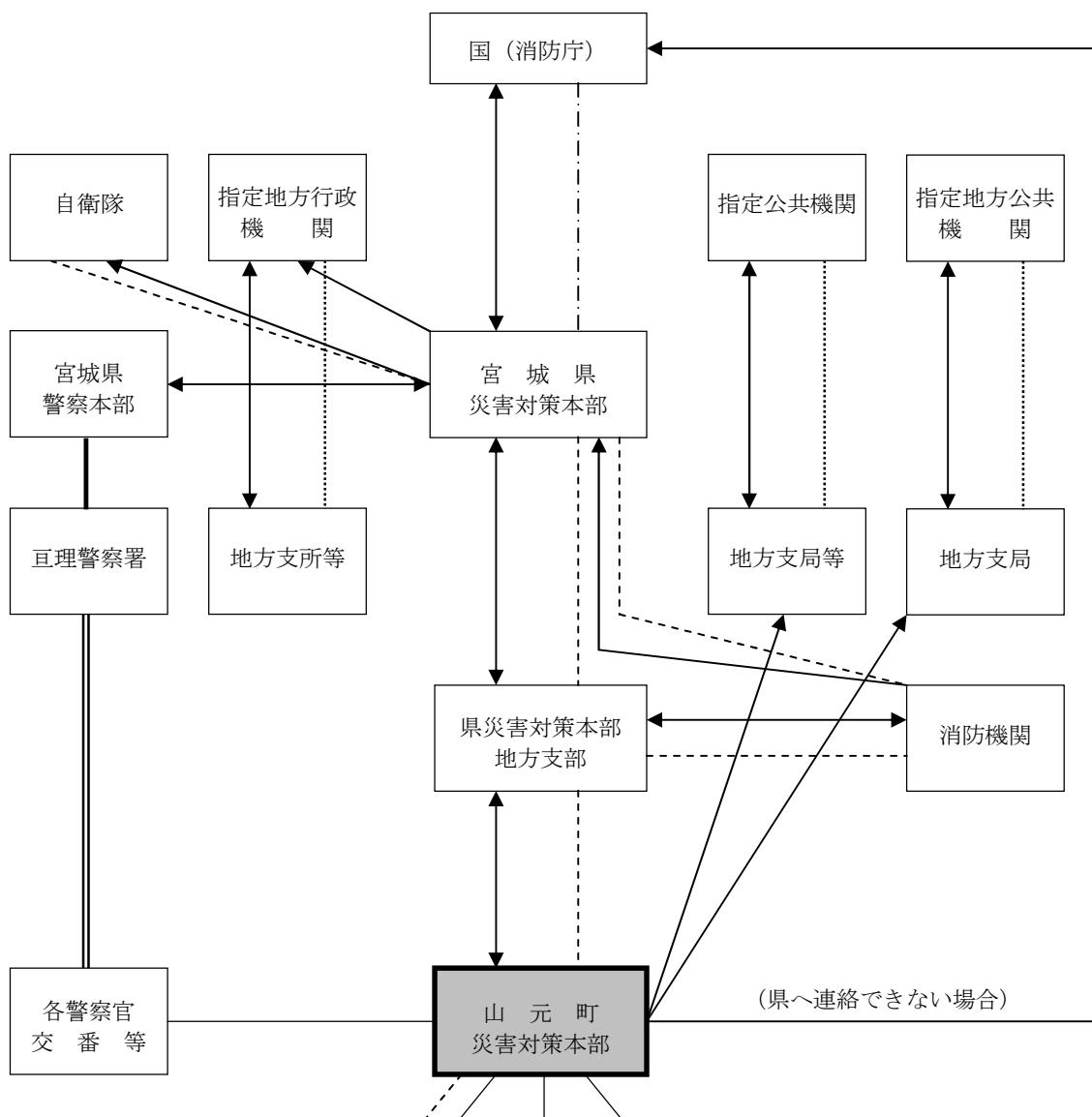
③ 被害状況報告〔確定〕

- 町は、県の指定する期日までに確定報告する(概ね災害が発生してから2週間以内)。なお、被害状況報告〔即報・確定〕において、施設等の被害箇所数及び被害額については、国・県管理分を除く。

(3) 災害情報等の相互交換体制

- 町及び防災関係機関等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を構築し、緊密に連絡を取ること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うこと等により、情報共有を図るよう努める。
 - 町及び防災関係機関は、災害情報等の交換を円滑に実施するため必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておく。
- 災害情報等の連絡系統は、次のフローのとおりである。

第3章 災害応急対策



- | |
|-------------------|
| —— 有線電話 |
| - - - 宮城県防災行政無線電話 |
| - - - 消防庁防災無線電話 |
| — 超短波無線電話 |
| — 警察有線電話 |
| 各防災機関の無線電話 |

第3章 災害応急対策

4 異常現象発見時の通報

- 住民は、災害が発生すると思われる異常な現象を発見した場合又は災害の発生事実を知った場合は、直ちに次に掲げるいずれかの関係機関に通報する。

異常現象発見時の通報先

異常現象等区分	通報先	電話番号	備 考	
気象に関する事項－竜巻・降雹等の異常気象現象	山元町役場	37-1111	坂元支所	38-0301
	亘理警察署	34-2111		
	亘理消防署	34-1155		
地象に関する事項－噴火現象、噴火以外の火山性異常現象、頻発地震、異常音響及び地変	山元町役場	37-1111	坂元支所	38-0301
	亘理警察署	34-2111		
	亘理消防署	34-1155		
水象に関する事項－異常潮位又は異常波浪等の異常水象現象	山元町役場	37-1111	坂元支所	38-0301
	亘理消防署	34-1155		
	宮城海上保安部	022-363-0114		
	亘理警察署	34-2111		
火災、ガス漏れの発見	山元町役場	37-1111	坂元支所	38-0301
	亘理消防署	34-1155		
	亘理警察署	34-2111		
その他災害が発生するおそれがある異常現象又は災害の発生を知った場合	山元町役場	37-1111	坂元支所	38-0301
	亘理警察署	34-2111		
	亘理消防署	34-1155		
大事故の発生	山元町役場	37-1111	坂元支所	38-0301
	亘理警察署	34-2111		
	亘理消防署	34-1155		

※ 東日本大震災により被災したため、現在、山下駐在所に併設

- 警察官、海上保安官等は、異常現象等の通報を受けた場合は、速やかに町長に通報するものとする。
- 町長は、通報を受けた場合、必要と認めるときは次の関係機関に通報する。

第3章 災害応急対策

異常現象発見時の関係機関通報先

異常現象区分	通 報 先	電話番号	住 所
気象・地象・水象に関する異常現象	仙台管区気象台 予報課 観測課	022-291-8174 022-291-8177	仙台市宮城野区五輪一丁目 3-15 仙台市宮城野区五輪一丁目 3-15
その他の異常現象又は災害発生の事実を知った場合	亘理警察署 亘理消防署 県仙台地方振興事務所 県仙台土木事務所 県塩釜保健所(岩沼支所) 県仙台地方振興事務所水産漁港部 東北電力(株)岩沼営業所 東日本電信電話(株)宮城支店 仙台河川国道事務所岩沼国道維持出張所 東日本高速道路(株)東北支社仙台管理事務所 東日本旅客鉄道(株) 仙台支社(岩沼駅) 宮城海上保安部 県亘理農業改良普及センター	34-2111 34-1155 022-275-9111 022-297-4111 22-2188 022-365-0191 22-2527 022-269-2248 22-3039 022-226-0631 0223-23-9335 022-363-0114 34-1141	亘理町字旧館 61-21 亘理町字祝田 34-2 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17 仙台市宮城野区幸町四丁目 1-2 岩沼市中央三丁目 1-18 塩釜市新浜町一丁目 9-1 岩沼市梶橋 1-37 仙台市若林区五橋三丁目 2-1 岩沼市末広一丁目 6-24 仙台市青葉区郷六字庄子 40 宮城県岩沼市館下 1 丁目 塩釜市貞山通三丁目 4-1 亘理町逢隅中泉字本木 9

5 住民等への伝達

- 町は、防災行政無線等によるほか、緊急を要する場合はサイレン等も活用する。(第3章 第2節「災害広報活動」を参照のこと。)
- 町は、気象台からの情報の内容を鑑みて、避難勧告又は指示を、防災行政無線、消防無線、携帯電話等を活用して住民に対し、迅速かつ的確な情報の伝達を行う。

6 通信施設の確保

- 町及び防災関係機関は、施設の応急復旧又は代替機能の立上げについて、所要の措置を講ずるものとする。

第3章 災害応急対策

1 町防災行政無線施設

- 町は、災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の復旧を行う。
- 町は、災害時における救急・救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性を考慮し、町防災行政無線の効果的な運用に努める。また、移動系防災行政無線の適正配置に努める。
- 町は、移動系防災行政無線及び消防無線により情報を収集するとともに、職員による巡回や情報調整連絡員、自主防災組織等の地域住民を通じて情報の収集に努める。

2 消防無線通信施設

- 亘理消防本部は、災害が発生した場合には、救急・救助等消防活動に係る情報の収集・連絡等が確実に行われるよう、通信手段の確保に努める。
- 亘理消防本部は、通信施設の機能に支障が生じた場合には、早急に復旧を行うとともに、代替施設を使用する等必要な措置を講ずる。

3 県防災行政無線施設

- 県防災行政無線は、県をはじめ関係機関との重要な情報連絡手段であるため、町は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能を確認するとともに、支障が生じた場合には、県と連絡調整のうえ、代替通信経路を確保する。
- 町と県の間においての情報伝達は、主として防災行政無線と衛星携帯電話を用いる。
- 町は、防災行政無線が使用できない場合は非常通信ルート等を用いて対応する。

4 通信連絡手段の確保

- 町は、災害時において通信の途絶やふくそうが想定されることから、防災関係機関と連携し、それぞれの特性を考慮しながら通信手段の確保を図る。

(1) 各種通信手段の状況や特徴

通信手段	状況と特徴
一般加入電話	災害時に途絶やふくそうがある。
災害時優先電話	防災関係機関と通信事業者が協議して、一般加入電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、一般加入電話に比べて優先して使用できる。
携帯電話 (災害時優先携帯電話)	防災関係機関と通信事業者が協議して、携帯電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、携帯電話に比べて優先して使用できる。

第3章 災害応急対策

携帯電話(スマートフォン)	固定電話と別系統であり、無線回線を使用するので、移動して使用できるが、災害時に途絶やふくそうもある。
P H S	使用範囲は限定されるが、携帯電話と同様の特徴がある。
地域衛星通信ネットワーク	全国の自治体、消防本部、防災関係機関を結ぶ衛星通信回線である。
消防無線	各消防機関が使用している回線で、県内共通波により県内各消防機関、全国共通波で全国の消防機関相互の通信ができる。
防災相互波	本周波数を所有している異なる免許人の間で通信できる。
M C A 無線システム	(一財)移動無線センター東北センターが運営するシステムで、業務用無線と同様に使用できる車載型、携帯型無線システムで、中継所を経由するので広範囲のサービスエリアが確保できる。災害時には同センターやメーカーからの借用も考えられる。
非常通信	県、町及び防災関係機関は、災害時において、他に手段がない場合等は、非常通信協議会の構成機関等の通信設備を利用して、非常通信を行う。
インターネット	データ通信としてインターネットにより、各種データ、安否情報等の提供ができる。
災害用伝言ダイヤル（171） ・災害用伝言板（web171）	災害発生時、その規模により東日本電信電話(株)が運用するサービス。災害用伝言ダイヤル（171）は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、災害用伝言板（web171）はパソコン、又は携帯電話からインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提供開始や提供条件について東日本電信電話(株)で決定し、テレビ・ラジオ・NTT 東日本公式ホームページ等で知らせる。
携帯電話 「災害用伝言板」	大規模な災害発生時、N T T ドコモ、K D D I 、ソフトバンクが提供するサービスで、安否情報の登録・確認ができる。
衛星携帯電話	静止衛星を利用して通信するため、通信可能地域が広く、通信の途絶及びふくそうの可能性が低い。ただし、相手によつてふくそうもある。

第3章 災害応急対策

① 非常時連絡先（災害時優先電話）

指定電話等	設置場所	備 考
37-0495	町 長 室 直 通	N T T 東日本(株)宮城支店
37-4211	副 町 長 室 直 通	
37-0498	教 育 長 室 直 通	
37-4144	総 務 課 (F A X)	
38-0415	坂 元 公 民 館	
38-0302	坂 元 支 所 (F A X)	
37-3901	地 域 包 括 支 援 センター	
37-0119	生 涯 学 習 課 (F A X)	
37-0184	北 保 育 所	
38-0305	坂 元 小 学 校	
37-0018	山 下 小 学 校	
37-0044	山 下 第 一 小 学 校	
37-0072	山 下 第 二 小 学 校	
38-0309	坂 元 中 学 校	
37-0032	山 下 中 学 校	
37-2919	体 育 文 化 センタ一	

② 非常時連絡先（P H S）

指定電話等	設置場所
070-5027-0148 2677	危機管理室
070-6641-7614	教育長室
070-6667-5439 6503	学務課
070-5595-3252	生涯学習課
070-5010-9431	北保育所
070-5011-4675	南保育所
070-5587-0431	坂元小学校児童クラブ
070-5589-5391	山下小学校児童クラブ
070-5073-5179	坂元小学校
070-5024-9693	山下小学校
070-5027-1527	山下第一小学校
070-5088-5667	山下第二小学校
070-5073-7480	坂元中学校
070-5025-6314	山下中学校

第3章 災害応急対策

2959	
070-5029-6441	保健福祉課

③ 非常時連絡先（専用通信施設）

通信依頼先	所在地	電話番号
亘理警察署	亘理町字旧館 61-21	34-2111
東北電力(株)岩沼営業所	岩沼市梶橋 1-37	22-2527

④ 非常時連絡先（非常無線通信）

ア 無線通信局一覧

通信依頼先	所在地	電話番号
仙台河川国道事務所岩沼 国 道 維 持 出 張 所	岩沼市末広一丁目 6-24	22-3039
亘理警察署	亘理町字旧館 61-21	34-2111
東北電力(株)岩沼営業所	岩沼市梶橋 1-37	22-2527
亘理消防署	亘理町字祝田 34-2	34-1155

イ タクシー無線局一覧

通信依頼先	所在地	電話番号
(有)坂元タクシー	浅生原字日向 33-4	37-2030
(有)はぎのタクシー	浅生原字日向 13-1	37-0505
(有)山元タクシー	山寺字石田 44-24	37-0042
(有)ワカバタクシー	坂元字原ノ町 1-2	37-1100

第3章 災害応急対策

第2節 災害広報活動

主な実施担当	総務部
防災関係機関等	宮城県、亘理消防本部、亘理警察署、その他防災関係機関

1 方針

災害時の各種情報は、被害状況の確認、災害救助法等の救助活動の資料及び記録の保存のため、極めて重要である。

町及び報道機関等は、住民の生命、財産を保全するため、仙台管区気象台からの情報をはじめとする地震・津波情報、避難所等の状況、安否情報等、その時に必要な情報を各防災関係機関と連携を取りながら、迅速に提供する。特に、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

2 社会的混乱の防止

1 情報伝達・広報の実施

- 町は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努める。

2 住民等への対応

- 町は、住民等からの問い合わせ、要望、意見等が数多く寄せられることを考慮し、適切な対応を行える体制を整備する。

3 安否情報

- 町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。
- 町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれ

第3章 災害応急対策

る場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

4 広報の方法

1 実施責任者

- 町長は、一般住民及び報道機関等に対し、被害状況その他災害情報を迅速かつ的確に周知させる。
- 防災関係機関は、それぞれの所掌により、一般住民等に対して、災害情報等の周知に努める。

2 広報担当

町長が行う災害広報に関する担当は、次のとおりとする。

町長が行う災害広報

担当区分	責任者	担当者	連絡方法
住民担当	総務課長	総務班長	サイレン・防災行政無線・有線電話・文書・FAX・テレビ・臨時災害FM・町ホームページ、町メール配信サービス等
報道機関担当			
防災関係機関担当	危機管理室長	危機管理班長	有線電話・無線電話・FAX・庁内放送・庁内電話・文書・口頭・メール・緊急速報「エリアメール」等
庁内担当			

防災関係機関連絡先

機関名	担当課	電話番号	備考
宮城県	危機対策課	022-211-2375	防災対策班
県仙台土木事務所		022-297-4111	
県仙台地方振興事務所		022-275-9111	
宮城海上保安部		022-363-0114	
県塩釜保健所（岩沼支所）		22-2188	
県亘理農業改良普及センター		34-1141	
亘理消防署		34-1155	

第3章 災害応急対策

亘理警察署		34-2111	
国土交通省仙台河川国道事務所 岩沼国道維持出張所		22-3039	
東日本高速道路(株)東北支社 仙台管理事務所		022-226-0631	
東北電力(株)岩沼営業所		22-2527	
東日本電信電話(株)宮城支店	災害対策室	022-269-2248	
陸上自衛隊第二施設団		0224-55-2301	(FAX共)

3 災害広報の要領

- 町長は、防災関係機関及び報道機関と密接な連絡を行い、正確な情報の把握に努める。
町の実施する広報について、すべて広報総括者（総務課長）に連絡する。

4 広報事項

- 町は、各防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、被災者に役立つ、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

(1) 災害発生直後

- ア 町災害対策本部設置に関する事項
- イ 気象予警報等に関する情報
- ウ 安否情報
- エ 被害区域及び被害状況に関する情報
- オ 危険区域及び警戒区域設定等の状況に関する情報
- カ 避難（勧告・場所等）に関する情報
- キ 医療救護所の開設等救急・医療に関する情報
- ク 防疫に関する情報
- ケ 余震、豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報
- コ 津波等に関する情報

(2) 生活再開時

- ア ライフラインの被害状況に関する情報
- イ 生活支援（食料・水等の供給）に関する情報
- ウ 民心安定のための情報
- エ 緊急交通路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報
- オ 道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報

第3章 災害応急対策

- カ 道路の交通危険箇所、迂回路等の道路情報
- キ 被災地域及び避難場所等における犯罪予防等民心安定のための情報
- ク 自主防災組織に対する活動実施要請
- ケ 出火防止等地震発生時の注意の呼びかけ

(3) 復興期

- ア 保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
- イ 相談窓口の設置に関する情報
- ウ 被災者に対する援助、助成措置（特別融資・緊急融資・税の減免等）に関する情報

5 広報資料の作成

- 広報担当者は各部と緊密な連絡を図り資料作成を行う。
 - ア 広報担当者の撮影した災害写真
 - イ 防災関係機関及び住民等が取材した災害写真
 - ウ 報道機関等による災害現場の航空写真
 - エ 災害応急対策活動を取材した写真その他

6 広報実施方法

- 町は、あらゆる広報媒体を利用して有効、適切な広報を行うとともに、情報の内容、地域、時期、被災者（一般・高齢者・障害者・外国人等のほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者）に配慮した広報を行う。
- 町は、被災者に総合的な情報を提供する情報提供窓口の設置に努める。
広報にあたっては、以下のような様々な手段を活用する。
 - ア 防災行政無線等による広報
 - イ 防災行政無線聞き直しダイヤルによる広報
 - ウ テレビ・ラジオ・新聞等報道機関を通じての広報
 - エ 広報誌による広報
 - オ チラシ、パンフレットによる広報
 - カ 避難所への広報班の派遣
 - キ 壁新聞や掲示板等による自主防災組織を通じての連絡
 - ク 町メール配信サービスや緊急速報メール
 - ケ 臨時災害FMの開設
 - コ 町ホームページによる広報

第3章 災害応急対策

7 報道機関への発表

- 町は、災害対策基本法第57条に基づく「災害時における放送要請に関する協定」により、テレビ、ラジオ等の報道機関へ広報を依頼する。報道機関関係者との記者会見等は、災害対策本部で行う。報道機関への発表資料は、総務部長が次に掲げる事項等の広報資料を取りまとめ、災害対策本部に諮ったうえ、本部長（町長）が主に以下の事項について報道機関に発表する。
- ア 災害の種別
 - イ 災害発生の場所及び発生日時
 - ウ 被害状況
 - エ 応急対策の状況
 - オ 住民に対する避難勧告、指示の状況
 - カ 住民並びに被災者に対する協力及び注意事項

8 緊急放送の利用

- 町長は、災害に関する気象予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対し取るべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合において、町で利用できる通信手段がすべて麻痺した場合は、知事を通じて放送局に対し緊急放送を求める。

（1）放送要請の対象

- ア 町の大半にわたる災害に関するもの
- イ その他、広域にわたり周知を要する災害に関するもの

（2）放送要請内容

- ア 放送を求める理由
- イ 放送内容
- ウ 放送範囲
- エ 放送希望時間
- オ その他必要な事項

第3章 災害応急対策

第3節 防災活動体制

主な実施担当	全部
防災関係機関等	各防災関係機関

1 方針

大規模災害が発生した場合、町沿岸域の広い範囲で町民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがあるため、町は、大規模地震・津波を覚知したならば、一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集・応急対策等を実施することが重要である。町は、各々の組織内で定めた配備計画に基づき体制を敷き、防災活動を行う。また、町は、復旧の過程で、これら本災害の後に発生が予想されるアウターライズ地震や余震に対しても、同様に基本的な対応を求めるものである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

※「アウターライズ地震」…陸から見て海溝の外側(アウター)の海底の隆起している部分(ライズ)で発生する地震で、陸地での揺れは比較的小さいものの、併発する津波は大規模なものになりやすい

2 初動対応の基本的考え方

- 町は、発災当初の1週間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

3 災害対策本部

町災害対策本部の設置・組織及び所掌事務等については、「津波災害時の配備体制」に準ずる。

1 本部設置場所

- 災害対策本部は、役場内に設置するが、役場が被災により機能しない場合は、災害の状況に応じ、庁舎周辺施設（車庫駐車場等）での仮設対応とする。

2 本部会議

- 本部長、副本部長及び本部員は、本部会議を開き、災害対策に関する重要事項を協議し、措置を講ずる。
- 本部会議は本部長が招集する。

第3章 災害応急対策

- 本部長が不在の場合は、副本部長(副町長)、危機管理室長、総務課長の順に指揮を取る。被災等によりすべての本部員が招集できないとき、又は会議を招集する時間がないときは、本部長、副本部長の判断により対応策を講ずる。

3 災害対策本部の所掌事務

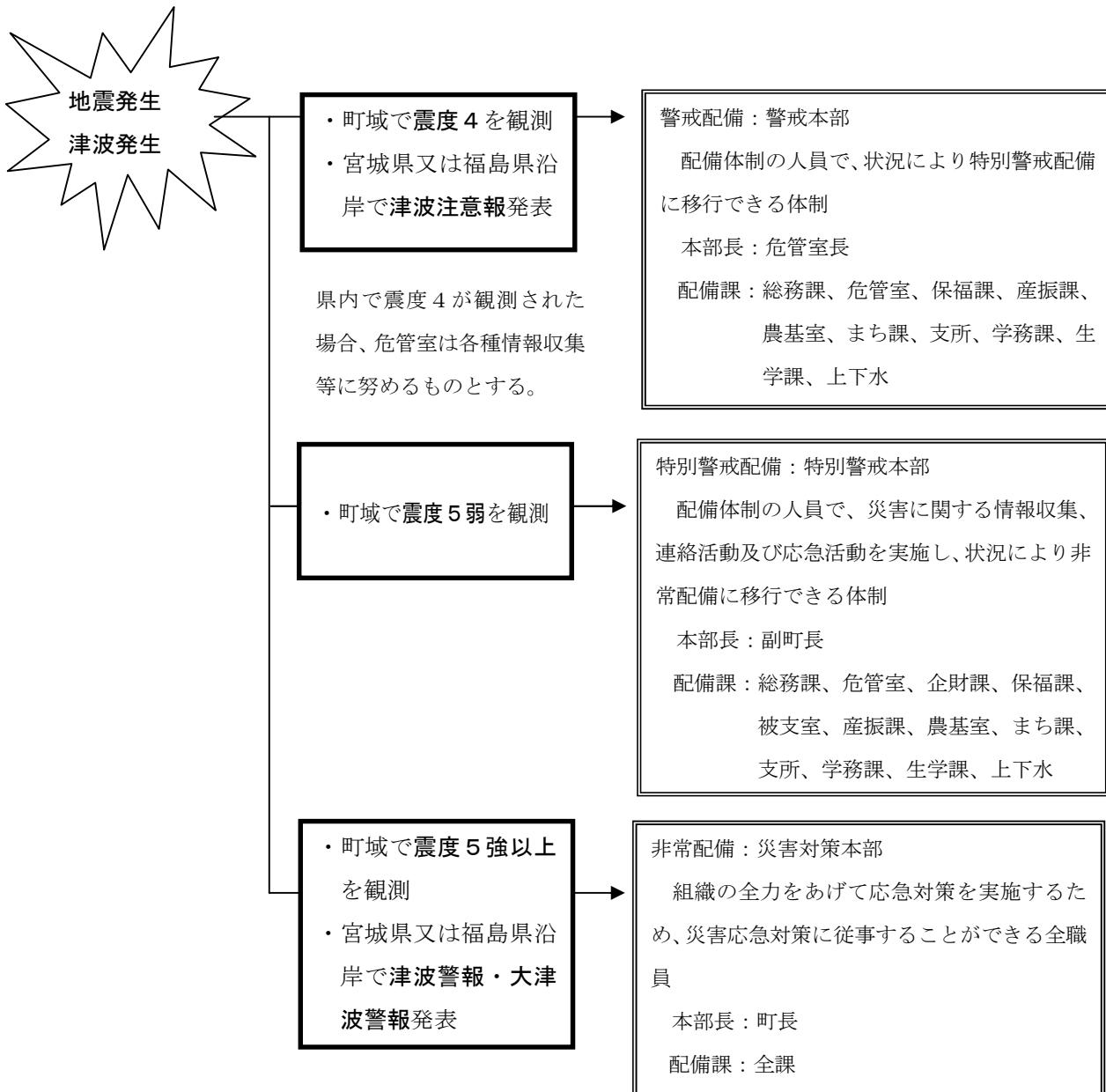
町災害対策本部が実施する主な所掌事務は、次のとおりである。

- ア 地震・津波情報その他災害応急対策に必要な情報の収集・伝達
- イ 住民の不安を除くために必要な広報
- ウ 消防、水防その他応急措置
- エ 被災者の救助、救護、その他の保護
- オ 施設、設備の応急復旧
- カ 防疫その他の保健衛生
- キ 避難の準備情報、勧告、指示
- ク 被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保、供給
- ケ 県災害対策本部への報告、要請
- コ 県災害対策本部との災害応急対策関連事項についての連携
- サ 自主防災組織との連携及び指導
- シ その他必要な災害応急対策の実施

第3章 災害応急対策

4 津波災害時の配備体制

配備体制については、次のとおりとする。



5 消防機関の活動

- 町の消防機関は、非常招集の規定等に基づき消防職員、消防団員を招集し、防災活動体制を確立する。その後、速やかに被災者等の救出・救助活動や被害情報の収集活動等所要の活動を行う。

第3章 災害応急対策

1 亘理消防本部の活動

- 亘理消防本部は、地震・津波災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、町災害対策本部及び警察署等関係機関と相互に連携をとり、効果的な活動を行う。

2 消防団の活動

- 消防団は、災害が発生した場合、原則として亘理消防本部、消防署長の指揮下に入り、常備消防と協力して出火警戒、消火、避難誘導（安全が確保されることを前提とする）、救急・救助等の活動を行う。

6 警察の活動

- 亘理警察署長は、豪雨、暴風、高潮等の災害の発生、又は発生のおそれがある場合は、非常招集の規定に基づき警察官を招集し、災害警備本部等の設置、災害情報収集、救助活動等の災害警備活動を行う。

7 防災関係機関の活動

- 防災関係機関は、災害応急対策を実施するため、各々の配備、動員計画等に従い、関係職員を招集し、速やかに対処する。この際、各々の機関の本部、関係者等にも情報提供、応援要請を行う等、迅速かつ広範囲な活動体制に入る。

8 関係機関との連携

- 県は、以下のような場合は、「被災市町村に対する県職員の初動派遣等に関する要領」に基づき、初動時における被害状況及び救急対策の実施状況等に関する情報（人命救助・人的・物的被害、避難所設置、必要な物資等に係る沿岸市町の現状及び要望等）を収集するため、あらかじめ指定した職員等を派遣する。

- ア 震度6弱以上を観測する地震、又はそれに相当する大規模な災害が発生した場合
- イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、又は当該地震と判定される規模の地震及び津波が発生したと判断される場合
- ウ 情報途絶となった場合

- 町は、災害対策本部を設置した時は、速やかに県へ連絡する。
- 町長は、災害が発生した際、又は発生するおそれのある場合、県や関係機関等と密接に連絡を取り合い、必要な対策を講ずる。各機関から派遣される職員との打ち合わせや調整等は、災害対策本部が行う。

第3章 災害応急対策

第4節 相互応援活動

主な実施担当	総務部
防災関係機関等	仙台地方振興事務所、亘理消防本部、亘理警察署、その他防災関係機関

1 方針

大規模な災害時においては、町のみでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、町は、他の市町村や防災関係機関等に応援要請し、連携を図りながら防災活動に万全を期する。

2 相互応援活動

1 県への応援要請

- 町長は、町及び防災関係機関等による応急活動だけでは防災力が不足するときは、知事へ応援を要請する。

2 相互応援協定

- 町は、第2章第19節「相互応援体制の整備」に掲げた相互応援協定に基づき、応援要請及び応援を行う。
- 一定広域圏に被害が集中し、県内市町村との個別の応援協定により応援を受けることが困難である場合は、県内全市町村が参加する相互応援協定に基づき、応援要請を行う。
- 町は、応援の要請に当たっては、次の事項を明確にした文書で行う。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を送付する。
 - ア 災害の状況及び応援を必要とする理由
 - イ 応援を要請する区域
 - ウ 応援を必要とする期間、人員
 - エ 応援又は応援措置事項その他参考となるべき事項
 - オ 近隣市町及び協定を締結している市町村で災害が発生した場合、被災市町村が応援要請を行えない状況になっていることも勘案し、町は自ら災害情報の収集に努め、必要がある場合には応援要請を待たずに応援部隊の自主派遣を行う
- 町長は、知事又は指定地方行政機関の長、指定公共機関、指定地方公共機関の長から応急措置の実施を要請され、又は労務、施設、物資の確保について応援を求められたときは、特別の理由がない限り、直ちに必要な対策を講ずる。

第3章 災害応急対策

3 他の市町村との相互応援

- 町長は、応援協定を締結していない他の市町村に応援を要請する必要があると認めるときは、県による市町村間調整のもと、応援を依頼する。
- 応援を求められた場合は、必要に応じ県が行う市町村間調整に留意するとともに応援体制を整え、必要な応援を行う。応援にかかる費用は、原則として受援者側とする。

4 県への情報伝達

- 町は、他の市町村から応援を受けることになった場合は、その旨知事に連絡する。

5 応援体制の確保

- 町は、県内で大規模な災害が発生した場合、さらに本町が被災しなかった場合においては、被災市町村に対する応援が必要となる場合があるため、防災関係機関等からの情報に留意し、円滑に応援ができるよう体制を整える。

3 消防相互応援活動

- 亘理消防本部は、災害の態様、動向等を的確に判断し、県内の他の消防機関に対して「宮城県広域消防相互応援協定」その他の相互応援協定に基づき応援要請を速やかに行うものとし、「宮城県広域消防相互応援協定」に基づき応援要請を行う場合は、「宮城県広域消防応援基本計画」（平成16年4月策定）の定めにより要請するものとする。
- 亘理消防本部は、応援要請を行う場合は、他の消防機関の長に対し、必要な事項を明らかにして要請するとともに、連絡班を設ける等受入れ体制を整備するものとする。また、出動した消防機関は、迅速かつ適切な消火、救助活動等を実施するものとする。

※具体的な要請方法、経費の分担方法等については「宮城県広域消防相互応援協定」の定めるところによる。

4 緊急消防援助隊の応援活動

- 亘理消防本部は、大規模災害時に県内の消防応援だけでは、十分な対応が取れないと判断したときは、消防組織法第45条に規定する「緊急消防援助隊」の応援を要請するものとする。
- 亘理消防本部は、応援要請を行う場合、「宮城県緊急消防援助隊受援計画」（平成16年8月策定）の定めにより、知事に応援要請するものとする。この場合、知事と連絡がとれない場合は、直接、消防庁長官に対して要請するものとする。

第3章 災害応急対策

1 情報の収集・伝達

- 町は、大規模災害が発生した場合、情報を収集し、県へ伝達する。

2 出動の要請

- 町は、緊急消防援助隊の応援が必要と認められる場合は、県を通して出動の要請を行う。

3 大規模災害が発生した場合の対応

- 町、亘理消防本部は、大規模災害等を覚知した場合、次の措置を取る。
 - ア 災害状況の把握
 - イ 情報等の提供
 - ウ 応援要請手続きの実施

5 警察災害派遣隊の応援活動

- 亘理警察署長は、被災者の救助、緊急交通路の確保等のために応援が必要と認められる時は、警察本部に対して、警察官等の応援部隊の派遣要請等の措置を取る。

6 地域内の防災関係機関の応援協力

地域内における防災関係機関の相互応援協力が円滑に行われるようにするため、次の連絡責任者を定めておく。

機 関 名	担 当 課	電 話 番 号	連絡責任者
亘 理 町	総 務 課	0223-34-1111	危機管理室長
新 地 町	総 務 課	0244-62-2111	危機管理室長

7 受入れ体制の確保

- 町は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、活動拠点等において、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入れ体制を整備する。

8 他県等への応援体制

- 町は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結さ

第3章 災害応急対策

れた広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。災害の発生時には、その規模等に応じて、連携して広域的な応援体制を迅速に構築するよう努める。

第1章
津波

第2章
津波

第3章
津波

第4章
津波

第3章 災害応急対策

第5節 災害救助法の適用

主な実施担当	総務部
防災関係機関等	宮城県

1 方針

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力のもとに、応急的に、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する一時的な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

2 災害救助法実施の手続き

- 町長は、災害救助法の適用の必要があると認めたときは、知事に対しその旨要請する。
- 知事は、町長の要請に基づき内閣府と協議し、必要があると認めたときは災害救助法を適用し、速やかに町長へ連絡する。
- 災害救助法の実施は、知事に全面的に委任されているが、知事は救助を迅速に行うため必要があるときは、救助の実施に関する権限に属する事務の一部を町長に委任することができる。

3 災害救助法の適用基準

- 知事は、次の基準に基づき、町の被害状況等を検討し、災害救助法の適用に該当、又は該当する見込みがあると認めた場合は次項の手続きを行う。
 - ア 法適用は町を単位とする
 - イ 原則として同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態であること
 - ウ 被害が次のいずれかに該当するものであること
 - (ア) 町の区域内における住家の被害が、町人口に応じ、住家の滅失した世帯数(全壊、全焼、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、滅失世帯の2分の1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあっては、滅失世帯の3分の1とみなして換算する。以下同じ。)が次の世帯数以上であること

第3章 災害応急対策

町の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	30世帯以上
5,000人以上～15,000人	40世帯
15,000人～30,000人	50世帯
30,000人～50,000人	60世帯
50,000人～100,000人	80世帯
100,000人～300,000人	100世帯
300,000人～	150世帯

- (イ) 被害が相当広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が2,000世帯以上であつて、町の滅失世帯数が前表の滅失世帯数の1/2に達したとき
- (ウ) 被害が広範な地域にわたり、県内の滅失世帯数が9,000世帯以上であつて、町区域内の被害世帯数が多数であるとき
- (エ) 災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき
- (オ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき
- (カ) 多数の者が、避難して継続的に援助を必要とする場合

4 災害救助法の適用手続き

法による救助は、適用基準に該当し、知事が事実上被災者に対し、法第23条に規定する救助を実施するときに開始される。

原 則	災害発生日＝救助の開始日＝公示日
例 外	① 長雨等で被害が漸増し、一定日時を経て一定の被害程度に達した場合 災害発生日＝被害の程度が適用基準に達し、救助が行われた日
	② 被害状況及び救助を要する者の把握が困難なため遅延した場合 公 示 日＝被害等が判明した日

第3章 災害応急対策

- 町は、被害状況を迅速、かつ、的確に報告するとともに、法適用の必要性を速やかに検討し、適用する場合、県にその旨要請する。
- 県は、被害状況等を確認検討し、適用決定した際には、速やかに町に連絡する。また、速やかに法適用を公示するとともに、救助の実施を町長に委任する。

5 救助の種類（資料 16 参照）

- ア 避難所の設置
- イ 応急仮設住宅の供与
- ウ 炊き出しその他による食品の給与
- エ 飲料水の供給
- オ 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- カ 医療
- キ 助産
- ク 被災者の救出
- ケ 被災した住宅の応急修理
- コ 学用品の給与
- サ 埋葬
- シ 遺体の捜索
- ス 遺体の措置
- セ 障害物の除去
- ソ 輸送費及び賃金職員等雇用費
- タ 実費弁償

（昭和 35 年宮城県規則第 48 号「災害救助法施行細則」最終改正 平成 24 年 9 月 14 日）

6 救助の実施報告

1 救助の実施状況の報告

- 災害対策本部各部は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、救助の実施状況及び救助について、保健福祉部に報告する。
- 保健福祉部は、各部からの救助実施状況等を取りまとめ、宮城県保健福祉総務課に報告する。

2 救助費用の精算

- 危機管理室長は、災害救助法に規定する各種救助に要する費用の精算事務を知事に対して行う。

第3章 災害応急対策

- 災害対策本部各部は、初期活動から救助活動が完了するまでの間、救助の実施状況の記録及び実施した救助の費用に係る関係書類を整備保存しておく。

7 救助の実施の委任

- 知事は、災害救助法第30条の規定に基づき、次の救助の実施を町長に委任することができる。
 - 町長は、同法施行令第23条の規定に基づき、知事から委任を通知した場合は、当該事務を行わなければならない。
 - ア 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
 - イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - ウ 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - エ 医療及び助産
 - オ 被災者の救出
 - カ 被災した住宅の応急修理
 - キ 学用品の給与
 - ク 埋葬
 - ケ 遺体の搜索及び措置
 - コ 障害物の除去
 - サ 前各号に掲げる応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支給

第3章 災害応急対策

第6節 自衛隊の災害派遣

主な実施担当	総務部
防災関係機関等	宮城県、自衛隊第2施設団

1 方針

町は、大規模な災害が発生し、又は発生しようとしているとき、住民の生命・身体、財産の保護のため必要な応急対策の実施が防災関係機関のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼し、以って効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

2 災害派遣要請の手続き

1 要請による派遣

- 町長は、自衛隊の災害派遣を依頼すべき事態が発生した場合、知事に対して災害派遣を要請するよう依頼する。この場合、町長はその旨及び町の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。
- 町長は、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。
- 町長は、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合で緊急を要する場合には、防衛大臣又はその指定する者に通知するものとし、この場合、町長は速やかに知事にその旨を通知する。

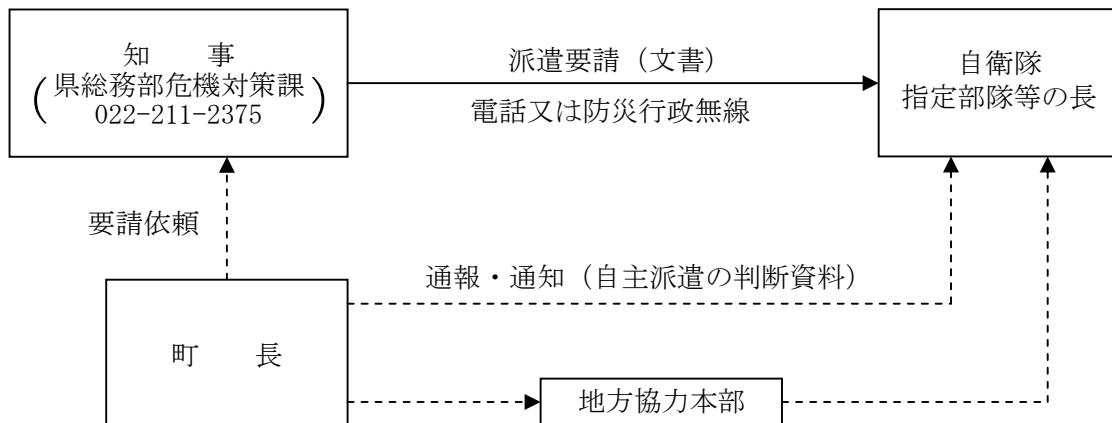
2 自衛隊の自主派遣

- 自衛隊指定部隊等の長は、大規模災害において、その救援が特に急を要し、知事の要請を待つ暇がない場合、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣を行う。

第3章 災害応急対策

3 要請依頼の手続き

(1) 災害派遣要請依頼系統図



(2) 要請依頼(連絡)先

区分	要請依頼 (連絡)先	指定部隊 等の長	連絡方法等		担任 地域等
			平日 08:00~17:00 (各部隊 防災担当)	時間外の 担当	
宮城隊区担当部隊	陸	第2施設団 (船岡駐屯地)	団長 柴田郡柴田町船岡字大沼端 1-1 防災無線: 7-642-1 TEL: 0224-55-2301 内 231~233 FAX: 0224-55-1191	駐屯地 当直 TEL: 0224-55- 2301 内 302	宮城県南 隊区
連絡機関	—	宮城地方協力 本部	本部長 仙台市宮城野区五輪 1-3-15 TEL: 022-295-2611 内 3630・3632	同左	県全域

(3) 要請依頼

- 町長は、災害派遣要請を依頼する場合は、次の事項を明らかにした派遣要請依頼書を知事に提出しなければならない。ただし、緊急の場合は、取り敢えず口頭又は電話若しくは電信により行い、その後速やかに文書を提出しなければならない。
 - ア 災害の状況及び派遣を要請依頼する事由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する人員、車両、航空機等の概要
 - エ 派遣を希望する区域及び活動内容

第3章 災害応急対策

才 その他参考となるべき事項（宿泊・給食の可能性、道路橋梁の決壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無、物資搬送設備、派遣を要望する人員、車両、航空機の概要等）

- 町長は、相当数の被害が出ていると認められ、かつ具体的被災状況が把握できない場合にあっては、上記にかかわらず、速やかに派遣要請に努めるものとする。
- 町は、この際、被災状況を把握し次第、速やかに要請内容を最速の手段を以つて明らかにしなければならない。

3 自衛隊との連絡調整

- 自衛隊は、大規模災害発生時、県及び防災関係機関との連絡調整等に当たるため、必要に応じ町災害対策本部に連絡調整員を派遣し、密接な連携を保持しつつ、協力体制を確保するものとする。

4 派遣部隊の活動内容

1 一般の任務

- 自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を重視して、関係機関と緊密な連携のもとに救援活動等を実施するものとする。

2 災害派遣時に実施する救援活動等

災害派遣時に実施する救援活動の具体的な内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況のほか、知事の要請内容、現地における部隊等の人員・装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

活動内容	具体的な内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
遭難者等の救出・救助及び捜索活動	行方不明者、負傷者等の捜索、救助活動
水防活動	土のう製作、運搬、積込み等の水防活動
消防活動の支援	消防機関に協力し、消火に当たる
道路又は水路の啓開	道路又は水路等の交通路上の障害物の排除

第3章 災害応急対策

応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護、防疫の活動
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師、その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の輸送
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給食の実施
援助物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく措置の実施
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
その他	その他自衛隊の能力上可能な範囲での所要の救援

3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

- 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、町長又は町長の職務を行うことができる者（委任を受けた町の吏員）がその場にいない場合に限り、次の権限を行使することができるものとする。この場合、当該措置を取ったときは、直ちに、その旨を町長に通知するものとする。

なお、当該措置に伴う補償等については、法令に定めるところによる。

 - ア 警戒区域を設定し、立入り制限・禁止及び退去を命ずること
 - イ 他人の土地・建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・収用すること
 - ウ 現場の被災工作物・物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置を取ること
 - エ 住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させること
 - オ 通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置を取ること

5 派遣部隊の受入れ体制

- 町長は、災害派遣が決定・実行された場合、速やかに次の事項について処置し、派遣部隊の受入れ体制を整備する。

1 連絡調整者の指定

- 町は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため適任の担当職員を指定し、業務遂行に協力する。

2 資機材の提供

- 町は、派遣部隊の救援活動（作業）に必要とする資機材を速やかに調達して提供する。

第3章 災害応急対策

3 宿舎等の斡旋

- 町は、派遣部隊等の宿舎等の斡旋を行う。この場合、学校、公民館等を宿営施設に充てるときは、あらかじめその管理者等の承諾を得ておく。また、公園等を宿营地に指定する場合についても同様とする。

4 作業内容の調整

- 町長及び各防災関係機関の長は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複しないよう、重点的かつ効率的な作業分担となるよう配慮する。
- 各防災関係機関の長は、状況に応じた的確な分野(救助、救急、応急医療、緊急輸送等)での派遣要請を行うように努めるとともに、必要な資機材の準備、及び施設の使用に際しての管理者との調整を行う。

5 駐車地区の選定

- 町は、派遣部隊の車両の駐車場を確保する。

6 臨時ヘリポートの設定

- ア 臨時ヘリポート設定基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施するとともに、被災者の避難所・避難場所と競合しないよう留意する
- イ 着陸地点には、臨時ヘリポート設定基準のH記号を風向きと並行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。また、状況に応じ緊急発煙筒により着地地点の識別を容易にする

7 危険予防の措置

- ア 離着陸地点及びその近傍において運航上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない
 - イ 表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずる
- ※ヘリコプター発着場所については、第3章第10節「交通・輸送活動」参照のこと。

8 艦艇等が使用できる岸壁の準備

- 町は、自衛隊の艦艇等が接岸可能な岸壁を可能な限り確保する。

9 情報等の提供

- 町は、派遣部隊に対し、災害の状況や救援活動の内容、防災関係機関による応急措置の

第3章 災害応急対策

実施状況等、速やかに情報の提供を行う。

6 派遣部隊の撤収

- 町長は、派遣の目的を完了、又はその必要がなくなった場合、民心の安定及び民生の復興等を考慮し、派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収について知事に依頼する。
- 町は、撤収依頼を取り敢えず電話等により報告した後、速やかに文書を以って依頼する。
- 災害派遣部隊長は、知事等から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事等と調整のうえ、派遣部隊を撤収するものとする。

7 経費の負担

災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として町が負担し、細部については、その都度町長と災害派遣部隊の長とが協議して定める。

- ア 派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話設置費及び通信料
- イ 派遣部隊の宿泊による必要な土地、建物等の借上料
- ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲み取り料、電話及び入浴料等
- エ 派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借上げ又は修理費
- オ 無作為による損害の補償
- カ その他協議により決定したもの

第3章 災害応急対策

第7節 救急・救助活動

主な実施担当	総務部、消防部
防災関係機関等	宮城海上保安部、亘理消防本部、亘理警察署、その他防災関係機関、医療関係機関

1 方針

大規模災害が発生した場合、家屋の倒壊、流出、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがあり、これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となる。町は、防災関係機関と連絡を密にしながら速やかな応急対策を実施する。また、被害が多方面に広がることも予想されることから、自主防災組織、事業所、住民についても、防災の基本理念に基づき、自らに危険が及ばない範囲で救出・救助活動等に従事する。

2 町の活動

1 救助対象

災害のため現に生命身体が危険な状態にある者、又は行方不明の状態にある者とする。

2 救助期間

災害発生の日から3日以内（4日以後は遺体の捜索として扱う。）に完了する。ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りではない。

3 救助隊の編成

- 救助隊は、町職員、消防職員、消防団員等により編成し、災害の規模、救助対象者数、救助範囲その他の事情に応じ要員を確保する。
- 救助隊は、県及び亘理警察署との密接な連携のもとに救助活動を行い、負傷者については、医療機関に収容する。

4 状況の把握

- 町は、救急・救助を必要とする状況を把握し、要救助者が発生した場合、直ちに消防・警察及び地元漁業関係者等の協力を得ながら、速やかに捜索及び救助活動を行う。なお、これらの状況については、速やかに県に対し報告する。
- 町は、一般住民からの情報についても適宜防災関係機関あてに伝達し、人員、機材等の面で対応が不十分と思えるときは県等に速やかに連絡する。

第3章 災害応急対策

5 資機材の確保

- 町は、救助活動に必要な人員、資機材等が不足する場合、直ちに応援協定等に基づき必要な応援要請を行う。
- 町は、県に対して、自衛隊の派遣、緊急消防援助隊の要請依頼を行い、救助活動に必要な体制を確保する。

6 関係機関との協力

- 町は、海難等により船舶の遭難が発生した場合、船舶等を動員し、救護に当たるとともに、速やかに宮城海上保安部に連絡し、その救助活動には全面的に協力し、万全を期する。
- 町は、陸上における救助活動を実施する場合、亘理警察署及び、その他の関係機関と直ちに連絡を取り、関係機関の協力を得て万全を期する。
- 町は、救助に際して、負傷者の救護等が円滑に行われるよう関係医療機関と緊密な連絡を事前に取る。

7 応援要請

- 町は、自らの活動のみでは救助の実施が困難な場合には、相互応援協定（資料9参照）に基づき、県及び他の市町村等に対し、応援を要請する。
- 町長は、状況に応じ、第3章第6節「自衛隊の災害派遣」において定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣要請を行う。
- 町は、必要に応じ、災害対策本部、現地対策本部等、国の各機関に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図る。

8 費用

救助に要する費用の範囲、額等は災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

3 ヘリコプターによる救助・救急搬送

- 町は、町及び消防関係機関、警察等の活動だけでは救助、救急活動が追いつかず緊急を要するとき、又は陸上交通が困難なときは、知事に対し県の防災ヘリコプターの派遣を要請するとともに、ヘリポート等の受入れ体制を整える。

4 住民及び自主防災組織等の活動

1 緊急救助活動の実施

- 住民及び自主防災組織等は、在住地区及び担当地区において建物倒壊、流出、火災等に

第3章 災害応急対策

よる救急・救助の必要性を確認したときには、自らに危険が及ばない範囲で緊急救助活動を実施するとともに、速やかに亘理消防本部及び亘理警察署等関係機関に連絡し、その指示を受けるものとする。

2 人材、機材等の確保

- 住民及び自主防災組織等は、人員、機材等の面で対応が不十分と判断される場合、町等に速やかに連絡し、必要な人員、機材の確保に努める。

3 救急・救助活動への協力

- 住民及び自主防災組織等は、警察、消防職員の行う救急・救助活動に積極的に協力し、その他取るべき行動についても現地の警察、消防職員の指示を仰ぐ。
- 住民及び自主防災組織等は、災害のため現に生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見し、又は知った者は直ちに救助に努めるとともに、次の機関のいずれかに連絡する。

救出活動の連絡先

機 関 名	担 当 課	所 在 地	電 話 番 号
山 元 町 役 場	総 務 課	浅生原字作田山 32	37-1111
亘 理 警 察 署	警 備 課	亘理町字旧館 61-21	34-2111
山 下 駐 在 所	一	山寺字石田 44-17	37-0024
亘 理 消 防 署	通信指令室	亘理町字祝田 34-2	34-1155
山 元 分 署	一	山寺字石田 10-1	37-1185
宮城海上保安部	警備救難課	塩釜市貞山通三丁目 4 の 1	022-363-0114

5 惨事ストレス対策

- 救急・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。
- 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第3章 災害応急対策

第8節 医療救護活動

主な実施担当	保健福祉部
防災関係機関等	仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）、日本赤十字社宮城県支部山元分区、亘理郡医師会、その他医療関係機関

1 方針

大規模な災害により、多数の負傷者が発生した場合、迅速な医療救護が要求されることから、町は、通常の活動体制での対応が困難となるおそれがあることから、緊急的な対応策や関係機関と連携を図りながら迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

2 医療救護の実施要領

1 医療救護の対象者

- ア 医療の対象者は、応急的な医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため、医療の途を失った者
- イ 助産の対象者は、災害発生の日の前後7日以内の分娩者で、災害のため助産の途を失った者

2 医療救護の範囲

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護
- カ 助産（分娩介助等）

3 医療救護の期間

- ア 医療： 災害発生から原則として14日以内とする。
- イ 助産： 分娩した日から7日以内とする。

第3章 災害応急対策

4 医療救護班の編成

(1) 医療救護担当部門の設置

- 町は、必要に応じて、災害対策本部内に医療救護を担当する部門を設ける。
- 町は、通信手段の状況を把握し、可能な手段で関係機関との連絡に努める。
- 医療機関の被災状況や傷病者の発生状況等の情報を収集し、亘理郡医師会及び病院等に医療救護班の派遣を要請する。
- 医療救護活動に関して、町のみでは十分な対応ができない場合等には、速やかに隣接市町及び県に協力を求める。

- 町は、医療救護を亘理郡医師会や医療機関等の協力を得て、次とおり医療救護班（町内医師、看護師等）を編成し、現地で行う。

医療救護班	医 師	看護師	事務員	合 計
1班当たりの編成例	1名	2名	1名	4名

(2) 医療救護担当部門の活動内容

- 医療救護班は、傷病者の救護に当たるため、次の活動を重点的に行う。
 - ア 傷病者の傷病の程度判定（トリアージ※の実施）

※トリアージとは、災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急性度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために傷病者の治療優先順位を決定することをいい、トリアージ・タグとは、トリアージの際に用いるタグ（識別票）をいう
 - イ 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置
 - ウ 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
 - エ 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
 - オ 助産活動
 - カ 医療救護活動の記録及び町（災害対策本部）へ収容状況等の報告

(3) 災害拠点病院への搬送

- 町は、多発外傷、座滅症候群、広範囲熱傷等、医療救護班の活動では対処できないような重症救急患者や特殊な医療を要する患者の救命医療については県が指定する災害拠点病院や大学病院に搬送し、治療を行う。
- 町は、これらの患者を搬送するため、必要な体制を確立する。

(第3章第10節「交通・輸送活動」及び第11節「ヘリコプターの活動」による。)

第3章 災害応急対策

3 救護所の設置

- 町は、施設の被災状況や多数の傷病者により医療機関での対応が十分にできない場合等には、救護所を設置・運営する。
- 町は、設置した医療救護所の場所を、町の実情に応じた適切な方法で住民に周知する。
- 救護所での医療救護は、地域の医療機能の回復とともに地域医療機関に引き継ぐことが望ましいが、地域の診療機能の回復までに相当の日時を要する場合や、応急仮設住宅周辺で医療機関が不足している場合には、仮設診療所の設置・運営を検討する。

4 医薬品等の調達

- 町は、医療救護の実施のため必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、関係業者から調達する。
- 町は、町内において医薬品及び衛生材料等の調達が不可能な場合は、知事又は近隣市町に対し、調達斡旋を要請する。
- 町災害対策本部は、医療施設又は救護所から医薬品等の要請を受けた場合、調達できる医薬品等を供給する。町において調達できない場合は、県災害対策本部に要請する。

5 医療機関等の状況

- 町は、災害時において町内の医療機関等と連絡をとり、診療可能な医療機関等を把握し、その旨住民に広報する。

※ 町内の医療機関等の状況は、資料13のとおりである。

6 県等への協力要請

- 町は、災害の規模及び状況により医療を必要とする負傷者等の増大により医療活動が十分でないと認められるときは、県医療救護班及びDMAT^{*}の派遣等について、県、日本赤十字社及びその他関係機関に協力を要請する。

※ 災害医療派遣チーム (Disaster Medical Assistance Team の略)

災害急性期に活動できる機動性を持った訓練を受けた医療チームを登録し、全国広域を対象に災害時の派遣に対応している。

第3章 災害応急対策

7 在宅要医療患者の医療救護体制

- 町は、在宅要医療患者の安否確認を行うほか、状況に応じ避難誘導等を行う。
- 町は、医療機関での治療継続が必要な場合は、町内の医療機関若しくは、県災害医療本部へ調整を依頼する。
- 町は、人工透析を実施する医療機関の被災に関し、患者の受入れの調整や資機材等について、県の支援により医療機関と連携し、透析医療の確保に努める。
- 医療機関は、発災後は、医療依存度の高い在宅要医療患者の情報を、必要に応じて町災害対策本部に提供する。

第3章 災害応急対策

第9節 消火活動

主な実施担当	総務部
防災関係機関等	亘理消防本部、その他防災関係機関

1 方針

大規模災害時には、同時多発火災の発生等により極めて甚大な被害が予想されるため、町及び消防機関は、住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、全機能を挙げて被害を最小限に食い止めるため、出火防止装置や消火活動を行う。

2 消火活動の基本

- 住民、事業者、自主防災組織等は、火災による被害を防止又は軽減するため、地震発生直後の出火防止、初期消火を行う。
- 町は、他の防災関係機関との連携のもと、地震・津波発生直後あらゆる方法により住民等に出火防止又は初期消火の徹底について呼び掛ける。
- 消防機関は消火活動に当たり、火災の状況が消防力を下回るときは先制防御活動により一挙鎮圧を図り、また上回るときは次の原則に基づき選択防御により行う。

(1) 重要防護地区優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先して消火活動を行う。

(2) 消火有効地域優先の原則

警防区設定等順位を設定している場合、同位区に複数の火災が発生した場合には、消火有効地域を優先して消火活動を行う。

(3) 市街地火災優先の原則

大量危険物製造、貯蔵、取扱いを行う施設及び大工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消火活動に当たる。ただし、高層建築物で不特定多数の者を収容する対象物等から出火した場合は、特装車を活用し、人命の救助を優先とした活動を行う。

第3章 災害応急対策

(4) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防御上必要な消火活動を優先する。

(5) 火災現場活動の原則

- ア 出動隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する
- イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧する
- ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する
- エ 災害の発生状況を確認したときは、町災害対策本部長(町長)に対し、速やかに報告する

3 消防機関の活動

1 亘理消防本部の活動

- 亘理消防本部は、消防団と連携し、各関係機関と相互に連絡をとり、地震・津波災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、各消防機関で作成している「消防計画」に基づき、次により効果的な消防活動を行う。

(1) 初期における情報収集体制

地震・津波発生時において、消防機関が消防力を如何に効率よく発揮するかは、初動体制を確立するうえで特に重要なことであるから、有線及び無線等の通信施設のみならず、ヘリコプター、参集職員並びに消防団及び自主防災組織を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用し、迅速・的確な情報収集を行う。

(2) 地震による火災の初期消火と延焼防止

地震・津波による火災が発生した場合は、消防団や自主防災組織を指揮し、初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。

(3) 道路通行障害時の対応

地震・津波によって、建築物の倒壊、橋梁の損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、消火活動が大きく阻害される場合は、道路障害が発生した場合における直近の効果的な迂回路を利用し、消火活動を行う。

第3章 災害応急対策

(4) 消防水利の確保

地震・津波によって消防水利の確保が困難になった場合は、あらかじめ計画された河川・井戸、海水等の自然水利を活用するほか、長距離中継送水での消火活動を行う。

2 消防団の活動

- 町及び消防団は、地震・津波災害が発生した場合、町で定めている「消防計画」行動計画等に基づき、消防長の管轄のもと、団長の指揮により、消防隊と協力して次の消火活動を行う。

(1) 出火警戒活動

地震・津波発生により火災等の災害発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火警戒を呼び掛ける。

(2) 消火活動

地震により出火した場合は、住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先とした初期消火に当たる。

(3) 災害情報の収集伝達活動

関係機関と相互に連絡をとり、災害の情報を収集するとともに、地域住民へ伝達する。

(4) 避難誘導

避難の指示・勧告が出された場合は、関係機関と連絡をとりながら、安全が確保されることを前提としたうえで住民を安全な場所に誘導する。

4 住民、自主防災組織及び事業所の活動

- 住民及び、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止するものとする。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努めるものとする。

1 住民

(1) 火気の遮断

ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行うものとする。

(2) 初期消火活動

第3章 災害応急対策

火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂の汲みおきの水等の初期消火に努めるとともに、消防機関に通報するものとする。

(3) 通電火災の防止

被災直後における通電ショート等による二次災害の発生を防止するよう努めるものとする。

2 自主防災組織

- 自主防災組織は、地域の安全を確保するために、地域住民が自主的に結成した防災組織であり、地震災害発生時には安全な範囲内で次の活動を行うものとする。

(1) 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行うものとする。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防機関に通報するものとする。

3 事業所

(1) 火災が発生した場合の措置

- 事業所は、自衛消防隊により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関へ通報するものとする。
- 事業所は、必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行うものとする。

(2) 地震災害拡大防止措置

- 危険物等を取り扱う事業所は、火災の拡大するおそれのある場合、周辺地域の住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講ずるものとする。

第3章 災害応急対策

第10節 交通・輸送活動

主な実施担当	総務部、建設部
防災関係機関等	自衛隊第2施設団、仙台河川国道事務所、宮城海上保安部、亘理警察署、東日本高速道路(株)東北支社、東日本旅客鉄道(株)、その他防災関係機関

1 方針

大規模災害発生に際し、町民の生命の保全、町民生活の維持のうえからも交通・輸送活動は重要な課題である。緊急輸送活動は、負傷者、病人の搬送や災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送等は、特に速やかな対応が望まれる。このことから、町及び防災関係機関は、密接な連携を保ちながら緊急輸送路を確保し、輸送を実施する。

2 緊急輸送の実施体制及び輸送の優先順位

- 町は、大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、かつ的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機（ヘリコプター）の活用を含む、総合的な輸送確保を行う。
- 町は、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急性度、重要度によって判断し、①人命の安全 ②被害の拡大防止 ③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進し、原則として次の優先順位を以って実施する。

第1段階	(1) 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資 (2) 消防・水防活動等災害の拡大防止に必要な人員及び物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動時の災害応急対策に必要な人員・物資等 (4) 医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
	(1) 第1段階の続行 (2) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
	(1) 第2段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

第3章 災害応急対策

3 緊急輸送体制の確立

- 町は、輸送施設、交通施設の被害状況及び復旧状況、人員、機材、燃料の確保状況、必要輸送物資の量等を勘案し、状況に応じた緊急輸送体制を確立する。

1 車両による輸送

(1) 輸送路の確保

- 町は、緊急輸送を実施するため、緊急輸送路線を確保する。(資料8参照)

(2) 車両の確保

① 町所有車両等の確保

- 車両の掌握・管理は、企画財政課が行う。(資料10参照)

② 町所有以外の輸送力の確保

- 町は、町所有車両により応急措置の輸送力を確保できないときは、町所有以外の輸送力確保に努める。(資料21参照)

(3) トラックによる輸送

- 町は、緊急物資輸送の必要があると認めたときは、県に対し、(社)宮城県トラック協会等に対する緊急物資輸送トラックの派遣を依頼する。
- 町は、独自に収集した情報を県等関係機関に提供するなどし、迅速かつ効率的に緊急輸送が行われるよう配慮する。

2 鉄道輸送力の確保

道路の被害等により、自動車による輸送が不可能な場合等で鉄道輸送が可能な場合は、鉄道事業者（東日本旅客鉄道（株））に要請し、輸送力を確保する。

※平成23年東日本大震災により町内の線路は流失しており、亘理駅（浜吉田駅）～相馬間で代行バスが運行されている。（平成26年3月現在）

3 船舶の確保

災害による陸上輸送が困難な場合は、宮城県漁業協同組合仙南支所（山元）に輸送を依頼するとともに、海上輸送業者及び船舶保有者に対し、輸送の協力を依頼する。

4 ヘリコプター輸送力の確保

陸上の一般交通が途絶した場合等、緊急にヘリコプターによる輸送が必要となったときは、第3章第6節「自衛隊の災害派遣」による自衛隊ヘリコプター及び第11節「ヘリコプターの活動」により、ヘリコプター等の確保について知事に要請依頼する。

第3章 災害応急対策

なお、ヘリコプター発着場所については、次のとおりである。

発着地点	位 置	所 在 地	面 積
山元町役場	役場駐車場	浅生原字作田山 32	60m×60m

5 人力による輸送の確保

人力による輸送に必要な労務の確保は、第3章第23節「防災資機材及び労働力の確保」による。

6 応援要請

- 町は、緊急輸送の応援等が特に必要であるときは、次の事項を明示して、県又は他の市町村に対し調達、斡旋を要請する。なお、応援の受入れ窓口は、企画財政課とする。
 - ア 区間及び借上期間
 - イ 輸送人員又は輸送量
 - ウ 車両等の種類及び台数
 - エ 集結場所及び日時
 - オ その他必要な事項

4 輸送力の配分

- 災害応急対策の実施担当責任者は、必要な輸送力の目的、種類、数量等の必要な事項を明らかにし、総務課長に輸送力供給の要請を行う。
- 町は、前項の要請に基づき、調達所要数を把握し、直ちに輸送力の確保措置を講じ、配分計画を作成し、実施担当責任者に配分する。

5 災害救助法に基づく措置基準

1 費用の適用基準

応急救助のための輸送費として適用されるものは次の場合とする。

- ア 被災者を避難させるための輸送
- イ 医療及び助産のための輸送
- ウ 被災者救出のための輸送
- エ 飲料水供給のための輸送
- オ 救援物資のための輸送
- カ 遺体捜索のための輸送
- キ 遺体の措置（埋葬を除く）のための輸送

第3章 災害応急対策

2 費用

適用される輸送費は、本町における通常の実費とする。

3 期間

応急救助のための輸送が認められる期間は、それぞれの救助の実施が認められる期間とする。

6 災害発生時の自動車運転者の取るべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内等にある運転者は次の措置を取る。

- ア 避難のために原則として車両を使用しないことを原則とするが、町の現状を踏まえ、徒步での避難困難な地域では自動車避難に配慮する
- イ 走行中の車両の運転者は、できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること
- ウ 速やかな移動が困難なときは、車両はできる限り道路の左側に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する
- エ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること
- オ 車両を置いて避難するときは、次のとおり行う
 - (ア) できるだけ道路外の場所に移動しておくこと
 - (イ) やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックをしないこと
- カ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げにならないような場所に駐車すること
- キ 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置を取ることができないときは、警察官が自らその措置を取ることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある

7 交通規制の実施

- 道路が被害を受けた場合に道路管理者等は、通行の禁止、制限、迂回路等を設定し的確に指示するとともに、町は関係機関と連携を確保しながら、交通の安全確保に努める。

第3章 災害応急対策

- 町は、災害の発生が予想され、又は発生したときは、他の道路管理者と連携を図り道路交通環境の巡回調査を行い、道路被害の把握に努めるとともに、応急復旧を講ずる。
- 警察・道路管理者は、交通の危険を防止し、円滑な運営を図るため交通規制を実施する。

1 緊急通行路確保のための措置

(1) 交通管制施設の活用

- 警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。

(2) 放置車両の撤去

- 警察は、緊急通行路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両等の先導等を行う。

(3) 運転者等に対する措置命令

- 警察は、緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対し車両の移動等の措置命令を行う。

(4) 自衛官、消防吏員の措置

- 警察官がその場にいない場合、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防吏員は前記(2)、(3)の措置を取ることができる。

(5) 関係機関等との連携

- 町は、交通規制に当たって、その他の道路管理者、防災担当部局等と相互に密接な連携を図る。また、交通規制を円滑に行うため、亘理警察署長等と連携を保ちながら、必要に応じ警備業者等の協力を得て、交通誘導の実施等を要請する。

2 交通規制の方法

交通規制については、原則的には所定の標示を設置して行い、緊急を要するため所定の標示を設置する暇がないとき、又は標示を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。

3 交通規制の見直し

- 町は、道路管理者と連携し、災害発生後における被災地の応急復旧を行うための人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

第3章 災害応急対策

4 交通安全施設の復旧

- 町は、道路管理者と連携し、緊急交通路等の信号機等を最優先とする交通安全施設の応急復旧措置を行う。

5 交通規制の周知徹底・広報

- 町は、道路管理者と連携し、交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他交通規制の実施状況及び避難時の自動車利用の自粛、交通規制への協力について、住民、運転者等にマスコミ広報、交通情報板及び現場広報等による周知徹底を図る。

8 緊急通行車両の確認等

1 町長の措置

- 町長は、県公安委員会に対し、緊急通行車両の申し出をし、車両確認証明書並びに標章の交付を受ける。

2 亘理警察長の措置

- 亘理警察長は、県公安委員会が災害時における緊急輸送のための交通規制を行ったときは、亘理警察署において、緊急車両の確認及び標章の交付を行う。

3 申出事項

- 緊急通行車両の運転手は、次の事項を申し出て確認を受ける。
 - ア 車両番号標に標示されている番号
 - イ 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名）
 - ウ 使用者の住所、氏名
 - エ 輸送日時
 - オ 輸送経路（出発地、経由地及び目的地名）
 - カ その他参考事項（事前届け出を行っている場合は、緊急通行車両等事前届出済証を提出）

4 標章等の交付

- 町は、県公安委員会から緊急通行車両である旨の標章及び証明書の発行を受ける。

9 障害物の除去

1 実施責任者

- 町は、住居等の障害物の除去を、町長責任のもとに行う。

第3章 災害応急対策

- 道路管理者は、道路に堆積した障害物の除去を行う。

2 障害物除去の基準

(1) 対象

住家半壊又は床上浸水の被害を受け、居室、炊事場、玄関等に障害物が流入したため生活上支障を來し自力では除去することのできない者（選定基準は、第3章第13節「応急住宅住宅等の確保」による。）

(2) 実施期間

災害発生の日から10日以内とする。

(3) 費用

災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

3 障害物除去の実施

- 町は、他の道路管理者と協力して、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努め、道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行うものとする。（資料22参照）なお、この場合、緊急輸送に充てる道路を優先して行う。
- 町は、路上における著しく大きな障害物等の除去については、必要に応じて、他の道路管理者、警察、消防機関、自衛隊等と協力して所要の措置を取るものとする。

4 除去した障害物の処理

- 町は、あらかじめ定めている障害物の集積場所等を開設する。

5 工作物等の保管

- 町は、除去した工作物等で、所有者等に返還する必要があると認められるものについては、必要な手続きをし、保管する。

10 海上交通の確保

- 町は、宮城海上保安部及び漁港管理者等と連携し、海上交通の安全確保のための応急措置に積極的に協力する。

1 宮城海上保安部の措置

- ア 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う（この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう

第3章 災害応急対策

努める)

- イ 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する
- ウ 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずることを命じ、又は勧告する
- エ 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾、岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運行に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う
- オ 航路標識が損壊し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める

2 漁港管理者の措置

- 漁港管理者は、漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、障害物除去等を行い、緊急輸送活動が迅速かつ安全にできるよう努めるものとする。

第3章 災害応急対策

第11節 ヘリコプターの活動

主な実施担当	総務部、建設部
防災関係機関等	自衛隊第2施設団、仙台河川国道事務所、宮城海上保安部、亘理警察署、東日本高速道路(株)東北支社、東日本旅客鉄道(株)、その他防災関係機関

1 方針

大規模な地震・津波災害時においては、道路や建物等の損壊に加え、倒伏した電柱等の道路上の支障物により道路の通行が困難になることが予想されるため、町は、ヘリコプターを活用し、初動期における被害情報の収集・伝達や救出救助活動、負傷者や緊急輸送物資の搬送等、ヘリコプターの災害派遣の要請に関して定める。

2 活動体制

- 町は、ヘリコプターを有効に活用するため、関係機関と連携して災害に応じたヘリコプターの要請を行い、応援機等が到着後、迅速に応援活動に入れるよう体制整備に努める。
- 町は、救援活動等を円滑に行うため、県内の場外離着陸場や病院、防災関係機関等が図上に明記された「宮城県航空防災マップ」を活用する。

※防災関係機関の所有するヘリコプターは次のとおりである。

- ア 県防災ヘリコプター
- イ 仙台市消防ヘリコプター
- ウ 県警察ヘリコプター
- エ 国土交通省ヘリコプター
- オ 海上保安庁ヘリコプター
- カ 自衛隊ヘリコプター
- キ 他都道府県からの応援ヘリコプター

3 活動内容

「ヘリコプター災害対策活動計画」に基づき、大規模災害時においては、それぞれのヘリコプターの機動性等を活かし、災害直後の初動時、緊急対応時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。

第3章 災害応急対策

- ア 被災直後の被害概況を速やかに把握し、県災害対策本部等に伝達
- イ ヘリコプターによる救出・救助活動が必要な場合の救出・救助活動
- ウ ヘリコプターによる救急患者等の搬送が必要な場合の救急患者等の搬送
- エ 救援隊・医師等の人員搬送
- オ 消防部隊の搬送・投入
- カ 被災地への救援物資の搬送
- キ 応急復旧用資機材等の搬送
- ク 住民に対する避難勧告等の広報活動
- ケ その他ヘリコプターにより対応すべき活動

4 派遣要請の手続き

- 町長は、宮城県知事に対して文書により要請する。ただし、緊急の場合は、口頭又は電話により要請し、事後速やかに文書を提出する。
- 町長は、ヘリコプターの要請を行うときは、次の事項を明らかにする。

(1) ヘリコプターの要請事項

- ア ヘリコプター使用の目的及びその状況
- イ 機種及び数量
- ウ 期間及び活動内容
- エ 発着地点及び目標地点

(2) ヘリコプター発着場所

- ア ヘリコプター発着場所は第3章第10節「交通・輸送活動」に定めるところによる
- イ ヘリポート等が被災した場合は、ヘリコプターの活動体制を確保するため、早急に応急復旧を行う

5 活動拠点の確保

- 町は、災害時におけるヘリコプターの活動を円滑に行うため、関係機関と提携して活動拠点を早急に確保する。
 - ア 災害時においてヘリコプターの活動拠点として活用できるヘリポート及び場外離着陸場を早急に確保する
 - イ 指定外ヘリポートにおいては、あらかじめ指定してある避難所と重複しないよう調整しながら確保する
- 町は、ヘリポート等が被災した場合は、ヘリコプターの活動体制を確保するため、早急

第3章 災害応急対策

に応急復旧を行う。

6 経費の負担

県防災ヘリコプターの応援に要する経費は、宮城県が負担する。その他のヘリコプターについては、協定等で定めているとおりとする。

第3章 災害応急対策

第12節 避難活動

主な実施担当	総務部、保健福祉部、教育部、消防部
防災関係機関等	亘理消防本部、亘理警察署、その他防災関係機関

1 方針

町は、津波注意報、津波警報及び地震情報が発表された場合、直ちに警戒体制を整え、被害の発生を最小限に食い止めるため避難広報・避難活動を迅速に実施するとともに、速やかに避難所を開設し、管理運営に当たる。

また消防団員等避難誘導や防災対応にあたる者は、自身の安全が確保された場合に限り、当該活動を行うものとする。(資料4 職員初動対応マニュアル)

2 津波の警戒

- 町は、津波予報が発表された場合、又は津波による浸水が発生すると判断した場合は、防災行政無線等による避難広報を実施して住民等を海岸から避難させる等、緊急対策を行う。
- 町は、地域特性や仙台管区気象台からの津波到達予想時刻等を考慮のうえ、防潮水門や陸閘等の閉鎖措置を行う。
- 町は、津波警報、避難勧告等の伝達に当たっては、走行中の車両、船舶、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALET)、テレビ、ラジオ、メール等通信機器を介したあらゆる手段(広報車を除く)の活用を図り、避難広報を実施して住民等を海岸から避難させる等、緊急対策を行う。
- 住民等への津波警報等の発表・伝達に当たっては、災害を具体的にイメージできるような表現を用いる等、住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫する。

3 避難の勧告・指示

- 町は、津波予報が発表された場合、又は津波による浸水が発生すると予想される場合は、速やかに的確な避難勧告・指示を行い、関係機関の協力のもとに安全かつ効率的な避難誘導を行う。その際、住民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、また、要配慮者にも配慮した分かりやすい伝達を行う。
- 「勧告」とは、災害を覚知し、被害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立退

第3章 災害応急対策

きを勧め又は促す行為をいう。

- 「指示」とは、災害の危険が目前に切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のために立ち退かせるためのものをいう。

1 実施責任者

- 避難の「勧告」及び「指示」は、原則として町長が行う。
- 町長は、町の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民を避難させる必要があると判断したときは、避難のための立退きを勧告又は指示し、必要に応じて亘理消防本部及び亘理警察署長に住民の避難誘導への協力を要請する。
- 住民に危険が切迫する等、急を要する場合で、町長が避難の勧告・指示を行うことができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、次表のとおり警察官等が避難のため立退きの指示をすることができる。この場合、直ちに町長に通知しなければならない。

※避難の指示及び勧告等を行う者は次のとおりとする。

避難の指示及び勧告等を行う者

指示、勧告者	内 容	根拠 法
①町長	すべての災害に関する避難の呼びかけ、避難の指示又は勧告、立退きの指示又は勧告	災害対策基本法第63条
②警察官	すべての災害について、町長が指示することができないとき、又は町長から要求があったとき、避難の指示又は勧告、立退きの指示又は勧告	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
③災害派遣時の自衛官	すべての災害について、町長等、及び警察官がその場にいないとき	災害対策基本法第63条 自衛隊法第94条
④水防管理者	洪水の氾濫により著しい危険が切迫しているとき、又は町長が避難の指示等を行えないとき	水防法第14条
⑤知事又はその命を受けた県職員	洪水、地すべり等により著しい危険が切迫しているとき	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
⑥消防署長	災害が拡大し又は、拡大の恐れがあるときで、緊急に地域住民を避難させる必要があると認めたとき	地方自治法第153条第1項（補助機関による代行）

第3章 災害応急対策

2 励告・指示等の基準

避難準備情報及び避難の勧告・指示の基準は、災害の種類、地域、その他により異なるが、概ね次のとおりとする。また、土砂災害警戒情報が発生された場合は、町長は迅速に避難勧告を行うとともに、住民は自主避難を開始するものとする。

区分	発令基準	住民に求める行動
避難準備情報 (避難行動要支援者等に対する避難情報)	○避難行動要支援者等、特に避難行動に時間をする者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> ●避難行動要支援者等、特に避難行動に時間をする者は、計画された避難所への避難行動開始（消防団員、民生委員、自主防災組織、避難支援等関係者（安全が確保された場合に限る）は支援行動を開始） ●上記以外の者は、避難準備開始
避 難 勧 告	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> ●通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動開始
避 難 指 示	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○災害が発生した状況	<ul style="list-style-type: none"> ●避難勧告等の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 ●未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動

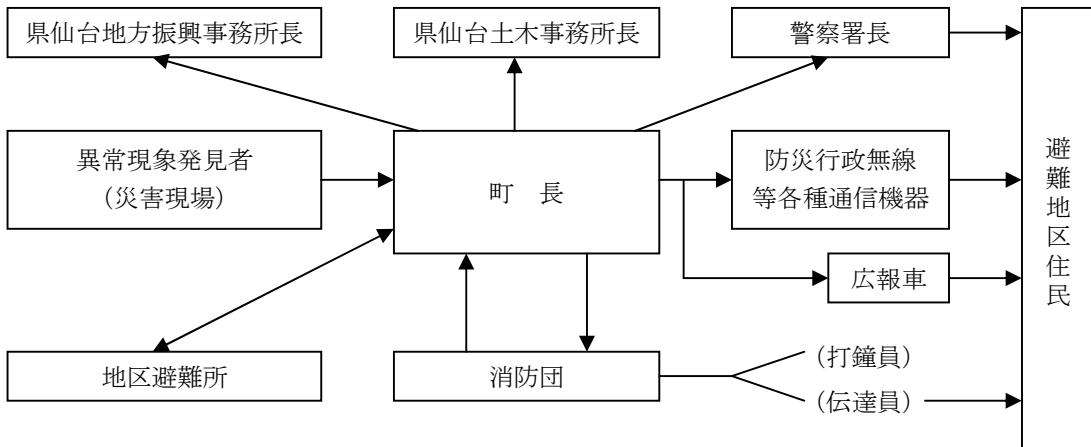
3 伝達系統

- 町は、迅速・安全な避難行動に関する津波避難計画を作成し、住民及び関係機関へ周知する。

避難勧告及び指示は、次の要領により伝達する。

第3章 災害応急対策

(1) 伝達系統



(2) 伝達方法

- 町長は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、必要と認める場合、海浜にいる者、沿岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう勧告・指示するものとする。
- 町長は、地震発生後、報道機関等から津波警報が放送されたときには、海浜にいる者、沿岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう勧告・指示するものとする。なお、放送ルート以外の法定ルート等により町長に津波警報が伝達された場合にも、同様の措置を取るものとする。

津波予報発表時に係る避難勧告・指示の基準

津波警報が発表されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・海浜にいる者に対し、避難勧告を発令する。
大津波警報が発表されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・海浜にいる者に対し、避難指示を発令する。 ・津波浸水予測区域内の住民等に対し、避難指示を発表する。

第3章 災害応急対策

情報伝達に当たって留意するポイント

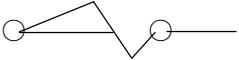
何を知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> ・津波注意報・警報の発表、津波襲来の危険、避難勧告・指示、津波到達予想地域、津波到達予想時間、実施すべき行動・対策等 ・伝達内容について、あらかじめ想定し雛形を作成
誰に対して知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> ・津波の危険性がある地域の住民等か、それ以外の地域の住民等か ・避難対象地域の住民等の誰を対象とするか（住民、滞在者（観光客、海水浴客、釣り客等）、通過者、漁業関係者、港湾関係者、船舶、海岸工事関係者等） ・避難場所等に避難している避難者
いつ、どのタイミングで知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> ・地震直後（自動放送、職員を介した速やかな放送、地震の発生、津波の危険、避難勧告・避難指示等） ・津波発生後（津波予報、津波情報、被害状況等） ・津波終息後（津波警報・注意報の解除、避難勧告・指示の解除等）

第3章 災害応急対策

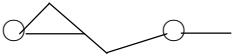
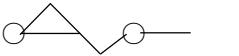
どのような手段で

- ・防災行政無線、サイレン、テレビ、ラジオ、電話・FAX、アマチュア無線、インターネット等
- ・情報の受け手の立場に立った伝達手段（特に津波避難において要配慮者となりうる者）
- ・津波注意報又は津波警報の伝達をサイレン、警鐘で行う場合は、伝文の前に予報警報標識規則（気象庁告示第3号：昭和51年11月16日）で規定する標識を用いる。

<津波注意報標識>

標識の種類	標識	
	鐘音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) ●—●—● ●—●	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) ● ● ●—●	(約10秒) (約1分)  (約3秒)

<津波警報標識>

標識の種類	標識	
	鐘音	サイレン音
津波警報標識	(2点) ●—● ●—● ●—●	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報標識	(連点) ●—●—●—●	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)

第3章 災害応急対策

4 警戒区域内への立入の制限・禁止及び区域外への退去命令

1 警戒区域設定の権限

警戒区域の設定は、次の区分により町長等が行う。

区分		実施者	備考
災害対策基本法	第63条第1項	町長	災害時の一般的な警戒区域設定権
	第63条第2項	警察官又は海上保安官（町長若しくはその委任を受けてその職権を行う吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき）	住民等の生命・身体の保護を目的とする。
	第63条第3項	災害派遣を命じられた自衛隊部隊等の自衛官（町長若しくはその委任を受けてその職権を行う吏員がいない場合）	
水防法	第21条第1項	水防団長、水防団員、消防機関に属する者	水防・消防活動関係者以外の者を現場から排除して、その危険を防止するとともに、水防・消防活動の便宜を図ることを目的とする。
	第21条第2項	警察官（水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき）	
消防法	第28条第1項、第36条	消防吏員又は消防団員	火災の現場及び水災を除く他の災害の現場における警戒区域の設定権
	第28条第2項、第36条	警察官（消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき）	

2 警戒区域設定の実施方法

- 町は、警戒区域の設定を、権限を有する者が現場において、バリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行う。
- 町は、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去について、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図る。
- 警察官、海上保安官又は自衛官が、町長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

第3章 災害応急対策

5 避難の誘導・移送

1 避難の方法

- 町は、災害時における避難に当たっては在宅の要配慮者への情報の伝達、避難誘導等近隣住民（例：行政区の班等で10～20世帯単位）の果たす役割が大きいことから、民生委員、地域の自主防災組織及び行政区等と連携し、要配慮者と近隣住民の共助意識の向上に努める。
- 住民は、避難の際は消防団員の誘導がなくても、これらの単位集団で行動できるよう平常時から心掛けておく。
- 町職員、警察官、消防職員等は、避難場所への避難が困難な地域の避難者や、避難が遅れた避難者が緊急に避難する場合は、安全が確保されることを前提としたうえで指定緊急避難場所へ避難誘導する。
- 町は、消防団員、水防団員、町職員等避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで、予想される津波到達時間も考慮しつつ、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行う。
- 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波避難は徒歩を原則とする。ただし、避難行動要支援者やその避難支援を行う者で徒歩による円滑な避難が困難な場合、又は沿岸部の農地や緑地・公園等の自動車等による出入りが主となるような避難が困難な地域において、やむを得ず自動車での避難を行う場合、町職員、警察官、消防職員等は自身の安全を確保したうえで、自動車でも安全かつ確実な避難を行えるよう、地域や道路の事情に応じた対応に努める。

2 避難の誘導

避難の勧告、指示をしたときの誘導は、次のとおりとする。

- ア 各地区ごとの避難誘導は、当該地区の消防団員が行い、誘導責任者は、当該地区の消防分団長とする
- イ 町は、必要に応じ直理警察署長等に避難所等を連絡し、危険区域の警戒及び避難誘導の応援を求める
- ウ 崖崩れ等の災害が発生するおそれがある場合、特に崖崩れ等による危険区域の住民に対する避難誘導は、当該地区の消防分団長とする

3 避難の順位等

- ア 住民間の避難の順位は、避難行動要支援者の避難を優先する
- イ 地区ごとの避難の順位は、先に災害が発生すると認められる地区内居住者の避難を優先する
- ウ 自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合あるいは病院等の入院患者、福祉施設の高齢者、子供の避難については、車両、船舶等により移送

第3章 災害応急対策

する

4 誘導時の留意事項

- ア 誘導経路はできる限り、危険な橋、堤防その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する
- イ 危険地点には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する
- ウ 浸水地にあっては、舟艇又はロープ等を利用し、安全を期する
- エ 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める

5 移送の方法

(1) 小規模の移送

避難者が自力で立ち退くことが不可能な場合は、町が車両等を移送する。

(2) 大規模の移送

災害地が広範囲で、大規模な移送を必要とし、町において対応できないときは、近隣市町の応援を求めて実施する。また、近隣の応援だけでは対応できない場合は、地方振興事務所を経由して県に要請する。

6 避難時の留意事項

(1) 住民に対する内容

- ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する
- イ 正しい情報をラジオ、テレビ、防災行政無線等を通じて入手する
- ウ 地震を感じなくとも、津波予報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する
- エ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報の解除まで気をゆるめない
- オ 津波注意報でも海水浴や磯釣り等は危険なので行わない
- カ 過去の経験から、「津波は引き波から始まる」と言い伝えられているが、押し波から始まることもあることから、誤った認識により不適切な行動を取らない

避難誘導員は、避難に当たり次の事項を住民に周知徹底する。

- ア 戸締まり、火気の始末を完全にする
- イ 携帯品は、必要最小限のものにする
(食料、飲料水、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布等)
- ウ 服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行する

第3章 災害応急対策

(2) 船舶に対する内容

- ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波が来るおそれがあることを念頭に、ラジオ、テレビ、無線放送等を通じて情報入手に努める
- イ 津波予報が発令された場合、津波到達予想時刻を考慮のうえ、退避可能なときは直ちに港外（水深の深い、広い海域）へ退避し、それが困難なときは増し船いを取る等、可能な流出防止措置を講じて高台へ避難する。なお、これらの措置を講ずる暇がない場合は、直ちに高台へ避難する等、人命を最優先に対処する
- ウ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない

(3) 亘理警察署の対応

- 亘理警察署は、津波予報が発表され、県警察本部から無線又は有線により伝達を受けた場合は、直ちに、伝達系統に従い、町に通知する。

(4) 宮城海上保安部の対応

- 宮城海上保安部は、船舶・航空機を巡回させ、拡声器等により在港船舶へ津波警戒の周知を図るとともに、沿岸住民及び釣り客や海水浴客に対し、高台への早急な避難指示等を行う。

6 避難所の開設

- 町は、避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き保護を要する者に対して、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に指定避難所を開設し、収容保護する。

1 開設

(1) 開設の目的

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するために避難所を設置する必要があるときは、公共建物等を避難所として開設する。

(2) 開設の方法

- ア 避難所は、学校、町公共施設を応急的に整備して使用する。ただし、これらの適当な施設を得がたいときは、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避

第3章 災害応急対策

難所とする

- イ 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する
- ウ 町は、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、町外の旅館・ホテル等を避難所として借上げる等、多様な避難所の確保に努める
- エ 町長は、避難所を開設したときは、その旨を公示するとともに、収容すべき者を誘導し保護する

(3) 費用

災害救助法による避難所の設置又は収容のための支出する費用に準じ、その額を超えない範囲とする。

(4) 開設期間

災害発生の日から最大限7日以内とする。ただし、余震や気象情報等により二次災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建設状況等を勘案し、開設期間の延長ができる。

2 運営

(1) 避難所の責任者及び連絡員の指定

- 町は、避難所を開設した際、町長が各施設ごとに避難所の管理責任者を指定し、避難所の管理と収容者の保護に当たる。

(2) 避難所の運営

- 町は、避難所の運営を関係機関の協力のもと、適切に行う。
- 町は、避難所ごとにそこに収容されている避難者数の確認、避難者名簿の作成等により状況を早期に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。また、避難が長期化するときは必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するとともに、高齢者、障害者、傷病人等の処遇について十分配慮する。

(3) 相談窓口の設置

- 町は、避難所等に生活・健康問題等に関する相談窓口を設置し、避難者が必要とする情報を適宜提供する。なお、女性や子どもへの暴力や女性特有の生活・健康に関する相談に対応するため、女性相談員による女性専用窓口の設置に配慮する。

第3章 災害応急対策

- 町は、避難所の安全確保と社会秩序維持のため、必要により警察官の配置を要請する。
- 自主防災組織及びボランティア団体等は、避難所の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を明確にし、効率的な管理運営がなされるよう努め、避難者が自主的に秩序ある避難生活が送られるよう努める。

(4) 給食、給水その他の物資の支給

避難者に対する給食、給水その他の物資の支給は、第3章第17節「食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」により実施するが、支給物資の調達を円滑に実施するため、避難人員等を速やかに把握する。

また、畳等がない施設については、マット、シート等を調達し配置する。

(5) 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援

- 町は、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期に把握するとともに避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている在宅避難者、やむを得ず車中生活を送る避難者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うとともに、必要な支援体制を構築する。

(6) 避難所の環境維持

① 良好的な生活環境の維持

- 町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。

② 健康状態・衛生状態の把握

- 町は、必要に応じ、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。

③ 愛玩動物への対応

- 町は、必要に応じ、避難所における愛玩動物のためのスペースの確保に努める。

(7) 男女共同参画

① 避難所運営への女性の参画促進

- 町は、避難所の運営において、女性が運営役員として参加するよう配慮し、女性だけの打ち合わせ会を持つ等、女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制

第3章 災害応急対策

とならないよう配慮する。

② 男女のニーズの違いへの配慮

- 町は、避難所の運営において、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、ほ乳びん、離乳食等の物資提供、女性専用の物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、男女別トイレの確保や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

③ 運営参加者への配慮

- 町は、避難者が運営に参加する場合、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

(8) 外国人への配慮

- 町は、外国人に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。

3 町職員の役割

(1) 町職員

避難所に配置された町職員は、自主防災組織等の協力を得て、次の事項を実施するものとする。

- ア 被災者の収容
- イ 被災者に対する食料、飲料水の配給
- ウ 被災者に対する生活必需品の供給
- エ 負傷者に対する医療救護
- オ 避難人員の実態把握に関すること
- カ 町（災害対策本部）との連絡調整に関すること
- キ 避難所開設の記録に関すること

(2) 避難所の所有者又は管理者

町が設定した避難所を所有し、又は管理する者は、避難所の開設及び避難した住民に対する応急の救護に協力する。

7 学校、幼稚園、病院等における避難対策

第3章 災害応急対策

- 学校、幼稚園、病院等の管理者は、災害時に円滑な避難対策が実施できるよう、次に掲げる事項等について計画をしておく。
 - ア 避難実施責任者
 - イ 避難順位及び編成等
 - ウ 避難責任者及び補助者
 - エ 避難誘導の要領、措置、注意事項等
 - オ 避難者の確認方法
 - カ 家族等への引渡し方法
 - キ 保護者への情報伝達方法の検討と周知
- 学校等教育施設の管理者は、避難所が円滑に運営されるよう協力する。この場合、管理者は、学校業務に支障のない範囲において、必要に応じた協力・応援を教職員に行わせる。
- 教職員は、本来果たすべき児童生徒の安全確保、安否確認、教育活動の早期正常化等に支障がない範囲で、避難所運営への支援に取り組む。

8 避難状況の報告

- 町は、避難所を開設した場合、速やかに住民に周知するとともに、次の事項について県（仙台地方振興事務所）をはじめ、亘理警察署、自衛隊等防災関係機関に連絡を行う。
 - ア 避難所開設の日時及び場所
 - イ 箇所数及び収容人員（避難所ごと）
 - ウ 開設期間の見込み

9 避難地区の警戒警備

- 町は、亘理警察署と連携して、避難地域の安全確保と犯罪の防止に努める。

10 避難長期化への対処

- 町は、住民の避難が長期化した場合には高齢者、障害者、傷病人等の処遇について十分配慮する。また、避難者の自治組織の結成を促し、避難所が自主的に運営されるよう配慮する。
- 町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、町外の旅館やホテル等への移動を避難者に促す。また、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅の斡旋、活用等により、避難所の早期

第3章 災害応急対策

解消に努める。

- 町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- 町は、避難所を指定する際に、併せて広域一時滞在用にも供することについても定める等、他の近隣市町からの被災者を受入れができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

1.1 在宅避難者への支援

1 生活支援の実施

- 町は、避難者と同様に支援の必要な在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等に対し、食料・物資の供給等生活支援を行う。それらの支援は町内会や社会福祉協議会等共助に基づくネットワークを主体として進める。
- 町は、在宅避難者等に対し、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

2 避難所等での物資の供給

- 町は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される住宅への避難者等の人数、必要とする支援内容等の早期把握に努め、支所での物資の配布の他、避難所、集落等で物資の供給を行う。

3 支援体制の整備

- 町は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される住宅への避難者等が、食料・物資の配布の広報及び必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受取ることができるよう、支援体制の整備に努める。

第3章 災害応急対策

第13節 応急仮設住宅等の確保

主な実施担当	建設部
防災関係機関等	宮城県

1 方針

大規模な地震・津波災害の発生により、住宅を失う被災者が多数生ずる事態が考えられる。これら被災者は、被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。このことから、町は、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の建設をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用、民間賃貸住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

2 応急仮設住宅の建設

1 対象

住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者で、自己の資力では住宅を得ることができないと認められる者とする。

2 規模・構造

- ア 1戸当たりの規模は、 29.7 m^2 (9坪) を基準とし、費用は災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする
- イ 建物の構造は、県が定める災害応急仮設住宅仕様によるものとする。被災者に係る世帯人数や高齢者・障害者等の要配慮者に十分配慮した仕様及び設計に努める

3 建設着工及び供与期間

- ア 災害発生の日から20日以内に着工する
- イ 供与期間は、原則2年以内の期間とする

4 費用

費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

5 建設予定場所

町の応急仮設住宅の建設地は、原則として資料23のとおりとするが、被災者の生業その他

第3章 災害応急対策

の関係でやむを得ない場合は、被災住宅地等の瓦礫を撤去して、そこに建設する。

3 住宅の応急修理

- 町は、災害救助法が適用された災害により、住家が半壊又は半焼の被害を受け、そのままでは住むことができないが、その破損箇所に手を加えれば何とか日常生活を営むことができるような場合に、その応急修理を行う資力がない者に対し、その者に替わって必要最小限の補修を行う。

1 対象

住家が半壊し又は半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態にあり、自己の資力で住宅の修理を実施することができないと認められる者

2 規模

修理対象は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分とし、費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

3 応急修理期間

災害発生の日から 6 ヶ月以内とする。

4 修理住宅の選定

- 町は、応急修理対象を選定するため、調査班を編成し、被害程度を調査する。

4 応急仮設住宅の入居者及び応急修理対象者の選定

- 町長は、応急仮設住宅の入居者及び応急修理対象者の選定を行い、その基準は、概ね次のとおりとする。
 - ア 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の被保護者及び要保護者
 - イ 特定の資産がない失業者
 - ウ 特定の資産がない寡婦、母子世帯、高齢者世帯、身体障害者世帯及び疾病者等
 - エ 特定の資産がない勤労者、中小企業者
 - オ 前各号に準ずる経済的困窮者

5 公営住宅の活用等

- 町は、必要に応じ、被災者の住宅確保住宅復興支援策として、公営住宅法に基づく災害

第3章 災害応急対策

公営住宅の建設等や既設公営住宅の空き家の活用を図る。

- 町は、災害の規模に応じて県内外の公的住宅の管理者に対し、被災者の一時入居住宅として受入れを要請する。

6 建築資材及び建築技術者の確保

- 応急仮設住宅の建築等は、建設部が担当し、原則として競争入札による請負とする。
- 応急仮設住宅の建設等に必要な建築資材及び建築技術者については、町内の関係業者とあらかじめ協議し、必要があると認めるときは、支援を要請する。

7 応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備

- 町は、県等の支援により、被害の規模と地域の実情に応じて、被災者の健康維持と生活を支えるための活動拠点（サポートセンター等）を設置し、孤立防止のための見守りや所要の保健福祉活動、生活再建に関する総合的な相談、地域コミュニティの再構築等の支援体制を整備する。
- 町は、被災者への支援体制を整備するために、支援員の確保と連携の構築に努める。
- 町は、支援に当たって適切な対応が図られるよう、情報の共有化等、関係機関・団体と連携して取組む。

8 被災宅地の応急危険度判定

- 町は、県の支援を受けて、「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）に基づき、被災宅地危険度判定を実施する。

第3章 災害応急対策

第14節 相談活動

主な実施担当	町民生活部、保健福祉部
防災関係機関等	宮城県

1 方針

町は、地震・津波大規模な災害時において、被災者及び被災者の関係者等から家族の消息の問い合わせや各種相談、要望等に対応するため、相談活動を整備し、防災関係機関とも連携して対応する。

2 相談窓口の設置

- 町は、災害発生後速やかに、町民等からの相談や要望に対応するため、町及び関係機関による総合的な窓口を設置する。
- 町は、必要により県の相談窓口を紹介する等、住民の相談や要望の解決を図ることとする。

※相談内容別の担当は、次のとおりとする。

相 談 内 容	関係機関及び担当課
災害全般	町民生活課
社会福祉、児童福祉、保健医療関係	保健福祉課
農林水産、商工観光関係	産業振興課
土木、建築関係	まちづくり整備課
教育関係	学務課

3 相談窓口設置の周知

- 町は、相談窓口を設置したことを、防災行政無線、町ホームページ、町メール配信サービス、臨時災害FM等による広報活動及び報道機関の協力を得るなどして、広く住民に周知する。

第3章 災害応急対策

第15節 要配慮者への対応

主な実施担当	保健福祉部
防災関係機関等	仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）、亘理消防本部、亘理警察署、その他防災関係機関

1 方針

災害時には、要配慮者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者に対し、救助、避難誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じて的確に行うことが必要である。応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者、障害者等要配慮者に十分配慮することが必要であり、特に高齢者、障害者の避難所等での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向けの応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

町は、民生委員・児童委員、住民等の協力を得て、要配慮者の状況把握に努め、災害発生直後より、時間的経過に沿って、各段階におけるニーズに配慮しながら、迅速かつ的確な応急対策を講ずるように努める。また、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

2 要配慮者への支援

1 安全確保

(1) 社会福祉施設等在所者

- 町は、施設在所者（入所者、従事者）の安否確認を迅速に行い、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導等を行うとともに、施設の危険箇所等の応急修理を行う。

(2) 社会福祉施設等以外の在宅の要配慮者

- 町は、あらかじめ登録された要配慮者の在宅情報に基づき、在宅の要配慮者の安否確認を社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織等との連携支援のもとに迅速に行うほか、状況に応じ避難誘導（防災対応にあたる者の安全を確保した場合に限る）等を行い、避難所等を中心に被災による新たな要配慮者を把握する。
- 町は、未登録の要配慮者に対して、自主防災組織等との連携により把握に努める。

第3章 災害応急対策

2 支援体制の確立の実施

(1) 施設従事者及び必要な物資の確保

- 町は、施設従事者の不足や日常生活及び福祉サービスに必要な物資の不足状況を把握し、関係機関と連携し確保する。
- 町は、次項の緊急支援を実施する場合にも、必要となるマンパワー、日常生活及び福祉サービスに必要な物資を同様に確保する。
- 町は、物資の確保に当たっては、第3章第17節「食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」に定めるところによるものとする。

(2) 緊急支援

① 受入れ可能施設の把握

- 町は、関係機関と連携し、被災による要配慮者の受入れ可能な各社会福祉施設等を把握する。

② 福祉ニーズの把握と支援の実施

- 町は、要配慮者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合には、関係機関と施設への入所等に係る調整を行う。
- 町は、本人が在宅で福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等（ボランティアを含む。）の派遣、車イス等の手配等を社会福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て計画的に実施する。

③ 福祉避難所の開設

- 町は、福祉避難所の対象となる避難者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉避難所を開設し、関係機関及び各避難所に対し、福祉避難所の開設について周知するよう努める。

④ 相互協力体制

- 町は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民（自主防災組織等）、ボランティア組織等との連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制により支援を行う。

(3) 避難所での支援

① 支援体制の確立

- 町は、要配慮者が避難所に避難した場合には、福祉団体関係者や福祉ボランティアに加え、必要に応じガイドヘルパーや手話通訳者等による支援体制を確立する。

第3章 災害応急対策

- 町は、障害者用の装具・医薬品、育児用品、介護用品等の福祉用品は特に代替が難しく、被災直後はその確保が難しい面もあることから、近隣福祉施設へ支援を依頼する等、速やかに対処する。

(2) 健康状態への配慮

- 町は、アレルギー症状や糖尿病・高血圧等の食事療法が必要な要配慮者に対しては、聞き取り調査等から得られる情報をもとに個別に対処する。
- 町は、特に避難場所での健康状態を把握し、応急仮設住宅や高齢者、障害者向け応急仮設住宅等への優先的入居に努める。
- 町は、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。

(3) 専門職による相談対応

- 町は、被災地及び避難所における要配慮者等に対し、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門職による相談等の対応を行う。

(4) 福祉避難所への移送

- 町は、指定避難所に避難した要配慮者について、福祉避難所への移送が必要と判断する場合は、開設した福祉避難所に移送を行う。

(4) 応急仮設住宅の設置

- 町は、応急仮設住宅への入居に当たっては、要配慮者に十分配慮し、特に高齢者・障害者は避難所等での健康状態に応じて、応急仮設住宅への優先的入居や高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅の設置等に努める。
- 町は、入居者が従来のコミュニティを維持できるよう配慮する。

3 外国人対策

- 町は、災害時に迅速に外国人の安否確認を行うとともに、日本赤十字本社等を通じて、外国から照会のある在日外国人の安否について回答する。
- 町は、地域住民や自主防災組織、関係団体等と連携し、外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を迅速に行う。
- 町は、災害情報等を掲示する場合、災害時多言語表示シート等による外国語での掲示を行い、外国人の不安の解消を図る。
- 町は、宮城県国際化協会、地域の国際交流団体等と協力し、相談窓口を設ける等、外国人からの身近な相談に対応することにより、外国人の不安の解消や問題の解決を図る。
- 町は、通訳者が必要な場合は、通訳ボランティア制度を活用し、県に対して通訳者の派

第3章 災害応急対策

遣を要請する。

第1章 津波

第2章 津波

第3章 津波

第4章 津波

第3章 災害応急対策

第16節 愛玩動物の収容対策

主な実施担当	町民生活部
防災関係機関等	仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）、その他防災関係機関

1 方針

大規模な災害に伴い、飼い主不明の動物、負傷動物が多数生ずるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生ずることが予想されることから、町は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、県や獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

2 被災地域における動物の保護

1 飼い主の確認

- 町は、飼い主の分からぬ負傷又は放し飼い状態の動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県及び獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行うとともに、飼い主の発見に努める。

2 負傷動物への対応

- 町は、負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講ずる。
- 町は、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講ずる。

3 避難所における動物の適正な飼育

- 町は、県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
- 被災地における愛護活動は仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）を中心に行い、動物愛護団体等との協力によって進める。
 - ア 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等に関する県への支援要請
 - イ 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
 - ウ 他の市町村への連絡調整及び協力要請

第3章 災害応急対策

4 応急仮設住宅等における動物の適正な飼育

- 町は、県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育・受入れに配慮するとともに、適正な飼育の指導等を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

第3章 災害応急対策

第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

主な実施担当	総務部、産業部、上下水道部
防災関係機関等	東北農政局、自衛隊第2施設団、日本赤十字社宮城県支部山元分区、 みやぎ亘理農業共同組合、亘理山元商工会、その他防災関係機関

1 方針

町は、大規模津波災害等発生時における住民の基本的な生活を確保するため、被災者の食料、飲料水及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達・供給活動を行う。

2 食料の供給活動

1 食料の調達

(1) 町による調達

- 町は、備蓄食料を放出するとともに、農協、商工会等の協力を得て、町内小売業者等から食料を調達し、必要数量・品目を確保する。
- 町は、あらかじめ締結している協定に基づき、他の市町村及び関係団体等に対し、物資の供給要請を行う。

(2) 米穀の調達要請

① 調達

- 町は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、自らの調達では食料が不足するときは、県を通じて農林水産省に対し、給食に必要な米穀（応急用米穀）の調達を申請する。
- 町は、災害救助法が発動された場合においては、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、政府所有の米穀（災害救助用米穀）を調達する。

ア 応急用米穀

県は、町の申請に基づき、必要な応急用米穀の数量等について、農林水産省に対し要請するとともに、農林水産省は、県からの要請を踏まえて、米穀販売事業者に対して手持ち精米を、県又は県の指定する者（県又は町が取扱者として指定した届け出事業者。以下「取扱者」という。）に売却するよう要請する。また農林水産省は必要に応じ政府所有米穀を供給するものとする。

第3章 災害応急対策

イ 災害救助用米穀

県は、町に必要な災害救助用米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法）について、農林水産省に要請する。

町は、県への交通・通信の途絶のため、直接農林水産省に要請した場合には、速やかに県に連絡するものとする。

② 供給

- 町は、備蓄、調達した食料及び国、県等によって調達され引き渡された食料を被災者に対して供給する。

ア 応急用米穀

県は、農林水産省から直接購入した応急用米穀を町に供給する。

町は、県から供給を受けた応急用米穀又は届け出事業者から直接売却された応急用米穀を被災者及び災害救助活動従事者に供給する。

町は、供給を受けた応急用米穀の全体の数量等について、県に報告する。

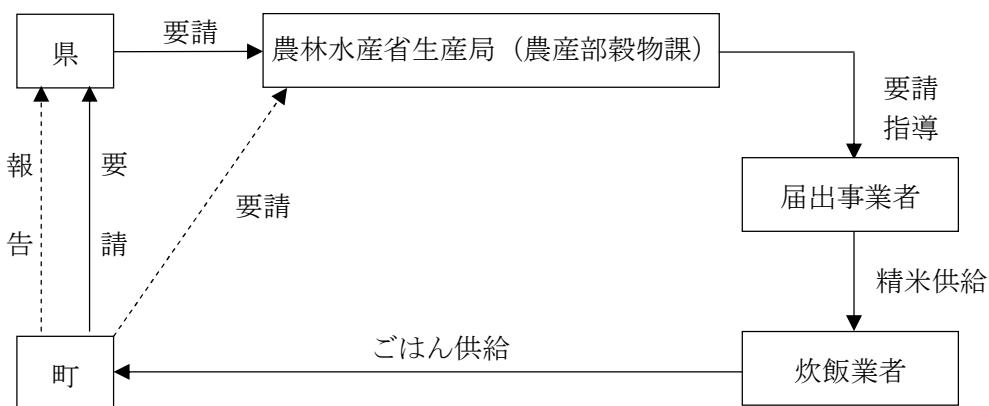
イ 災害救助用米穀

県は、農林水産省と売買契約した受託事業者に対して、県又は取扱者に引き渡すよう指示された災害救助用米穀を町に供給する。

町は、県から供給を受けた災害救助用米穀を被災者及び災害救助活動従事者に供給する。

町は、災害救助用米穀の引渡しを受けたときは、速やかに県に対し当該引渡しを受けた災害救助用米穀の日別、倉庫別の種類、等級、数量等を報告する。

緊急時における食料（精米）の供給体制略図



※ — 県を経由する場合

----- 県を経由しない場合

③ 供給数量

ア 応急用の米穀及び災害救助用米穀等についての供給数量は、1人当たりの供

第3章 災害応急対策

給数量に、町の要請に基づき県が必要と認める受給者の数と期間の日数を乗じて得た数量とする

イ 1人当たりの供給数量は次のとおりとする

状況	供給数量
り災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり200精米グラムの範囲内で知事が定める数量
災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対する給食を行う必要がある場合	1食当たり300精米グラムの範囲内で知事が定める数量

(3) 副食、調味料等の調達

- 町は、備蓄食料を放出し、応援協定に基づき、宮城県生活協同組合連合会に要請するとともに、農協、商工会等の協力を得て、町内小売業者等から副食、調味料等を調達し、必要数量・品目を確保する。ただし、町内関係業者が被害を受けた場合又は不足する場合には、県及び近隣市町村に対し、調達を要請する。

2 炊き出しの実施

- 町は、災害救助法が適用された災害により、避難所に避難する等で炊事のできない者に対し、炊き出しその他のによる食料の供与を行う。
- 町は、炊き出し等の実施に当たって、町職員による対応では要員が不足する場合には、山元町婦人防火クラブ、県、日本赤十字社宮城県支部等の協力を得て作業を実施する。
- 町は、避難所で提供する食事の内容・量や衛生管理、栄養補助食品の提供等、栄養バランス改善のための対応を行う。

(1) 炊き出し担当等

- ア 炊き出しへは、必要に応じて次の協力団体等に協力を要請し、あらかじめ指定した場所において炊き出しを実施する

団体名	会員数	電話番号
山元町婦人防火クラブ連合会	2,565名	34-1155 亘理消防署予防課

第3章 災害応急対策

イ 町は、炊き出し現場に現場責任者を配置し、現場の指導及び関係事項の記録に当たらせる

ウ 町において直接炊き出しすることが困難な場合、又は米飯業者等に注文することが実情に即すると認められる場合は、炊き出しの基準等を明示し、業者から購入し供給する

(2) 受給対象者

- 災害により、一時的に食生活を保護しなければならない場合の受給対象者は、次のとおりとする。
 - ア 避難所・避難場所に収容された者
 - イ 住家の被害が全半壊（焼）、流失又は床上浸水等のため炊事のできない者
 - ウ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者
 - エ 床上浸水ではあるが自宅において自炊不可能な者

(3) 供給品目及び数量

① 主食

応急的な炊き出しによるが、実情により乾パン及び麦製品とする。

② 副食物

費用の範囲内でその都度定める。（野菜、果実、乳製品等）

③ 数量

主食は1人1日当たり600g以内とする。（1食200g以内）

(4) 費用及び期間

① 費用

炊き出しに要する費用の範囲及び金額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

② 期間

炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

3 調達及び救援食料の配分方法

(1) 配分担当等

ア 食料品の配分担当は、保健福祉部とする

イ 食料品の配分を適切に行うため、調達、救援食料の集積場所を次のとおり定

第3章 災害応急対策

める

施設名	所 在 地	電話番号	管理責任者	配分対象区域
山元町役場	浅生原字作田山 32	37-1111	総務課長	山下地区
坂元支所	坂元字館下 113	38-0301	支 所 長	坂元地区

ウ 各集積場所ごとに班を編成して自主防災組織、婦人団体及び日赤奉仕団等の協力を得て行う。なお、配布時には必要な人に必要な物資が行きわたるよう配慮する

(例：おにぎりが食べられない人、離乳食、ミルク等が必要な乳幼児への配慮)

(2) 配分要領

① 炊き出し食料の配分

炊き出し担当の現場責任者は、数量等を把握し、配分担当者から一括配分を受ける
炊き出し担当の現場責任者が被災者に配分する際は、受給者名を記録し、適切な配分を期する

② 個人に対する配分

配分担当者は、受給者名を記録するとともに、行政区長等を通じ配分する。

③ 応急対策従事者に対する配分

配分担当者は、各応急対策従事者の責任者に対し、所要数量を配分する。

3 給水活動

1 飲料水の供給

➤ 飲料水の供給は、町が行う。

(1) 給水対象者

被害を受け、現に飲料水を得ることができない被災者とするほか、医療機関・福祉施設等に対する供給を確保し医療業務に支障のないよう配慮する。

(2) 給水量

災害発生からの日数	目標数量	主 な 給 水 方 法
災害発生～3 日まで	30／人・日	配水池、貯水槽、給水車

第3章 災害応急対策

4日～10日まで	20ℓ／人・日	配水幹線付近の仮設給水栓
11日～21日まで	100ℓ／人・日	配水支線上の仮設給水栓
22日～28日まで	被災前給水量 (約250ℓ／人・日)	仮配管からの各戸給水、共用栓

(3) 給水期間

災害発生の日から原則として7日以内の期間とする。ただし、余震や二次災害等により断水等が長期にわたる場合は、その都度実状に応じ対処する。

(4) 費用

給水に要する費用の範囲及び金額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

2 応急給水体制

- 応急給水担当は、上下水道部とする

(1) 応急給水計画及び実施

断水区域及び断水人口等を把握し、その規模に応じて次のとおり対処する。

① 応急給水箇所の優先度

- ア 災害時給食設備所、災害救護所等の災害応急対策関連施設
- イ 病院
- ウ 福祉施設

② 給水方法

ア 運搬給水方式

小規模の断水区域に対して、給水タンク又は給水用ポリ容器等で直接被災者に給水する

イ 給水拠点方式

指定避難地、仮設貯水設備、仮設給水栓の配置、予備水源の設置を拠点とした給水方法とする

(2) 飲料水確保施設

① 配水池貯留施設及び水源

② 補給用水源

第3章 災害応急対策

(3) 応急用資機材

給水タンク	容量 1,000ℓ	2 基
給水用ポリ容器	容量 20ℓ	50 個
給水袋	容量 5ℓ	200 袋

(4) 広報

災害対策本部とともに必要に応じ報道機関を活用して行い、併せて広報車等によつて地域ごとに行う。

① 広報内容

断水区域の状況、給水拠点の場所、応急給水の方法、水質に関する注意事項

4 衣料、生活必需品その他物資の供給活動

1 衣料、生活必需品等の給与又は貸与の要領

(1) 対象者

住家の全半壊（焼）、流失又は床上浸水により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品等を喪失し、又はき損し、日常生活に困難を来たしている者とする。

(2) 品目

- ア 被服、寝具及び身の廻りの品
- イ 日用品
- ウ 炊事道具及び食器
- エ 光熱材料
- オ その他
- カ 緊急用燃料

(3) 費用

衣料、生活必需品等の給与又は貸与に要する費用の範囲及び金額等は、災害救助法に適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(4) 期間

災害発生の日から、原則として10日以内とする。

2 衣料、生活必需品等の調達

- 町は、民間団体や国との連携により、応急時に必要な物資の迅速かつ的確な調達・供給を行う。

第3章 災害応急対策

- 町は、甚大な被害を受けたことにより、自ら生活必需品の調達・供給が困難な場合は、広域応援協定を締結している近隣市町や、県、厚生労働省、その他の関係機関に協力を要請する。
- 町は、被災者に対する迅速かつ的確な供給を行う。
- 供給する物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

(1) 調達担当

調達担当は、総務部とする。

(2) 調達方法

- 町は、備蓄物資を放出し、県に対し要請を行うとともに、商工会等の協力を得て、町内小売業者等から物資を調達し、必要数量・品目を確保する。
- 町は、あらかじめ締結している協定に基づき、他の市町村及び関係団体等に対し、物資の供給要請を行う。

3 救助物資の配分

(1) 配分担当等

ア 配分担当は保健福祉部とする

(2) 配分方法

- ア 総務部情報班は、衣料、生活必需品等を給与又は貸与する必要があると認める被災者を調査し、救助物資配分計画を作成し、各地区協力員の協力を得て、被災者に配分し、受領書を徴する
- イ 救助物資配分計画は、次の事項を明確にする
- (ア) 救助物資を必要とする被災者数（世帯人員ごととする）
 - (イ) 救助物資の品名、数量
 - (ウ) 救助物資の受扱い数量

5 義援物資の受入れ

1 義援物資の受入れ

- 町は、義援物資の募集が必要と認められる災害が発生した場合は、日本赤十字社宮城県支部等関係機関と相互に連携を図りながら、直ちに義援物資受入れ窓口を設置し、義援物資の募集及び受入れを開始する。
- 町は、義援物資の募集に当たっては、報道機関等と連携し、義援物資の受入れ方法等について広報・周知を図る。

第3章 災害応急対策

- 町は、災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、義援物資の受入れ方法については、品目及び数量を事前に限定し、併せて供給活動をスムーズに行うため流通ネットワークを保持している団体・企業等に優先的に働きかけを行う。
- 町は、事前に義援物資の保管先等を確保し、配分作業が円滑にできるよう努める。

2 義援物資の配分

- 町は、義援物資の配分に当たっては、日本赤十字社宮城県支部等関係機関と調整を行い、迅速かつ適切に配分する。
- 町は、義援物資の仕分け、配布に当たっては、必要に応じてボランティア団体等の協力も得ながら行う。
- 町は、必要配分数量を把握するため、避難者等の情報を的確に収集するとともに、必要に応じて仕分け、配布作業に当たるボランティア団体等に情報提供を行う。
- 町は、義援物資の配送・管理に当たっては、宮城県トラック協会等の組織的な流通ネットワークを保持している団体・企業を中心として協力を要請し、資機材や人材、ノウハウ等を活用することで、的確に行う。

6 燃料の調達・供給

1 災害応急対策車両への供給

- 町は、災害発生時における災害応急対策車両への優先給油ができるよう、体制を整備する。
- 町及び防災関係機関は、事前に指定のできない県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対しても、優先給油が行えるよう関係機関との調整を行い、燃料の確保に努める。

第3章 災害応急対策

第18節 防疫・保健衛生活動

主な実施担当	保健福祉部
防災関係機関等	仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）、亘理郡医師会、医療関係機関、その他防災関係機関

1 方針

町は、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症蔓延の未然防止に万全を期する。また、被災地、特に避難所等においては、大規模災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が、精神的不調を来たす場合があり得る。被災者の健康状況等に十分配慮し必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた保健衛生活動を実施する。さらに、要配慮者的心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車イス等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

2 防疫

1 防疫活動班の編成

- 町は、防疫業務を実施するため、次の班を編成する。

班 名	人員	防 疫 業 務	処理能力	備 考
防疫消毒 1班	4	浸水家屋及び便所等の消毒並びに指導	100戸／日	(器材等の所有状況) 消 毒 器 3 台
防疫消毒 2班	4			
防 疫 施 設 班	4	施設の整備、収容		

2 連絡通知等

- 町長は、感染症の発生又は発生するおそれがある事実を知った場合及び防疫を実施する場合は、知事に連絡し、必要な対策及び指示等を受ける。
- 町は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に定めるところにより、知事の指示に基づき、速やかに防疫活動を実施する。

第3章 災害応急対策

3 防疫消毒

- 町は、浸水区域等について感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第14条に基づき速やかに消毒活動を行う。なお、消毒に要する1戸当たりの使用薬剤の基準は、概ね次のとおりとする。

災 害 の 程 度	薬 品 名		
	塩酸アルキルジアミノエチルグリシン（両性界面活性剤）（オバノール、テゴー51等）	消石灰	クロールカルキ（井戸）
床 上 浸 水 (全・半壊、流失を含む)	200cc	6 kg	200cc
床 下 浸 水	50cc	6 kg	200cc

4 ねずみ族、昆虫等の駆除

- 町は、感染症が蔓延し、若しくは蔓延のおそれがあるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第15条の規定に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

5 臨時予防接種

- 町は、被災地の感染症発生を予防するため、種類、対象、期間等を定めて、県の指示により臨時予防接種を実施する。
- 津波汚泥の堆積や廃棄物等により、悪臭、害虫の発生等衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意する。
- 町は、必要に応じ、自衛隊に対し防疫活動の協力を要請する。

6 入院等の措置

- 町は、被災地において、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに入院の勧告及び移送の措置を取る。
- 町は、その他、感染症患者等の発生については、感染症法及び同施行規則に基づいた対応を取る。

第3章 災害応急対策

指定医療機関の状況は次のとおりである。

指定医療機関名	所在地	電話番号
仙台市立病院	仙台市若林区清水小路3番の1	022-266-7111

なお、交通途絶等のため指定医療機関に収容できない場合は、適宜臨時の収容施設を設ける等の対応を講ずる。

7 避難所の防疫措置

- 町は、避難所を開設したときは、県の指導を得て防疫活動を実施し、避難者の健康管理を図る。

(1) 防疫に関する協力組織

避難所の管理者は、避難者の中から衛生に関する自治組織の編成を指導して、その協力を得て防疫の万全を図る。

(2) 防疫活動

防疫活動は、次の事項に重点をおいて行う。

- ア 健康診断
- イ 防疫消毒の実施
- ウ 集団給食の衛生管理
- エ 飲料水の管理
- オ その他施設内の衛生管理

8 防疫薬剤の調達

- 町は、防疫薬剤を町内の関係業者（資料15参照）から調達するが、調達不可能の場合は、知事又は近隣市町村長に調達あっせんの要請を行う。

3 保健衛生

1 健康調査、健康相談

(1) 保健指導及び、健康相談の実施

- 町は、仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）の協力を得て、看護師、保健師等による健康相談等について、個別訪問や、定期的に避難所、応急仮設住宅等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に要配慮者に配慮しながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。

第3章 災害応急対策

- 町は、その際、女性相談員も配置するよう配慮するとともに、住まいや仕事の確保、地域の人間関係づくりのための茶話会や季節行事等と併せて、総合的な対応を図るよう努める。
- 町は、健康調査を、避難所、浸水地域その他衛生環境の良好でない地域を優先して、県の支援を得て行う。
- 町は、感染症予防のため健康調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努める。
- 町は、避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行う。

(2) 避難所や仮設住宅での配慮

- 町は、健康相談等について、十分な空調設備の無い避難所や仮設住宅においては、室温の上昇に伴う熱中症の発生が危惧されることから、室温調節やこまめな水分補給の体制等対策に努めるよう指導する。
- 町は、高齢者がエコノミークラス症候群(深部静脈血栓塞栓症)や生活不活発病になりやすいため、他者とのコミュニケーションが図れるよう配慮するとともに、適度に体を動かせる機会を提供する等、心身機能の低下を予防するよう、指導を行う。

(3) 感染症発生動向調査の実施

- 町は、避難所において感染症発生動向調査を実施し、感染症の拡大を未然に防止するとともに、避難者の健康状態の把握に努める。

(4) 医療体制の確保

- 町は、高血圧や糖尿病等慢性疾患患者や、ガンや心筋梗塞等の患者の医療体制や治療の継続を支援するとともに、必要に応じて食事等栄養指導を実施する。

2 メンタルヘルスケア（精神保健相談）

- 町は、精神科医や県の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施する。
- 町は、大規模災害後においては、被災者等が生活再建への不安等による精神的不調を引き起こすことが想定されるため、メンタルヘルスケアを長期的に実施する。

3 栄養調査、栄養相談の実施

- 町は、県と協力し、定期的に避難所、炊き出し現場、保育所、学校、高齢者施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

第3章 災害応急対策

- 町は、避難生活の長期化が見込まれる場合、避難所で提供する食事の内容・量や衛生管理、栄養補助食品の提供等、栄養バランス改善のための対応を行う。

4 子どもたちへの健康支援活動

- 町教育委員会及び学校長等は、被災児童生徒等、幼児の体と心の健康管理を図るために、災害の規模等に応じ、仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）、子ども総合センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員やスクールカウンセラーによるカウンセリング、電話相談等の実施に努める。

4 食品衛生

- 町は、被災地における食品の衛生確保、食中毒の未然防止を図るために、仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）や関係機関の協力を得て指導を実施する。

1 被災者に対する安全で衛生的な食品の供給

- 町は、炊き出し現場及び避難所等において、食品の衛生的取扱い、加熱処理、食用不適な食品の廃棄及び器具・容器等の消毒等に配慮する。

2 食品関係営業施設への指導

- 町は、仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）と連携して、食品関係営業施設の実態調査を実施し、施設の構造・食品取扱設備・給水について、次の改善指導を行う。
 - ア 浸水期間中営業の自粛
 - イ 浸水を受けた施設の清掃、消毒
 - ウ 使用水の衛生管理
 - エ 汚水により汚染された食品の廃棄
 - オ 停電により腐敗、変質した冷凍食品等の廃棄

3 住民の食品衛生に対する啓発指導

- 町は、被災地域の一般家庭に対し、次の啓発活動を行う。
 - ア 手洗いの励行
 - イ 食器類の消毒使用
 - ウ 食品の衛生保持
 - エ 台所、冷蔵庫の清潔

第3章 災害応急対策

第19節 遺体等の搜索・措置

主な実施担当	町民生活部
防災関係機関等	仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）、亘理消防本部、亘理警察署、亘理郡医師会、医療関係機関、その他防災関係機関

1 方針

町は、大規模災害による火災・建物倒壊等で、死者、行方不明者が生じた場合は、関係機関の協力を得て死亡していると推定される者及び死亡者（以下「遺体」という。）の搜索、措置を的確かつ迅速に実施し、民心の安定を図る。

2 遺体等の搜索

1 対象

行方不明の状態にある者で、周囲の事情により、既に死亡していると推定される者

2 遺体等の搜索

- 町は、災害救助法が適用され、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から既に死亡していると推定される者の搜索を行う。
- 町は、町職員、警察官、消防職員、消防団員等により搜索班を編成する。
- 総務課は、行方不明者の届け出、受付を行い、安否確認の情報を一元化し、警察と情報を共有する。
- 遺体等の搜索は、災害現場の状況に応じて、町、警察署、消防署、消防団、宮城海上保安部、自衛隊、各応援機関及び地域団体等が相互に協力して実施する。なお、災害時において、遺体の搜索を実施した場合は、次の事項を明らかにしておく。
 - ア 実施責任者
 - イ 遺体発見者
 - ウ 搜索年月日
 - エ 搜索地域
 - オ 搜索用資機材の使用状況（借上関係内容を含む。）
 - カ 搜索費用

第3章 災害応急対策

3 遺体の措置

1 対象

災害により死亡した者で、その遺族等が混乱期のため洗浄等の措置、一時保存等を行うことができないと認められる者

2 遺体の措置

- 町は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため遺体措置が出来ない場合に警察等の検視、医師による死亡確認を経たうえ、遺体の一時保存等の措置を行う。
- 町は、被害地域の周辺の適切な場所(寺院、公共建物、公園等)に遺体の収容所(安置所)を設置する。被害が集中し、遺体の収容や収容所の設営が困難となった場合、町は、周辺市町へ協力要請を行う。

3 遺体の確認

- 町は、警察署及び宮城海上保安部と連携し、検視遺体数及び病院、消防等関係機関と連絡を取り、検視を経ないで医師が死亡確認した災害に原因する遺体の数及び警察で検視(遺体見分)を実施した遺体の数を確認して、災害による死者の把握をする。
- 警察、宮城海上保安部は、警察官、海上保安官が発見した遺体及び警察官等に届け出があった遺体等について検視を行う。

4 棺やドライアイスの確保

- 町は、遺体の適正な保存のため、必要な棺やドライアイス等の確保に努め、必要であれば県に要請する。

5 事務処理

- 町は、遺体の埋葬を行う場合は、次の事項を明らかにする。
 - ア 実施責任者
 - イ 死亡年月日
 - ウ 死亡原因
 - エ 遺体発見場所及び日時
 - オ 死亡者及び遺族の住所、氏名
 - カ 洗浄等の措置状況
 - キ 一時安置場及び収容時間
 - ク 措置等費用

第3章 災害応急対策

4 遺体の応急埋葬

1 対象

災害により死亡した者で、災害のため遺族等による埋葬が困難であると認められる場合
又は、死亡した者の遺族がいない場合。

2 遺体の応急埋葬

- 町は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため火葬、埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合に火葬及び応急的な埋葬を行う。
- 町は、被災による遺体の火葬・埋葬に関する計画を事前に策定する。身元の判明しない遺骨は、公営墓地又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。
- 町は、遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じ、遺体安置所等に相談窓口を設置する。
 - ア 埋葬は、概ね次の場合に実施する
 - (ア) 緊急に避難を要するため、時間的にも労力的にも埋火葬を行うことが困難であると認められるとき
 - (イ) 墓地又は火葬場が浸水又は流出し、個人の力では埋火葬を行うことが困難であると認められるとき
 - (ウ) 埋火葬を行うべき遺族がないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋火葬を行うことが困難であると認められるとき
 - (エ) 経済の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つぼ等の入手ができないと認められるとき
 - イ 埋葬の程度は応急仮葬であり、埋火葬に必要な物資の支給及び納骨等の役務を提供によって実施する
 - ウ 火葬場は、原則として、亘理町葬祭場を使用するが、大災害による死者多数の場合は、その都度選定する（資料25参照）

3 事務処理

災害時において、遺体の埋葬を実施する場合は、次の事項を明らかにしておく。

- ア 実施責任者
- イ 埋葬年月日
- ウ 死亡者の住所、氏名
- エ 埋葬を行った者の住所、氏名及び死亡者との関係
- オ 埋葬品等の支給状況
- カ 費用

第3章 災害応急対策

5 費用

遺体の搜索、収容及び埋葬に要する費用の範囲及び金額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

第3章 災害応急対策

第20節 廃棄物処理活動

主な実施担当	町民生活部
防災関係機関等	宮城県、仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）、亘理名取共立衛生処理組合、山元町公衆衛生組合連合会、その他防災関係機関

1 方針

大規模な災害発生時には、建築物の倒壊、流出、火災等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想されるため、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地球環境の保全を図っていく。

2 ごみ処理

1 収集

- 町は、ごみの仮置場及び収集日時を定めて住民に広報する。
- 町は、ごみの収集は、ごみ収集運搬車によるほか、必要に応じて運搬車を調達し、実施する。
- 町は、仮集積場所のごみを管理し、あらかじめ選定した処理場に運び処理する。また、交通障害等、収集車両の通行が困難な場合は、夜間収集も検討する。
- 町は、発災後の道路交通の状況等を勘案しつつ、遅くとも発災数日後には収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理するよう努める。

2 処理

- 町は、ごみの処分を亘理清掃センターで焼却処分のほか、必要に応じて、近隣市町の相互扶助により環境衛生上支障のない方法で行うものとする。
- 町は、消毒用又は防臭用の薬剤及びごみ袋を配付するとともに、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離し優先的に処理し、また処理するように指導、広報する。

3 災害廃棄物

1 収集

- 町は、瓦礫等の災害廃棄物は、危険なもの、緊急輸送に支障となるものを優先して分別収集、運搬する。
- 町は、選別・保管・焼却のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量の瓦礫の最

第3章 災害応急対策

終処分までの処理ルートの確保を図る。

- 町は、損壊した建築物の残骸等持ち運びの困難なものを、仮集積場所及び処理場に運搬する。応急活動後は、処理・処分の進捗状況を踏まえ、瓦礫の破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

2 処理

- 町は、瓦礫の処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。
- 町は、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等の規定に従い、適正な処理を進める。なお、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。
- 町は、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分等迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法の検討に努める。
- 町又は事業者は、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努め、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。
- 町は、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。
- 町又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。
- 町の海岸管理者は、海岸に漂着した危険物について、第一報通報者への対応、現地確認の準備、現地の状況把握、専門家の要請、海岸利用者・地域住民の安全確保について、一連の対応を取り発見者及び周辺住民の安全を図る。
- 町は、廃棄物の収集・処理に必要な人員・車両等資材が不足する場合には、県に対して支援を要請する。

4 医療廃棄物

- 町は、医療施設、医療救護所から発生する医療廃棄物の処理は、(一社)宮城県産業廃棄物協会と連携し周囲へ影響を及ぼすことのないよう厳重に行う。

5 し尿処理

1 収集

- 町は、し尿処理施設の被害状況の把握を行う。
- 町は、速やかに下水道施設、し尿処理施設の応急復旧に努めるとともに、し尿については、計画収集が可能になるまでの間、住民に対して仮設トイレ等を利用するよう指導する。
- 町は、被災者の生活に支障が生じることがないよう、し尿の汲み取りを速やかに行うと

第3章 災害応急対策

とともに、仮設トイレやマンホールトイレの設置ができる限り早期に完了する。

- 仮設トイレの設置については、要配慮者に配慮を行うとともに、男女別の設置、女性や子どもが安全に行ける場所への設置に配慮する。
- 町は、水道や下水道の復旧に伴い水洗トイレが使用可能になった場合には、仮設トイレ等の撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。
- し尿の収集は、原則として汲み取り運搬車による。ただし、それが不可能な地域については、容器の配付等を行う。
- 避難所から排出されたし尿の収集は、防疫上、優先的に行う。
- 町は、県と連携し、避難所等でし尿が滞りなく処理されているかを調査し、能動的に支援が行える体制を構築する。

2 処理

- 原則として亘理名取共立衛生処理組合と委託業者との連携で処理するが、被害の状況によっては、町、県及び、亘理名取共立衛生処理組合と協議のうえ、広域処理とする。

6 清掃班の編成

- 町は、ごみ及びし尿については、亘理名取共立衛生処理組合と委託業者との連携で対応するが災害により委託が不可能で緊急を要する場合は、次の清掃班を編成し、実施する。

(1) ごみ処理班

責任者	班員	機械器具等			地域分担	処理場
		ごみ収集運搬車	トラック	その他		
山元町公衆衛生組合連合会会長	衛生組合員	2	2		山元町全地区	亘理清掃センター

(2) し尿処理班

責任者	班員	機械器具等			地域分担	処理場
		汲取車	運搬車	その他		
山元町公衆衛生組合連合会会長	衛生組合員	6	—		山元町全地区	浄化センター

第3章 災害応急対策

ごみ及びし尿処理場

施設名	管理者	処理能力	処理方法
亘理清掃センター	組合管理者	75t／日	焼却
名亘浄化センター	組合管理者	113kℓ／日	高負荷脱窒素処理

7 死亡獣畜等の処理

- 町は、災害時において死亡獣畜の処理を必要とする場合は、仙台保健福祉事務所（塩釜保健所岩沼支所）に連絡のうえ、死亡獣畜取扱場等に搬送し処理する。（処理班は6(1)に準する。）
- 町は、搬送が困難な場合、又は取扱場で処理しきれない場合は、仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）に連絡し、焼却等必要な処理を行う。

8 清掃資機材の調達

- 町は、町所有のもののほか、町内関係業者所有のものを借上げるが、不足する資機材は知事又は近隣市町長にあっせん依頼する。
※一般廃棄物処理業許可業者は、次のとおりである。

清掃機材の調達

名称	所在地	電話番号
(株)共和環境保全	岩沼市南長谷字錦 187-1	0223-22-1781
(協)名亘清掃事業公社	岩沼市早股字前川 187-28	0223-22-6030
(株)エヌイーエスコーポレーション	山元町小平字北 85	0223-33-6500
(株)ヤマモト商事	山元町坂元字館下 1	0223-38-0427
(株)仙台リサイクルセンター	名取市愛島台一丁目 4-5	022-383-3196
(有)齋藤建材	亘理町逢隈牛袋字南谷地添 6-7	0223-34-4513
(株)ミヤギクリーン	岩沼市寺島字浜里 29	0223-24-6388
(有)サン・クリーン仙台	岩沼市空港南二丁目 1-1	0223-25-4737
(協)名取環境事業公社	名取市飯野坂字南沖 61-1	022-383-3533
(株)高良	岩沼市相の原三丁目 1	0223-22-1500
(有)コーセイサービス	柴田郡大河原町字沼 108-1	0224-53-5075

第3章 災害応急対策

(協)仙台清掃公社	蔵王町宮字海道西川添 103	0224-32-2131
(株)モトキ	柴田郡大河原町字新南 35-5	0224-51-1155
(株)青葉環境保全	仙台市若林区蒲町 19-1	022-286-3161
(有)小野運輸	亘理町吉田字松元 194-9	0223-36-2253
(有)濱野工務店	亘理町荒浜字西木倉 93-20	0223-35-2746
(協)亘理清掃公社	山元町八手庭字北向 102-7	0223-37-6077
(株)トニー(ベンリー柴田店)	柴田町船岡東2丁目 11-6	0224-58-2600
(株)ジェーエーシー	蔵王町大字小村崎字山崎 14-1	0224-33-4773
(株)公害処理センター	角田市角田字緑町 2-14	0224-62-5681
遠藤商店 (美環境)	亘理町字北新町 26-1	0223-34-6671
(有)大塚商店	亘理町長瀬字南原 259番地3	0223-36-2615
(有)アスクリーン・ネットワーク	岩沼市小川字上河原 37	0223-25-6580
田中建材輸送(株)	亘理町吉田字松元 209-10	0223-36-3555
(株)こんの	大河原町金ヶ瀬字中川原 75-1	0224-51-3349
トリプルクリーンサービス	角田市尾山字大久保 55-2	0120-210-121
仙台カレットサービス	山元町山寺字山下 7	090-5596-3094
資源回収サービス	山元町大平字日吉 85	090-9530-9656

9 海に流出した災害廃棄物の処理

- 町は、県や国及び関係機関、応援協定団体等の協力のもと、津波により海に流失した災害廃棄物の処理について、公物管理上、船舶の航行上及び漁業従事上の支障の除去の必要性等を考慮し、災害廃棄物の状況把握、地域や海域の実情に応じた措置、種類や性状に応じた適切な処理等、必要な措置を講ずる。
- 町は、そのための体制の構築に当たり、塩分を含んだ災害廃棄物の取扱い、悪臭・害虫対策、P C B (ポリ塩化ビフェニール)が含まれたトランス等の電気機器や農薬等の薬品が入ったもの等の有害な物質等の取扱いについて、十分に留意する。

10 住民等への広報

- 町は、災害により、ごみ及びし尿の収集方法等が通常と変わった場合は、速やかに住民に周知する。

第3章 災害応急対策

第21節 社会秩序の維持活動

主な実施担当	総務部、産業部
防災関係機関等	亘理警察署

1 方針

被災者の生活再建へ向けて、物価監視を実施し、更には流言飛語や犯罪による社会不安、混乱等を防止するため所定の対策を講ずる。

2 物価の安定、物資の安定供給

- 町は、生活必需品の買占め、売惜しみ及び便乗値上げの発生を防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について県の指導のもとに調査、監視を行い、必要に応じ事業者及び関係団体への指導・要請並び住民に情報提供する。
- 町は、適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- 町は、県と協力して、生活必需品の価格や出回り状況を監視するとともに、必要に応じ地域のスーパーマーケットやコンビニエンスストア、ガソリンスタンド等や関係業界に対し物資の安定供給を要請する。
- 町は、買占め、売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。
- 町は、住民の集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努めるよう指導する。

3 警備活動

- 警察は、治安情報の積極的な発信及び自主防犯組織等と連携したパトロールや生活の安全に関する情報の浸透を行い、速やかな安全確保に努めるとともに、被災地及び避難場所等の警戒活動、犯罪の予防及び不法行為の取締りを行う等、社会秩序維持のための諸活動を実施する。
- 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行う等、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。
- 町は、亘理警察署、宮城海上保安部と協力し、自主防犯組織等と連携しながら、被災地

第3章 災害応急対策

域の警備の充実を図る。

第1章 津波

第2章 津波

第3章 津波

第4章 津波

第3章 災害応急対策

第22節 教育活動

主な実施担当	教育部
防災関係機関等	各学校、施設・文化財管理者

1 方針

町及び教育委員会並びに私立幼稚園設置者は、大規模地震・津波災害により教育施設等が被災し、又は児童生徒、幼児の被災により通常の教育を行うことができない場合は、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得ながら教育施設の応急復旧、児童生徒、幼児の教育対策等必要な措置を講ずる。

2 事前対策

- 学校長は、学校の立地条件等を考慮し、災害時の応急計画を樹立するとともに常に指導の方法等につき明確な計画を立てておくこと。
- 教職員は、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、学校長と協力し応急教育体制に備えて次の事項を守らなければならない。
 - ア 状況に応じて学校行事、会議、出張等を中止するとともに、教育委員会と連絡のうえ臨時休業等適切な措置を取る
 - イ 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法を検討する
 - ウ 町教育委員会、亘理警察署、亘理消防本部及び保護者への連絡網を確認する
 - エ 勤務時間以外においては、学校長は所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を定め職員に周知させておく

3 避難措置

- 災害の発生が予想される気象条件となった場合、各学校長は必要に応じ臨時休校等の措置を取る。下校に際しては、事故のないよう十分注意を与え、同一方向又は同一地域ごとに集団行動を取らせる。
- 学校等の校長等は、地震災害が発生した場合又は町長が避難の勧告若しくは指示を行った場合等においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講ずる。

第3章 災害応急対策

1 地震発生直後の対応

- 地震発生後、速やかに安全な避難場所に児童生徒等の避難の指示及び誘導を行うとともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努める。
- 災害情報の収集に努め、周辺の安全状況を把握し、避難場所では安全が確保できないと判断される場合、安全な避難場所に移動する。最終的に安全を確認した後、速やかに保護者に連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講ずる。
- 遠足等校外活動時に災害が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示及び誘導等を行う。
- 児童生徒等の健康管理を行うために必要に応じ、建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。

2 登下校時及び休日等の措置

- 登下校時及び夜間・休日等に災害が発生した場合は、保護者等と連絡をとり、児童生徒、幼児の安否確認及び状況把握に努める。
- 児童生徒の登校前に休校の措置をした場合は、防災行政無線等により、保護者又は児童生徒に連絡する。

3 報告の義務

- 学校長は、災害の規模、児童生徒、職員の状況及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、町教育委員会に報告しなければならない。

4 保護者への引渡し

(1) 校内の児童生徒等への対応

警報発令中等、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校内保護する。
その際、迎えに来た保護者も同様に校内保護する。

(2) 帰宅路の安全確認

被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても、校内で保護を行い、安全が確実なものと判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。

(3) 保護者と連絡がつかない場合の対応

保護者と連絡がつかない場合や保護者がおらず引渡しが不可能な場合についても同様に校園内保護を行う。

4 学校施設の確保

第3章 災害応急対策

- 教育委員会は、町長と協議し、次の措置により学校施設を確保する。
 - ア 応急修理が可能な被害の場合

学校運営及び安全管理上緊急に修理を要する箇所について応急修理又は補強を行い、学校施設を確保する。
 - イ 施設の全部又は一部がその用途に供し得ない場合、被害の程度又はその状況に応じて次の措置を講ずる
 - (ア) 体育館等教室以外の施設を転用する
 - (イ) 被災学校周辺の余裕のある学校に応急収容する
 - (ウ) 公民館等社会教育施設等に応急収容する
 - (エ) 仮校舎を建設する

5 学校等施設等の応急措置

- 教育委員会は、教育活動を早期に再開するため、次の措置を講ずる。

1 小中学校

- 校長は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講ずるとともに、施設を所管する教育委員会に被害の状況を報告する。
- 当該施設を所管する教育委員会及び町は、速やかに被害の状況を調査し、応急復旧を行う。

2 社会教育施設、社会体育施設

- 施設管理者は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講ずるとともに、施設を所管する教育委員会に被害の状況を報告する。
- 当該施設を所管する教育委員会及び町は、速やかに被害の状況を調査し、応急復旧を行う。

6 応急の教育方法

- 教育委員会は、次の措置を講ずる。

1 授業

学校施設又は教職員が不足する場合は、応急的に分散授業又は二部授業等を行う。

第3章 災害応急対策

2 教職員の確保

学校内での調整で対応できない場合は、県教育委員会と協議して必要な教職員の確保に努める。

7 教育の実施

1 小中学校

- 校長は、被災の状況により授業ができないと判断したときは、速やかに、臨時休業の措置を取る。
- また、正規の授業が困難な場合は、授業等が開始できるよう速やかに次の応急措置を講ずる。

8 心身の健康管理

- スクールカウンセラーの派遣や心のケアに関する研修会の実施等、県教育委員会に要請し、被災した児童生徒等及び教職員の心のケアに努める。
- 教育委員会及び学校等は、必要に応じて、臨時の健康診断を実施するなどして、被災した児童生徒等の健康管理に努める。

9 学用品等の給与と調達

1 給 与

- 町長は、児童生徒が学用品を喪失し又はき損し、就学上支障があると認めるときは、次により学用品を給与する。

(1) 給与対象者

災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失又は床上浸水の被害を受け、学用品を喪失又はき損し、就学に支障を来たした小・中・高等学校等の児童生徒とする。

(2) 学用品の種類等

- ア 教科書及び教材で必要と認めるもの
- イ 文房具及び通学用品で、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲で必要と認めるもの

(3) 給与の方法

- ア 町教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、学校長を通じ対象者に配布する

第3章 災害応急対策

- イ 教科書及び教科書以外の教材については1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内に配布完了する
- ウ 学校長は、配布計画を作成し、保護者から受領書を徴し、配布する

2 調達

- 町教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。

(1) 教科書の調達

教科書は、教科書取次店又は教科書供給所から調達する。

(2) 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、町内の業者等から調達するが、それが不可能な場合は、県教育委員会に対しあっせんを依頼し、確保する。

10 学校給食対策

- 学校長及び町教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、応急復旧を要する施設、設備等について、町長と協議し、速やかに復旧措置を講ずる。
- 学校給食用物資は、財団法人宮城県学校給食会（電話 022-257-2324）及び関係業者の協力を得て確保するが、それが不可能な場合は、県教育委員会に対し斡旋を依頼するとともにその必要な措置を依頼する。
- 町及び町教育委員会は、通常の学校給食が提供できない期間においても、食中毒や伝染病等の発生予防のため衛生管理の徹底を図りながら、必要な措置を講ずる。

11 学校等教育施設が地域の避難所等になった場合の措置

- 避難所の管理者及び施設を所管する町教育委員会並びに町は、避難所の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講ずる。
- 避難所となった施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに町は、避難所の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講ずる。
- 避難所に管理責任者を置き、当該施設の管理者及び施設を所管する町教育委員会並びに自主防災組織等と十分協議しながらその運営に当たる。
- 当該施設の管理者及び施設を所管する町教育委員会は、避難所の運営について積極的に協力するとともに、教育活動等の早期正常化を図るため、避難所として利用している施設の範囲等について、町との間で適宜、必要な協議を行う。

第3章 災害応急対策

- 町は、指定避難所とは別に、災害発生時において避難場所・避難所として利用できる協定を締結した私立の学校法人等とも同様の対応を講ずる。

12 災害応急対策への生徒の協力

- 学校長は、学校施設、設備等の応急復旧作業や地域と連携しながらの救援活動・応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、教職員の指導のもとに参加できるよう検討する。

13 社会教育施設等の応急対策

1 社会教育施設及び社会体育施設の応急対策

- 被災社会教育施設及び社会体育施設は、応急の教育が実施できるよう速やかに応急修理を行う。

2 文化財対策

- 被災文化財は、文化財としての価値を損なわないよう、県教育委員会と連絡を密にし、所有者又は管理者若しくは管理団体に対する指導等必要な措置を講ずる。
- 被災した文化財の所有者又は管理者は、その文化財の文化的価値を最大限に保存するよう努めるとともに、速やかに被害の状況を町教育委員会に連絡し、その指示に従って対処する。
- 町教育委員会は町指定の文化財について、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行う。

14 教育施設の現況

- 学校施設の状況及び学校以外の教育施設の状況については、資料26のとおりである。

15 通学手段の確保

- 教育委員会は、災害により通学が困難な児童生徒等の通学手段の確保に努める。

第3章 災害応急対策

第23節 防災資機材及び労働力の確保

主な実施担当	総務部、保健福祉部、産業部、建設部、消防部
防災関係機関等	ハローワーク仙台、その他防災関係機関

1 方針

大規模な地震・津波災害時において、速やかな応急対策を実施するため、防災資機材、応急対策のために必要な労働者及び技術者等の調達・確保及び緊急使用等が必要になることが考えられるため、町及び防災関係機関は、災害発生時に円滑な緊急調達等の措置が図られるよう万全を期する。

2 緊急使用のための資機材の調達

- 町は、必要に応じて、あらかじめ締結している協定に基づく応援要請等により、応急対策活動のための防災用資機材を確保し、効率的な応急復旧を行う。
- 町は、防災関係機関と防災活動、救助活動に必要な防災資機材等の調達について相互に連携を図るとともに、必要に応じて民間等への協力を要請する。
- 町は、自主防災組織等が行う自主防災活動に必要な防災資機材の調達について、支援する。

3 労働者の確保

- 町は、災害応急対策を実施する際に不足する労務は、日赤奉仕団、婦人会、青年団、隣保互助、民間団体の協力を求め、又は労働者の雇用を行い、確保を図る。
- 町長は、協力を依頼できる民間の団体へ応援を要請する。

1 労働者の雇用の範囲

- ア 被災者の避難
- イ 医療救護における移送
- ウ 被災者の救出（救出する機械等を操作する労働者を含む。）
- エ 飲料水の供給（供給する機械等を操作する労働者及び浄水用医薬品等の配付に要する労働者を含む。）
- オ 救済用物資の整理、輸送及び配分
- カ 遺体の搜索及び措置

第3章 災害応急対策

2 雇用のあっせん依頼

- 町は、労働者の雇用を、原則としてハローワーク仙台(仙台公共職業安定所)を通じて行う。
- 町は、地域内において、労働者の雇用ができない場合又は不足する場合は、知事又は隣接市町長に対し、労働者の雇用を依頼する。
- 町は、労働者の雇用を依頼する場合は、次の事項を明らかにする。
 - ア 労働者の雇用を要する目的
 - イ 作業内容
 - ウ 所要人員
 - エ 雇用する期間
 - オ 従事する地域
 - カ 輸送、宿泊等の方法

3 労働者の宿泊場所

災害状況により、必要に応じて宿泊施設等を定める。

※町内で宿泊施設が不足する場合には、町外も含めて検討する。

4 労働者の賃金

雇用による労働者の賃金は、町内の通常の実費とする。

4 応援要請による技術者等の要員

- 町は、自ら技術者等の確保が困難な場合、次により他機関に必要技術者等の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図る。

1 指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対する職員派遣要請手続き

- 町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関の長に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。その場合は、次の事項を記載した文書を以って要求する。
 - ア 派遣を要請する理由
 - イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ その他職員の派遣について必要な事項

第3章 災害応急対策

2 知事に対する職員のあっせん要求手続き

- 町長が知事に対し、指定行政機関、指定地方行政機関、県又は他の市町村の職員派遣のあっせんを要求する場合は、次の事項を記載した文書を以って要求する。
 - ア 派遣のあっせんを求める理由
 - イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
 - ウ 職員を必要とする期間
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ その他職員の派遣あっせんについて必要な事項

5 従事命令等による応急措置の業務

- 災害応急対策を緊急に行う必要があり、また、災害救助基本法第71条第2項の規定により、知事の権限の一部を町長に委任した場合は、町長は、従事命令等による応急業務を行う。

1 従事命令等

(1) 従事命令

応急措置を実施するため従事命令を出すことができる関係者の範囲は、次のとおりである。

- ア 医師、歯科医師又は薬剤師
- イ 保健師、助産師又は看護師
- ウ 土木技術者又は建築技術者
- エ 大工、左官又はとび職
- オ 土木業者又は建設業者及びこれらの者の従事者
- カ 鉄道事業者及びその従事者
- キ 自動車運送業者及びその従事者
- ク 船舶運送事業者及びその従事者

(2) 協力命令

応急措置を実施すべき場所の近隣の者をその業務に協力させることができる。

(3) 保管命令等

救助のため管理、使用、収容できるもの、又、保管させることができるものは、次のとおりである。

- ア 応急措置を実施するため、特に必要と認める施設、土地、家屋若しくは物資で知事が管理し、使用し、又は収容することが適當と認めるもの
- イ 応急措置を実施するため、特に必要と認める物資で、知事がその所有者に保管

第3章 災害応急対策

させることが適當と認められるもの

(4) 保管命令対象者

病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、保管若しくは輸送を生業とする者。

(5) 他機関からの応援依頼

➢ 町長は、法令の定めるところにより、指定公共機関及び指定地方公共機関から応援を求められた場合は、これに協力する。

6 労働力の配分計画

- 各応急対策計画の実施担当責任者は、労働力等の必要がある場合は、労働の目的、所要人員、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、産業振興課長に労働供給の要請を行う。
- 町は、労働供給の円滑な運営を図るため、所要人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、迅速かつ的確な配分に努める。

第3章 災害応急対策

第24節 公共土木施設等の応急対策

主な実施担当	産業部、建設部
防災関係機関等	仙台土木事務所、仙台河川国道事務所、東日本旅客鉄道(株)、その他防災関係機関

1 方針

道路、鉄道等の交通基盤、漁港、河川・排水路及びその他の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、大規模な災害の発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものであるため、町は、これらの施設について、それぞれ応急体制を整備し、関係機関相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

2 道路施設

1 緊急点検

- 町は、他の道路管理者と連携を図り、地震発生直後(津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後)にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。

2 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

- 町は、道路が災害を受けた場合、他の道路管理者と連携を図り障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときには、宮城県道路防災情報連絡協議会の緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先し、交通の確保に努める。(資料8参照)

3 二次災害の防止対策

- 町は、地震発生後、他の道路管理者等との現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講ずるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。
- 通行止めや迂回路の設置、地盤沈下による冠水対策等には、国、県及び他の市町村との情報の共有化に努める。

4 農道・林道の確保等

- 町は、農道を緊急輸送車両等の通行に使用する場合、他の道路管理者及び関係機関と協議して交通の確保に努める。
- 幹線農道は避難路、延焼遮断帯ともなるので早急に被害状況を把握し、応急復旧等を行

第3章 災害応急対策

う。

- 町は、災害等の発生によりその管理する町道が不通になった場合、円滑な救助活動の実施や日常生活を確保するため、他の道路管理者との連携により迂回路として重要な役割を果たす農道等整備のほか、防災機能を發揮する附帯施設の整備に努める。

3 海岸保全施設

- 町は、海岸管理者と連携を図り、海岸施設の機能及び安全確保に積極的に協力する。

1 緊急点検

- 海岸管理者は、遠隔操作により閉門するとともに、地震発生直後(津波の危険がある場合は、津波の危険が無くなった後)にパトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施するものとする。

2 重要施設等の応急復旧

- 海岸管理者は、海岸保全施設が被災した場合、被災施設の重要度等を勘案し、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を速やかに図るとともに、早急に応急復旧等の工事を実施するものとする。

3 二次災害の防災対策

- 海岸管理者は、災害発生直後から海岸保全施設の点検及び現地調査等を綿密に行い、被災状況を把握し、必要な場合には近隣市町等の関係機関と連絡を取り、二次災害の防止に努めるものとする。

4 河川管理施設

1 町の対応

- 町は、県の協力を得て被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。
- 町は、河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、他の河川管理者と連携を図り、応急復旧を実施する。
- 町は、県等の協力を得て、被災箇所が背後地に甚大な被害を与えるため緊急に施工しなければならない仮締切工事、又は破壊箇所が次期出水により被害が予想される箇所について、決壊防災工事を行う。
- 町は、県等の協力を得て、災害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させ、改良復旧を含めた治水安全度の向上を図る。

第3章 災害応急対策

2 県の対応

(1) 緊急点検

- 河川管理者は、地震発生直後(津波の危険がある場合は、津波の危険が無くなつた後)にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。

(2) 二次災害の防止対策

- 河川管理者は、施設が被災し、浸水被害の発生や拡大により二次被害が発生するおそれが生じた箇所については、緊急に応急復旧工事を実施し、被災施設については、速やかに施設の災害復旧工事を実施する。

5 砂防・地すべり・治山関係施設

- 町は、県の協力を得て、警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講ずる。
- 町は、県の協力を得て、地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急措置及び監視を行う。
- 町は、県の協力を得て、災害発生後に砂防施設等の点検を実施し、破壊・損壊等の被災箇所の発見に努め、早急に必要な対策を実施し、被害の拡大防止を図るとともに、二次災害の防止に努める。

6 漁港施設

- 町は、漁港管理者と連携を図り、地震発生直後早急に、津波の危険が無いことを確認したうえで、漁港施設の被災状況を把握し、大きな二次災害につながる可能性のある箇所を発見するため緊急点検を実施する。
- 町は、緊急点検で、二次災害のおそれのある被災箇所については危険な区域への立入禁止のためのバリケードや警告板の設置等を行う。
- 町は、県等の協力を得て、被災施設の重要度等を勘案し、必要に応じて応急対策工事を速やかに実施し、漁港機能の早期回復を図る。

7 農地・農業施設

- 町は、農地、農業施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧等を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。
- 町は、県等の協力を得て、二次災害による被害の拡大を防ぐため、地震発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。
- 町は、県等の協力を得て、地震により農地・農業施設が被災した場合、被害の拡大を防

第3章 災害応急対策

止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。

- 町は、県等の協力を得て、二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡を取り実施する。
- 町は、県等の協力を得て、排水流入等により湛水状態となった農地については、排水ポンプ車の配備等により速やかに排水を行う。

8 廃棄物処理施設

- 一般廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、県の支援を受けながら速やかに応急復旧を行うとともに、二次災害の防止に努める。
- 町は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。
- 町は、災害廃棄物処理に当たっては適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- 町は、災害廃棄物処理に当たっては復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。
- 町は、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

9 その他の施設

1 判定の対象区域等

- 町は、区域内において、全壊（倒壊を除く。）、大規模半壊、半壊及び一部損壊の建築物が全体の概ね30%以上の区域を判定の対象区域とし、全壊、大規模半壊、半壊及び一部損壊の建築物を判定の対象建築物とする。

2 判定の実施

- 町長は、地震又は津波発生後建築物の被害状況の把握を行い、応急危険度判定の必要があると認めた場合は、「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（全国被災建築物応急危険度判定協議会）」、「被災建築物応急危険度判定マニュアル（財団法人日本建築防災協会、全国被災建築物応急危険度判定協議会）」に基づき、応急危険度判定実施の決定を行い、町内判定士に協力を要請するとともに、地震被害の規模に応じて、県に対し、応援判定士の派遣要請を行う。
- 被災宅地危険度判定についても、県の支援を受けて、「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）に基づき、被災宅地危険度判定を実施するものとする。
- 被災建築物の応急危険度判定業務は、基本的に町が実施し、県は必要な各種の支援を行

第3章 災害応急対策

う。

- 町は、判定の実施にあたっては、避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで被災地の住宅について判定を行い、自宅の使用が可能な者については自宅への帰宅を促す。
- 被災宅地の危険度判定業務は、町の災害対策本部が実施し、県は必要な支援を行う。

3 判定作業の広報

- ア 防災行政無線等を通じて、被災者に対し判定作業に関する以下の内容の広報を実施する
- (ア) 応急危険度判定の重要性と目的
 - (イ) 判定作業の内容
 - (ウ) 判定対象建築物
 - (エ) 判定作業の実施区域と実施時期
 - (オ) 判定作業への協力要請
 - (カ) その他注意事項

4 判定結果の表示

判定結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」の3種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすく、かつ安全な位置に表示し、当該建築物の所有者・付近歩行者等に周知を図る。

第3章 災害応急対策

第25節 ライフライン施設等の応急復旧

主な実施担当	総務部、上下水道部
防災関係機関等	東北電力(株)岩沼営業所、東日本高速道路(株)東北支社、 東日本電信電話(株)宮城支店、その他防災関係機関

1 方針

電気・ガス・上下水道・通信等のライフライン施設が大規模地震災害により被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市生活機能は著しく低下し、町民の生命、身体、財産が危険にさらされることとなり、ライフライン被害の影響は最小限に食い止めるよう努める。

2 水道施設

- 町は、津波発生後直ちに施設の被害状況を調査し、被害の拡大防止を図るとともに、応急復旧計画に基づき復旧活動を迅速に行う。

1 応急復旧計画

- 水源から浄水施設にいたる給水能力の確保を図るとともに、配水幹線から給水拠点までの送水を優先して復旧する。次いで、優先度に応じて配水管から給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水地域を解消する。

(1) 初期調査

電気、通信、道路等の施設、その他全般的な被害状況を把握することが、応急復旧を判断する基準となり、応急給水の重要な資料となるため、情報の収集を図る。

情報収集に当たっては、上下水道部が災害対策本部と緊密な連携を保ち情報を一元的に処理するものとする。

(2) 被害状況の整理

被害状況は、施設毎に取りまとめ、復旧方法、資材の調達、復旧人員、応援の有無等を決める基礎資料とする。

(3) 応急配水方法

災害調査結果に基づき、配水管の被害状況に応じた応急配水計画を作成し、配水調整によって断水区域を縮小し、応急復旧の進捗に伴い順次給水区域を拡大する。

第3章 災害応急対策

2 応急復旧資機材の確保

- 町は、地域内の業者等とあらかじめ協議し、所要数量を確保する。ただし、関係業者が被害を受け地域内で給水資機材を調達できない場合は、日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」に基づき資機材を要請する。

3 他機関への応援要請

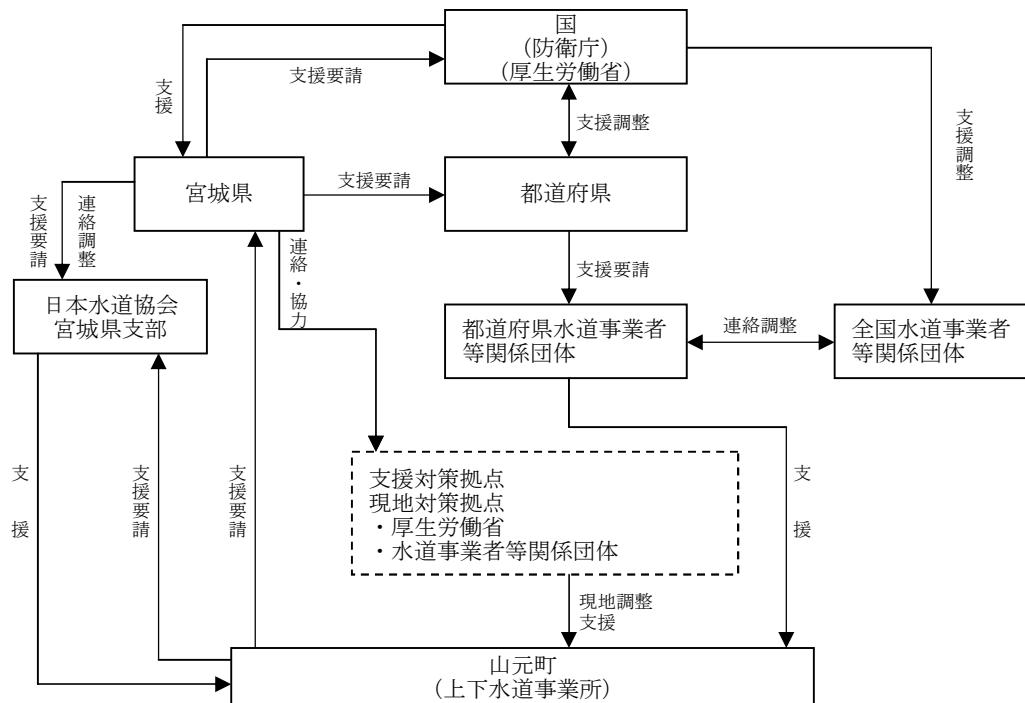
(1) 給水業務への応援要請

災害により飲料水が得られない地域が広範にわたり、町内での飲料水の確保が困難であると認めるときは、日本水道協会宮城県支部の「災害時相互応援計画」に基づき日本水道協会宮城県支部長（以下「県支部長」という。）に対し応援を求めるとともに、第3章第6節「自衛隊の災害派遣」に基づき自衛隊の災害派遣（給水活動）について知事に依頼し、飲料水を確保する。

(2) 給水資機材及び災害復旧資材の応援要請

町内で確保できる給水資機材及び施設災害復旧資材が不足するときは、支部長及び関係業者への資材による応援を要請し円滑なる給水計画の遂行に努める。

応急給水フローチャート



第3章 災害応急対策

3 下水道施設

- 町は、下水道施設が被災したときは、「下水道の地震対策マニュアル」に基づき重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置を講じ、被災箇所及び被災状況について早期把握に努め、下水の排除及び処理機能を確保するため迅速かつ的確な応急復旧に努める。
- 町は、「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、支援が必要な場合は要請する。

1 管渠

- 町は、管渠施設の構造、機能的被害を調査のうえ、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂撤去、仮設管渠の布設等により下水排除機能の確保に努める。

2 ポンプ施設、終末処理場

- 町は、ポンプ施設、終末処理場施設の構造、機能的被害を調査のうえ、下水処理機能の確保に努める。

3 広報活動

- 町は、終末処理場が被災により機能不全に陥った場合、未処理又は不十分のままに処理水が放流されることになるため、広報を行い、利用者に節水による下水使用の低減を呼びかけ、処理場周辺の環境汚染を防止する。

第3章 災害応急対策

4 調査、復旧項目

段階 (作業名)	管路施設	処理場施設	ポンプ場施設
第1段階	緊急点検	—	・人的被害につながる二次災害の未然防止、予防 ・有毒ガス、燃料の流出防止等のための元弁の完全閉止、機器の運転停止、遮断器閉
	緊急調査	・被害の拡大、二次災害の防止のための調査(主に地表からの調査) ・下水道本来の機能により道路等他施設に与える影響の調査	・被害状況の概要把握、大きな機能障害につながる二次災害防止のための調査
	緊急措置	・重要な区間の被害概要の把握 ・マンホールと道路の段差へ安全柵、陥没部への土砂投入、危険箇所への通行規制、可搬式ポンプによる排水、下水道施設の使用中止依頼	・火気の使用禁止、入りの禁止、漏洩箇所のシール
第2段階	応急調査	・被害の拡大、二次災害防止のための調査 (管内、マンホール内までに対象を広げる。)	・処理場の暫定機能確保のための調査 ・ポンプ場の暫定機能確保のための調査
	応急復旧	・下水道の機能的、構造的な被害程度の調査 ・管内、マンホール内の土砂の浚渫、止水、可搬式ポンプによる下水の排水、仮管渠の設置	・コーリング、角落とによる水路仮締切、仮配管の布設、弁操作による配管のルート切り回し、可搬式ポンプによる揚水、固体塩素剤による消毒 ・コーリング、急結セメントによる復旧、可搬式ポンプによる揚水、仮配管の布設
第3段階	本復旧のための調査	・マンホール内目視、テレビカメラ調査、揚水試験	
	本復旧	・布設替え、コーリング、外部コンクリート巻き立て	・機器の更新、原形復旧工事 ・同 左

第3章 災害応急対策

5 災害復旧の各段階とその内容

各段階	内 容
災害復旧の第1段階	<p>災害復旧の第1段階においては、できるだけ短時間に施設の被災状況の概略を把握するため「緊急調査」を行い、以後の対応・復旧基本方針を定めるとともに、大きな人的災害につながる二次災害の危険性を適切に判断し、必要に応じて「緊急措置」を行う。</p> <p>処理場及びポンプ場においては、緊急調査の前に人的災害につながる二次災害の未然防止並びに緊急調査における安全確保のための「緊急点検」を行う。</p>
災害復旧の第2段階	<p>災害復旧の第2段階においては、施設全体の被災状況の把握と大きな機能障害につながる二次災害の未然防止のための「応急調査」を行い、二次災害の危険性、施設復旧の緊急性、施設の用途、重要度、本復旧までの工事等に基づき、応急復旧の必要性を判断する。</p> <p>応急復旧が必要な場合には、応急復旧の優先順位及び復旧水準を定め、適切な工法で「応急復旧」を行う。</p>
災害復旧の第3段階	災害復旧の第3段階においては、施設の重要性、被災箇所及びその程度、復旧の難易度、施設の将来計画を考慮して本復旧水準を定めるとともに、地域の将来計画・復興計画を考慮して「本復旧」を行う。

4 電力施設

- 地域内における電力施設の災害応急対策は東北電力(株)が行うものとする。
- 町は、電力施設の応急復旧その他電力供給を確保するため、応急措置が必要と認めた場合、東北電力(株)に応急措置を要請するとともにその実施に協力する。

1 応急措置の要領

- ア 応急措置を実施する場合は、被害状況等を勘案し、次の順位により行う
 - (ア) 人命に影響すると認められる施設にかかるもの。
 - (イ) 官庁、交通、報道機関等の公共的な防災実施機関及び緊急対策に使用する施設等
 - (ウ) その他
- イ 停電時における連絡
 - (ア) 停電、又は電力施設に被害があることを知った者は、速やかに東北電力(株)岩沼営業所又は町長に連絡する。
 - (イ) 町長は、災害時において停電、又は電力施設の被害を知った場合は、速

第3章 災害応急対策

やかに東北電力(株)岩沼営業所に連絡し、対策を協議する。

5 ガス施設

- 町は、二次災害の防止と被災状態の復旧について(社)宮城県エルピーガス協会の計画に協力する。なお、災害時における燃料供給等の対策は、町長が行う。

6 電信・電話施設

- 電気通信設備に係る災害応急対策は、東日本電信電話(株)宮城支店が実施する。
- 東日本電信電話(株)宮城支店は、電気通信設備が被災した場合には、公共機関等の通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化防止を図るとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を図る必要がある。
- 町は必要に応じて東日本電信電話(株)宮城支店が実施する計画に協力する。

第3章 災害応急対策

第26節 危険物施設等の安全確保

主な実施担当	総務部、消防部
防災関係機関等	仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）、宮城海上保安部、亘理消防本部、亘理警察署、その他防災関係機関

1 方針

町内には、石油等の危険物貯蔵所等があり、震災時においては振動、火災等により、危険物の漏洩や爆発等の事態の発生が考えられる。これらの施設については、関係法令に基づく災害予防規程等の作成を義務付けられているところがある。

町は、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講ずるとともに、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危険防止を図るために、他の防災関係機関と相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する。

2 住民への広報

- 町及び危険物施設等の管理者は、地震・津波の被災による事故の情報の速やかな公表と、環境汚染に対処するため、流出危険物の組成を明らかにしてその対応策を的確に伝える。
- 町及び危険物施設等の管理者は、処理に対する作業の進捗情報を整理し広報するとともに、住民等から数多く寄せられる問い合わせ、要望、意見等に適切な対応を行える体制を整備する。

3 危険物施設の応急対応

1 陸上における応急対策

- 町及び消防機関は、発災した場合に被害を最小限に食い止めるための応急対策体制について関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して次の事項を指導する。
 - ア 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
 - イ 混触発火等による火災の防止装置と初期消火活動並びにタンク破損等による流出等による広域拡散の防止措置と応急対策
 - ウ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関への迅速な通報並びに連携活動

第3章 災害応急対策

2 海上における応急対策

- 危険物の保安については、宮城海上保安部において次に掲げる措置を講ずる。
 - ア 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行制限若しくは禁止を行う
 - イ 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う
 - ウ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う

4 高圧ガス施設

- 町は、地震や津波の規模・態様、付近の地形、ガスの種類、気象条件等を考慮し、消防機関、宮城県地域防災協議会防災指定事業所並びに宮城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連絡を取りながら、迅速かつ適切な措置が取られるよう協力する。

第3章 災害応急対策

第27節 農林水産業の応急対策

主な実施担当	産業部
防災関係機関等	みやぎ亘理農業共同組合、宮城県漁業共同組合仙南支所、その他防災関係機関

1 方針

大規模災害等により、農業生産基盤、林道・治山施設・養殖施設等施設被害のほか、畜産飼料の不入荷による家畜被害、燃料、電気の途絶によるいちご等の施設園芸等のハウスや作物被害といった間接的な被害が予想される。また、津波による浸水農地については、土壤中に残留した塩分による作物の生育障害が懸念される。町は、各関係機関と相互に連携を保ちながら、被害を最小限に食い止めるため、的確な対応を行う。

2 活動体制の確立

1 実施責任者

- 町は、農林水産業に関する災害対策の総合かつ一元的体制を確立し農産物生産の安定を期するため、関係機関と緊密な連絡のもとに、迅速的確な被害情報の収集を行うとともに災害対策を講ずる。
- 町長は、農林水産業の応急対策を樹立し、実施する。
- 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、土地改良区等の関係団体は、その属する農業、林業、漁業の応急対策を実施する。

2 除塩・湛水対策

- 町は、県が行う営農再開に向けた除塩対策の実施に協力する。土壤中に残留する過剰な塩分は、十分な量の真水で流し出すことを基本とし、津波の浸水や排水流入により湛水状態となった農地については、移動ポンプ車の配備等により速やかに排水に努める。

3 農業用施設

- 町は、農地、農業用施設に係る二次災害を未然に防止するため、耐震性の点検、応急復旧を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。
 - ア 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する
 - イ 地震等により農地・農業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措

第3章 災害応急対策

置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う

- ウ 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡を取り実施する

4 林道、治山施設

- 町は、林道、林地、治山施設に係る二次災害を未然に防止するため、県の協力を得て耐震性を点検し、早急に必要な対策を講ずる。
 - ア 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設等の点検・現地調査を行い、被害状況を把握する
 - イ 林道、林地、治山施設が被災した場合、被災施設等の重要度を勘案し、早急に応急復旧等の工事を実施するほか、県の行う応急対策に協力する

5 漁港施設

1 緊急点検

- 漁港管理者は、波浪・高潮等による災害が発生されると思われるとき、又は災害発生直後、パトロール等により施設の機能及び耐震性等について緊急点検を実施する。

2 漁港施設等の応急復旧

- 漁港管理者は、海岸保全施設が被災した場合、点検及び現地調査を行い、被災状況を把握し、必要に応じて危険な区域への立入禁止のためのバリケードや警告板の設置等を行うとともに、被災施設の重要度を勘案し、早急に応急復旧等の工事を実施する。

6 農産物

- 町は、災害に対応する次の技術対策を徹底し、被害の軽減を図る。

1 共通対策

(1) 追播の実施

播種可能な期間中に災害が発生した場合は、直ちに追播を緊急実施するように指導する。

第3章 災害応急対策

(2) 作付転換の実施

生育時期により作付転換を要する程度の被害を受けた場合は、適時適切な作物に転換するように指導する。

※散水による除塩を基本とするが、湛水が可能な場合は、十分な真水で過剰な土壤中の塩分を流し出す。

※被害を受けた作物体の草勢の維持回復に努め、回復不能な場合は、代替作物等の手当を行う。

2 水稲

(1) 水害

ア 用排水路、畦畔等が損壊し、水不足が発生した場合、損壊箇所の修復を行い、用水の確保を指導する

イ 軟弱地盤地帯での苗の埋没、浮き上がり、横倒し、泥水の冠水等の被害や、液状化に伴う噴砂現象による堆砂被害が発生した場合、応急対策として補植、植え直し、土砂の撤去を指導する

※津波による浸水があった圃場では、海水の早期排水に努めるとともに、十分な真水が確保できる場合には、掛け流し等により塩分濃度の低下を図る

3 畑作物

(1) 水害（野菜類）

ア 圃場の排水を図り、浅い中耕による生育の回復を図るよう指導する

イ 退水後、病害虫防除のための薬剤散布を行うよう指導する

ウ 馬鈴薯は、収穫腐敗防止対策を実施するとともに、市場出荷又は飼料として、サイロにつめる。生育初期地表が洗い流されて露出したものは、早急に培土する

4 果樹

(1) 水害

ア 倒れた樹は速やかに起こし、支柱で支え回復を促進するよう指導する

イ 浸水、冠水している果樹園では、排水に努め薬剤散布を行うよう指導する

5 施設園芸

ア 保温期間中の温室、ビニールハウス等の損壊が発生した場合、被覆資材の張り替えやトンネル等を設置し保温に努めるよう努力する

イ 被害を受けた作物体の草勢の維持回復に努めるよう指導する

ウ 暖房機を稼動させるための電源を確保するよう指導する

第3章 災害応急対策

- エ 給水源等を確保するよう指導する
- オ 重油等の漏れがないか至急確認し、流出がある場合は直ちに汚染が広がらないように対策を講ずる

※海水が流入した場合、草勢の回復は望めないので、ヘドロ等の堆積物を除去し、園地の除塩対策を優先して行い再生産を目指す。

- (ア) 雨水の利用、海水淡水化装置、水道水の利用等により、かん水用の真水を確保する
- (イ) 漏電等を確認したうえで、利用可能な資機材は防錆対策を行う
- (ウ) 除塩や用水確保が困難な場合は、養液栽培の導入も検討する
- (エ) 重油等の漏れがないか至急確認し、流出がある場合は直ちに汚染が広がらないように対策を講ずる

6 その他の災害等

- 町は、その他の災害等については、農業災害ハンドブック（宮城県産業経済部）により、関係機関等と十分協議しながら指導する。

7 畜産

- 町は、災害に対する次の技術対策を徹底し、被害の軽減を図る。

1 応急技術対策

(1) 水害

- ア 家畜の退避と飼料確保を指導する
- イ 被害家畜の健康検査を実施するよう指導する
- ウ 園場の排水に努めるとともに、収穫間近の場合、飼料作物の早期収穫を指導する

第3章 災害応急対策

2 家畜伝染病の発生防止

- 家畜の伝染性疾病的発生を予防し、又は蔓延を防止するため必要があると認めるときは、県の指示に従って家畜の検査、注射、又は投薬を実施する。
- 家畜の所有者に対し、必要により次の措置を講じさせる。
 - ア 患畜又は疑似患畜の隔離、係留、移動の制限その他の措置
 - イ 殺処分又は死体の焼却、埋却
 - ウ 汚染物品の焼却等又は畜舎等の消毒

3 死亡獣畜の処理

- 町は、県の指導・協力のもと、次の活動を行う。
 - ア 家畜伝染病の発生や蔓延を防止するために必要と認められたとき、死亡獣畜の検査を県に依頼する
 - イ 死亡獣畜が伝性病でない場合、県は家畜の所有者に対して、自ら又は産業廃棄物収集運搬業者に委託して死亡獣畜取扱場及び化製場へ搬送させ、適切に処理させる
 - ウ 死亡獣畜取扱場及び化製場への搬送が不可能な場合、県は家畜の所有者に対し、死亡獣畜取扱場以外の埋却の許可等を行い、適切な処理を指導する
 - エ 所有者不明等の死亡獣畜について、町が処理を行う

8 林業

- 町は、国、県及び関係機関の協力を得て、林産物の生産者・団体等に対して応急対策の指導・助言を行う。

1 森 林

(1) 風雪害

- ア 倒伏した造林木の引起しを指導する
- イ 被害木等の伐倒及び搬出を指導する
- ウ 被害木等の跡地へ造林を指導する
- エ 作業路の早期開設を行う

(2) 病虫害の防除

- ア 森林病虫害の発生又はその蔓延を防止するため必要があると認めたときは、県の指導のもとに関係団体、所有者等の協力を得ながら発生予測体制の強化、防除に努める
- イ 薬剤及び防除機器の確保に努める

第3章 災害応急対策

(3) 林業資材の斡旋

森林組合と協力し、被災者に対する施設復旧用の林業資材のあっせんを行う。

2 治山

- 町は、崖崩れ等の災害の未然防止又は軽減を図るため、公共の利害に密接な関連を有する地域に対しては、応急的措置を講ずるとともに県に対し、治山対策等の必要な措置を要請する。

9 水産物

- 町は、県の指導・協力のもと、次の活動を行う。

(1) 水産施設用資機材の確保

必要に応じ、補修資機材の購入斡旋等、速やかな供給体制の整備を図る。

(2) 応急技術対策

災害に対応する次の技術対策を徹底し被害の軽減を図る。

- ア 施設の早期修理と水産物の適正な生産管理の実施に努める
- イ 採苗可能な期間中に災害が発生した場合は、採苗に係る情報提供と技術指導に努める
- ウ 補充種苗保有種の調査と情報交換を行い、迅速な種苗の供給体制を整備する

10 市町村の役割

- 農業関係団体等は、農林水産業災害に係る応急対策を行う。
- 町は、病害虫防除、応急技術対策、家畜伝染病の防止、営農用資機材の確保等の農業災害に係る応急対策を実施する。

第3章 災害応急対策

第28節 二次災害・複合災害防止対策

主な実施担当	全部
防災関係機関等	仙台地方振興事務所、仙台土木事務所、仙台河川国道事務所、亘理消防本部、その他防災関係機関

1 方針

自然災害が生じた後、災害調査・人命救助等に伴う災害、土石流の災害地に入った救援隊が受けるおそれのある災害等二次的に生ずる災害について、対応策を講じる。

2 二次災害の防止活動

1 町又は事業者の対応

- 町又は事業者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン(電気、上下水道、ガス、通信施設)及び公共施設(道路、鉄道、水路の啓閉)の応急復旧を速やかに行う。
- 消防職員、消防団員、水防団員、警察官、自衛隊員や町職員等、救難・救助・パトロールや支援活動に当る関係機関職員についても、作業中の安全確保、二次災害被災防止に向けて努める。
- 電気事業者は、垂れ下がった電線等への接触による感電事故、漏電による火災の発生防止等に向けて、電気機器及び電気施設の使用上の注意を広報し、あわせ被害状況、復旧の見込み等報道機関等の協力を得て周知する。
- 町は、漏水による道路陥没等の発生、汚水の混入による衛生障害発生防止等に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込み等、報道機関等の協力を得て周知する。
- 町は、漏水による汚染水の拡散防止等に向けて応急復旧に努めるとともに、下水道施設の使用の抑制等を広報し、あわせ被害状況、復旧の見込み等報道機関等の協力を得て周知する。
- ガス事業者は、ガス漏洩による火災、爆発等の発生防止に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込みや復旧時の使用上の注意等報道機関等の協力を得て周知する。
- 電気通信事業者は、重要通信の確保、通信のそ通困難防止やふくそうの緩和等に向けて、応急復旧に努めるとともに、被害状況、復旧の見込み等報道機関等の協力を得て周知する。
- 道路管理者等は、避難者の移動、災害時緊急車両や物資輸送車の安全確保に向けて、障害箇所の応急復旧により道路交通機能の確保に努める。

第3章 災害応急対策

2 水害・土砂災害

(1) 二次災害防止施策の実施

津波浸食箇所の降雨等による土砂崩れの発生、浸水箇所の拡大等水害等に備え、二次災害防止施策を講ずる。特に、津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、破堤箇所からの海水の浸水等の二次災害の防止に十分留意する。

(2) 点検の実施

- 町は、降雨等による二次的な水害、津波浸食箇所に対する土砂災害等の危険箇所の点検を必要に応じて実施する。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、伸縮計等の観測機器の設置や雨水侵入防止対策等の応急工事、適切な警戒体制の整備等の応急対策を行う。
- 町は、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

3 高潮・高浪・波浪

- 町は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて、応急工事等の対策を行う。

4 有害物質等

- 町又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

5 余震・誘発地震

- 町又は事業者は、余震による建築物、構造物の倒壊等、また新たな津波の発生に備え、二次災害防止施策を講ずる。特に復旧作業中等の場合は、作業の停止、避難等の作業員の安全確保対策を取る。

6 海岸漂着危険物

- 町は、県と協力し、海岸に漂着した危険物について、第一報通報者への対応、現地確認の準備、現地の状況把握、専門家の要請、海岸利用者・地域住民の安全確保について、一連の対応を取り発見者及び周辺住民の安全を図る。

7 現場作業者への配慮

- 町又は事業者は、災害の復旧作業に従事する作業員に対し、余震による津波の発生等緊急の情報を、臨時災害FM、携帯無線機、携帯電話等の機器を用いることで伝え、作業員の避難安全を確保する。

第3章 災害応急対策

3 風評被害等の軽減対策

- 町は、地震、津波、原子力災害等による被災地に関する不正確な情報や流言が原因となり、復興の妨げとならないよう、風評被害等の未然防止又は影響の軽減を図るため、被災地域の被害状況、復旧・復興状況等の正確な情報の発信に努める。
- 町は、放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、観光業、農林水産業及び地場産業の商品等の適正な流通の促進を図る。

第3章 災害応急対策

第29節 応急公用負担等の実施

主な実施担当	総務部、建設部
防災関係機関等	自衛隊第2施設団、宮城海上保安部、亘理警察署

1 方針

大規模災害が発生し、又は発生が予想される場合において、応急措置を実施する必要がある。町は、特に必要があると認めるときは、区域内の施設、土地、家屋又は物資を管理、使用、収用し、若しくはその区域内の住民等を応急措置の業務に従事させる場合には、必要な措置を図る。

2 応急公用負担の権限

1 町長

- 町長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、次の措置を取ることができる。
 - ア 町の区域内の私有の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用すること
 - イ 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置
 - ウ 町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にいる者を、当該応急措置の業務に従事させること
 - エ 知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うことができる

2 警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

- 警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長若しくはその職権の委任を受けた町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、町長の職権を行うことができる。この場合においては、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

3 消防関係者

(1) 消防職員、消防団員

- ア 火災が発生し、又は発生しようとしている消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限すること

第3章 災害応急対策

イ 火災の現場付近にいる者を、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助、その他の消防作業に従事させること

(2) 消防長、消防署長、消防団長

ア 延焼のおそれがある消防対象物及びこれらのものある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限すること

イ (1) のア及び(2) のアに規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物並びに土地を使用し、処分し、又はその使用を制限すること

(3) 水防管理者、消防団長及び消防機関の長

ア 当該水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にいる者を水防に従事させること

イ 水防の現場における必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し若しくは収用し、車その他の運搬具若しくは器具を使用し、又はその他の障害物を処分すること

4 知事

ア 県の区域に係る災害が発生した場合において、次の応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令、又は保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理、使用又は収用することができる

(ア) 被災者の救援、救助その他保護に関する事項

(イ) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項

(ウ) 施設及び設備の応急復旧に関する事項

(エ) 清掃、防疫その他保健衛生に関する事項

(オ) 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に関する事項

(カ) 緊急輸送の確保に関する事項

(キ) その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関する事項

イ 災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、アに定める町長の応急公用負担等を代わって実施することができる

3 公用令書の交付

➢ 知事は、従事命令、協力命令、保管命令により、施設、土地、家屋又は物資の必要な処分をする場合は、その所有者、占有者又は管理者に対し、公用令書を交付して行わなければならない。

第3章 災害応急対策

- 知事は、公用令書に次の事項を記載しなければならない。
 - ア 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
 - イ 当該処分の根拠となった法律の既定
 - (ア) 従事命令にあっては従事すべき業務、場所及び期間
 - (イ) 保管命令にあっては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間
 - (ウ) 施設等の管理、使用又は収用にあっては、管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日
- 知事は、公用令書を交付した後、当該公用令書にかかる処分を変更し、又は取消したときは、速やかに公用変更又は公用取消令書を交付しなければならない。なお、公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、災害対策基本法施行規則及び宮城県災害救助法施行規則に定めるとおりとする。

4 手続き

- 町長は、人的公用負担を、相手方に口頭で指示するものとする。
- 町長は、物的公用負担を次により行うものとする。

(1) 工作物等の使用、収用

- ア 使用又は収用を行うときは、対象となる土地建物等の占有者等に対し、その土地、建物等の名称又は種類、形状、数量、場所、その処分の期間又は期日その他必要な事項を通知するものとする
- イ 通知すべき占有者等の氏名及び住所が不明のときは、対象となる土地、建物等の名称、種類等の通知すべき事項を、町又は土地建物等の所在した場所を管轄する亘理警察署に掲示し、通知に代えるものとする

(2) 工作物等の障害物の撤去

- ア 町長又は警察官が障害物（災害を受けた工作物等）を除去したときは、町長又は警察署長は適正な方法で保管するものとする
- イ 保管した場合、当該工作物等の占有者その他権限を有する者に対して、返還するため必要な事項を公示するものとする
- ウ 保管した工作物等が滅失又は破損若しくは保管に不相当な費用や手数料を要する場合は売却し、その代金を保管するものとする
- エ 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物の返還を受けるべき占有者、所有者等が負担するものとする

第3章 災害応急対策

才　工作物の保管に関する公示の日から起算して、6箇月を経過しても当該工作物又は売却した代金を返還する相手方が不明の場合は、町長が保管する工作物等は町に、警察署長が保管する工作物は県に帰属する

5 事前措置計画

- 町長は、災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生した場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、被害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を取ることを指示できる。
- 亘理警察署は、町長から要請があったときは、事前措置の指示を行うことができるが、この場合において、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

6 損失補償及び損害補償等

- 町は、区域内において、物的公用負担により、通常生ずべき損失があった場合は、所有者に対し損失補償を行う。
- 町は、区域内の住民又は現場にいる者を応急措置の業務に従事させた場合について、実費弁償は行わないものとする。ただし、応急措置業務に従事したことにより、死傷等をしたときは、公務災害補償の定めに従い損害を補償するものとする。

第3章 災害応急対策

第3〇節 ボランティア活動

主な実施担当	保健福祉部
防災関係機関等	日本赤十字社宮城県支部山元分区、山元町社会福祉協議会

1 方針

大規模震災時の災害応急対策及び復旧・復興期においては、多くの人員を必要とすることから、町は、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策、復旧・復興対策を実施する。その際、社会福祉協議会が中心となって、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、全国から駆けつける災害ボランティアの活動を支援、調整し、被災住民の生活復旧を図るとともに、専門的なボランティアニーズに対しては、町が災害ボランティアセンターとの連携を図りつつ対応する。

※町と社会福祉協議会では平成16年に「大規模災害における災害ボランティアセンターの設置・運営に関する覚書」(資料10)を締結している。東日本大震災での経験をもとに、隨時、覚書の内容について見直し、相互の体制等に十分配慮し、所掌事務や連絡系統について明確化する

2 一般ボランティアの活用体制

1 災害ボランティアセンターの設置

- 社会福祉協議会及び、N P O等連携組織等は、ボランティアの受入れ調整組織として中心となって、町レベル、県レベルの2段階に災害ボランティアセンターを設置するものとする。
- 社会福祉協議会及び、N P O等連携組織等は、相互に連携のうえ、日本赤十字社宮城県支部、災害ボランティア関係団体等とも連携を図り、活動を展開する。なお、ボランティアの受入れに際しては、活動中の安全が確保されるよう配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行う。

(1) 町災害ボランティアセンター

- 町社会福祉協議会は、基礎的ボランティアセンターとして、地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民のニーズの把握、ボランティアの募集、受付、現場へのボランティアの派遣等を行う。

第3章 災害応急対策

(2) 県災害ボランティアセンター

- 宮城県社会福祉協議会及び、N P O等連携組織は、国社会福祉協議会等関係機関の応援も得ながら、町災害ボランティアセンターの体制整備と運営を支援し、町間のボランティアの調整等を行う。なお、被災の規模により、必要に応じて、県災害ボランティアセンターの支部を町災害ボランティアセンターの後方支援拠点として設置する。

2 日本赤十字社宮城県支部、ボランティア団体等との連携

- 災害ボランティアセンターは、被災地に現地入りする日本赤十字社宮城県支部及びボランティア関係団体等との連携を図るとともに、これらの者の活動をできるだけ支援するものとする。

3 ボランティアセンターへの町の支援

- 町は、ボランティアの受入れに際して、高齢者介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。
- 町は、町災害ボランティアセンターの設置・運営について、必要に応じ、次の支援を行う。
 - ア 災害ボランティアセンターの場所及び資機材の提供
 - イ 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成
 - ウ 町職員の派遣及び県に対する職員派遣要請
 - エ 被災状況やボランティアニーズ等についての情報提供
 - オ その他必要事項

第3章 災害応急対策

3 専門ボランティアの受入れ体制

関係する組織からの申込みについては、町が県の協力を得て対応するものとし、主な種類は次のとおりである。

	主 な 受 入 項 目	担 当 課
(1)	救護所等での医療、看護、保健予防	保健福祉課
(2)	被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定等	まちづくり整備課
(3)	砂防関係施設診断	まちづくり整備課
(4)	外国人のための通訳	総務課
(5)	被災者へのメンタルヘルスケア	保健福祉課
(6)	高齢者、障害者等への介護	保健福祉課
(7)	アマチュア無線等を利用した情報通信事務	総務課
(8)	その他専門的知識が必要な業務	各課

4 NPO/NGOとの連携

- 町は、一般ボランティアの受入れ体制づくりを、社会福祉協議会、NPO等連携組織と連携しながら行い、その他のNPOやNGOとの協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。

5 奉仕団

1 奉仕団の編成及び活動

(1) 奉仕団の編成

- 奉仕団は、日赤奉仕団、婦人会、隣保互助、民間団体の協力を得て編成する。

(2) 奉仕団の活動内容

奉仕団の活動内容は、次のとおりとし、労働の種別により適宜協力を求める。

- ア 避難誘導の補助及び避難所の奉仕に関すること
- イ 炊き出し及び給水の奉仕に関すること
- ウ 救援物資支給の奉仕に関すること
- エ 清掃及び防疫の奉仕に関すること
- オ その他災害応急措置の応援に関すること

第3章 災害応急対策

(3) 隣保互助、民間団体の現況

町内における主な隣保互助、民間団体等の現況は、次のとおりである。

番号	団体名	活動内容	事務局
1	山元町自主防災会連絡会	自主防災活動	危機管理室
2	山元町区長会	行政活動連絡・調整	総務課
3	山元町防犯協会	防犯思想の普及・向上等	危機管理室
4	山元町民生児童委員協議会	町民生活の福祉向上	保健福祉課
5	山元町公衆衛生組合連合会	衛生思想の普及実践	町民生活課
6	山元町連合父母教師会	学校運営の健全化等	生涯学習課

第3章 災害応急対策

第31節 海外からの支援の受入れ

主な実施担当	総務部
防災関係機関等	宮城県

1 方針

町は、大規模地震・津波災害時において、海外から救援物資の提供や救援隊派遣等の支援の申し出があった場合、県と十分連絡調整を図りながら対応する。

2 海外からの救援活動の受入れ

- 町は、以下の事項について、情報収集し、県へ情報提供等を行う。
 - ア 救援を必要とする場所及びその緊急性
 - イ 現地までの交通手段及び経路の状況
 - ウ 現地の宿泊の適否等
 - エ 必要な携帯品等
 - オ その他必要と思われる事項